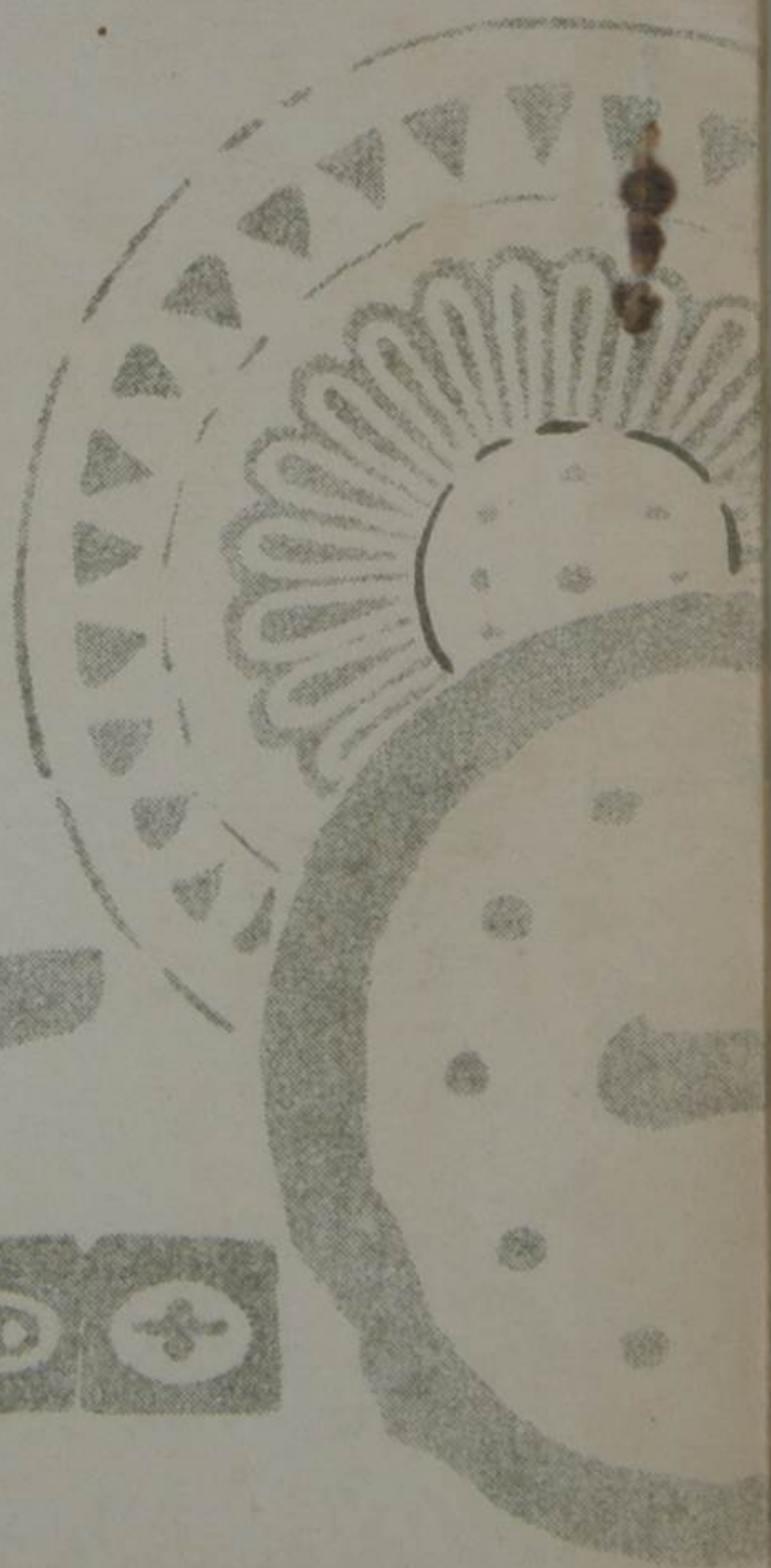
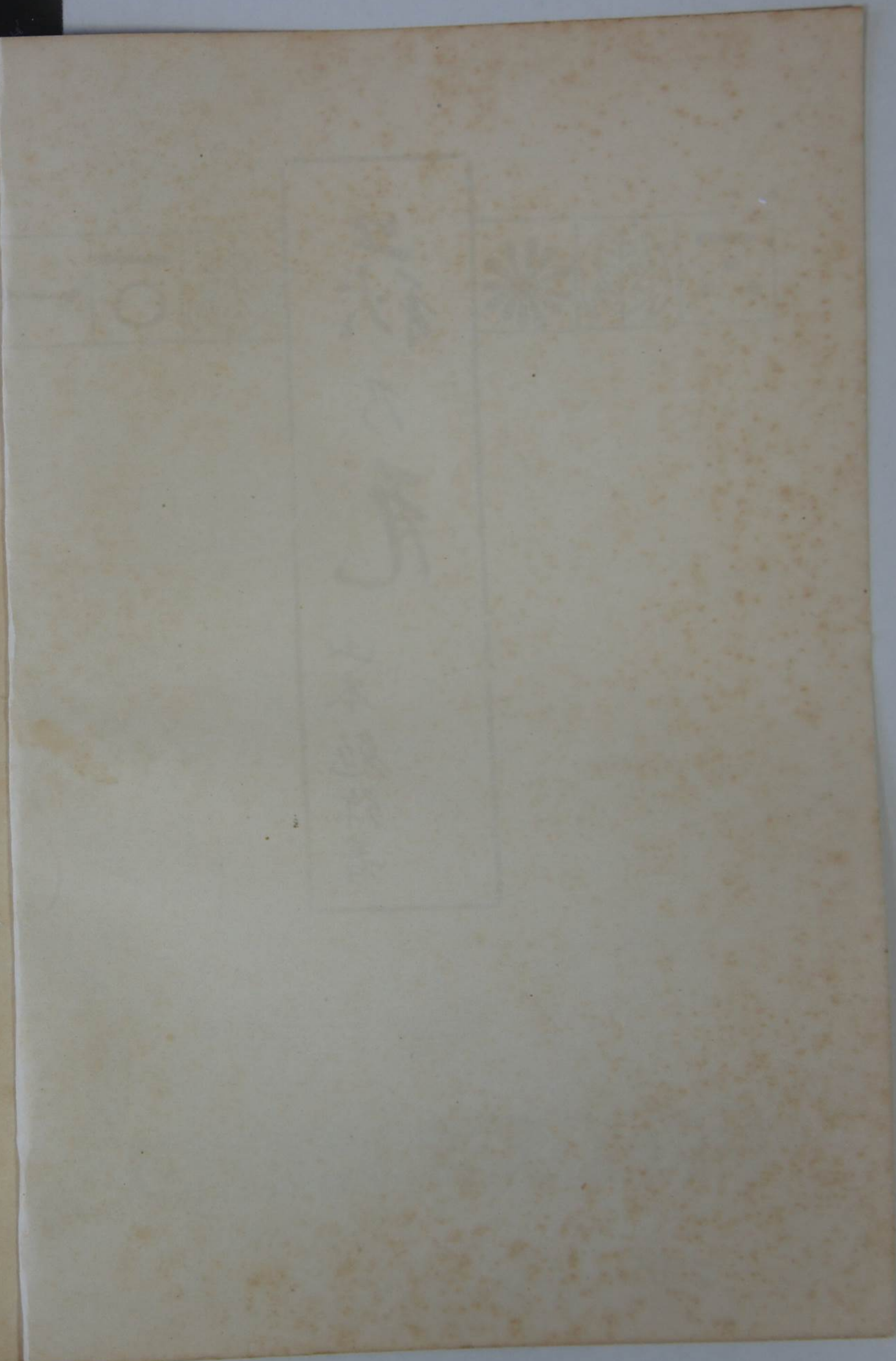
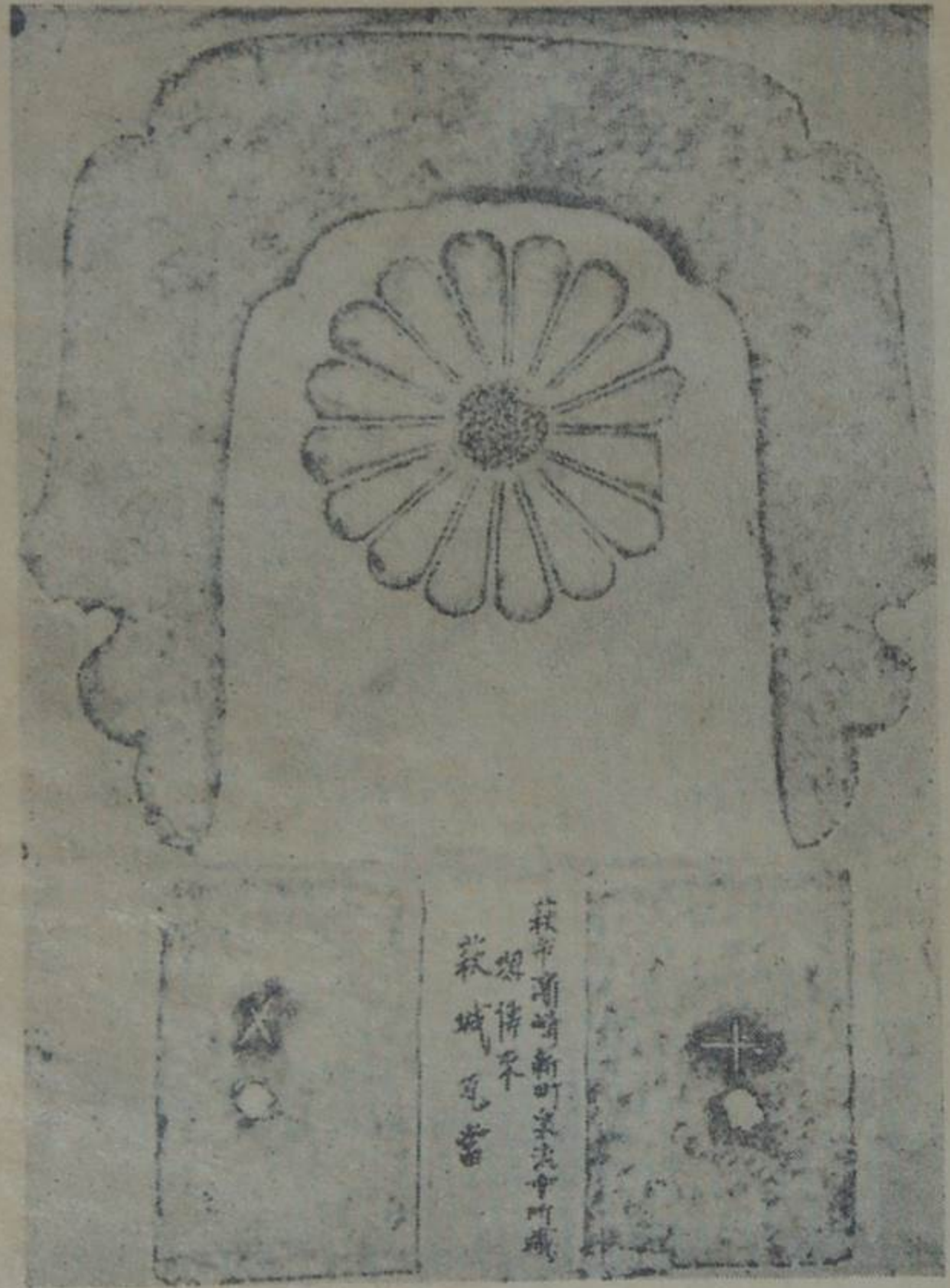


秋
乃
丸

山本勉弥著









萩文化叢書第三卷

萩の瓦

序

郷土を愛するは人間自然の至情である。九華堂主人山本勉彌君は愛郷の至情に燃える人である。愛郷の至情はやがて研究となり、倦むことを知らぬ勵精と熱情は郷里の一木一草に對しても徹底的に窮明しなければ措かぬのである。更に温故の雅情、蒐集の趣味は遂に此の一篇をなしたのである。惟うに君は嘗て萩築城當時の瓦を探索し、萩城下の古き瓦師の記録を調査し、微に入り細に涉りて研究の成果を我等同人の經營してゐた萩文化誌上に掲載せられた。それは實に十餘年前の事であつた。爾來研究精査一日も怠ることがなかつた。

大内氏時代の防長文化は室町時代に於ける地方文化の一異彩であつた。堺と山口と博多とは實に西國文化の中心であつた。毛利輝元の萩に築城せんとするや堺からその文化を移入した事は當然といふべく、萩築城當時の瓦が堺から輸送せられた事は想像に難くない。此の事實は當時の文化の交流を窺ふに重要な端緒を與へるものである。由來萩地は幾多の陶窯を存してゐた。此等が又瓦製造工業と何等かの脈落因縁なしとはいへぬのである。君は此等の事實に關し斷

簡零墨から幾多の事實を推測し、或は實地に遺蹟を探訪し、遺物を採集し、萩地方文化の一翼を鮮明にせられた。君往年「滿鮮百話」を公にし、尋で「郡司一族の業績」「萩の陶磁器」「萩電爭議實錄」等を刊行し、今亦多大の犠牲を忍びて斯篇を世に送らんとせらる。地方文化といふ事業は隠れたる眞の特志家が、營利を度外視して力をつくすにあらざれば解決し、鮮明し得られざるものが多いことを憶ひ、斯界のために君の誠意と熱情とに多大の敬意を拂ふのである。上梓に當り聊か蕪辭を述べて卷首に題する所以のもの、眞に感慨の盡きざるものがあるからである。

昭和辛卯歲初秋

學半 河野通毅 識

自序

昭和十一年二月十一日余は県立萩圖書館で開催中の郷土史料展覽會席上、司書香川政一先生出陳の藝州吉田城五三桐の瓦當、一〇印ある萩城址の瓦を見、其後間もなく指月山に登つた際、諸種の刻印ある瓦を發見採收した。この事は俄然考古の癖ある余を驅つて萩の瓦調査に向はしめたのである。加之時恰も余は萩に起きた水道鉄管問題の餘波を受け、政界醫界の第一線を退き、幾分時間の餘裕を得たのこ、心機轉換の爲め、頗る熱心に新趣味に没頭し、處女地の開發に従つた。現時の如き不自由な環境では思ふやうに活動が出来ぬのであるが、當時は幸に自用車の車夫が居て、常に踏査に協力して呉れた。斯く時の順と人の和が地の利に加つたので、その集積は終に本書を成すに至つたのである。本書はもとより郷土に對して大なる貢獻をなすと云ふ程のものではないが、奈良朝の昔より最近に至るまでの萩の瓦を述べ、萩城址のもの丈けに就て見ても史實として見逃し難い新知見があり、些か世に問ふ要あるを思ひ、茲に萩文化叢書第三卷として上梓することとした。然し尙々未發見のものがある他、瓦當に残された疑義や、瓦印に秘められた不審が相當あるので、是等は後學の士によつて解明せられることを期待する。

昭和廿六年九月

九華堂

山本

勉

彌

識

凡例

- 一、本書は萩文化叢書の第三卷として萩文化協會から刊行した。
- 一、本書の記事は皆「萩文化」に載せた「萩の瓦」の記事を主とし、同誌に載せ得なかつた事項を追加したものである。
- 一、鬼板と丸瓦の拓本も尙相當所藏して居るが、些か興味が薄いと、記事が冗繁に渉るので登載を差し控へた。
- 一、旧稿を採用した爲め、同じ關係事項が一ヶ所に纏まらぬ處を生じたが、部分的に述ぶる方が都合のよい場合もあるので、そのまゝとした。
- 一、口繪の説明は二一頁と七七頁にある。
- 一、近代の瓦當は隨所に多くあり、詳しく其所在を示す事は困難である。本書に記したのは、たゞ／＼余の眼に觸れ、且つ拓寫し易い所にあつたものに過ぎない。
- 一、瓦印瓦當の所在地を夫々誌したのは少しく冗長に過ぎると思つたが、其後古土壁の破壊されるものを見るに付けても、多少の意義を感じて居る。
- 一、序文を寄せられた辱知學半先生、表紙を揮毫せられた河村松溪畫伯に謝意を表す。

正誤表

頁	段	行	正	誤
一	上	一六	周防富田	周防富田
一	上	一五	書本	書物
一	下	一一	一四等	一四等
一	下	一一	紋章學	紋章學校
一	下	一六	泉流寺	流泉寺
二	下	二二	山口大付	山口茶畑
二	下	三三	河村	河村
三	上	一六	修繕	修善
三	上	一九	詮議	詮儀
三	上	一九	流失	流失
三	上	一九	小郭	小郡
三	上	一九	平瓦	平丸
三	上	一八	字	字
三	上	一八	恐惶	恐々
三	上	一七	清二郎	精二郎
三	上	一七	二十四	二十四
四	上	六	渡邊	波邊
四	上	五	池部	池邊
五	上	二	保福寺	法福寺
五	上	二	増山	増由
六	上	二	十年	十年頃
六	上	二	瓦業	業
七	上	三	花月樓	花外樓

目次

口繪	一	一
序	一	一
凡例	一	一
一、萩地方瓦業概説	一	一
二、奈良朝の瓦	一	一
三、桃山時代の伏見瓦	四	四
四、毛利氏紋章を有する瓦	六	六
五、十字架紋の刻印を有する萩城址の瓦	七	七
六、堺附近の瓦	九	九
七、萩に残存する堺附近の瓦當	一二	一二
八、萩城址の瓦	一四	一四
九、萩の三御用瓦師と其製瓦	二七	二七
1、河村本家の略系と勤功書	二八	二八
2、河村本家歴代の製瓦	三一	三一
3、河村分家の略系と勤功書	三五	三五
4、河村分家歴代の製瓦	三八	三八
5、阿川家の略系と勤功書	四三	四三
6、阿川家歴代の製瓦	四五	四五
10、須佐の瓦	五一	五一
11、大津郡西村瓦	五三	五三
12、大田家の瓦	五六	五六
13、林瓦師の刻印と瓦當	五九	五九
14、中津江窯	六〇	六〇
15、上古畑窯	六二	六二
16、山田窯	六三	六三
17、寺田窯	六三	六三
18、台田窯	六四	六四
19、内田窯	六五	六五
20、山下窯	六五	六五
21、富士屋山本窯	六六	六六
22、青海山本窯	六七	六七
23、中村窯	六七	六七
24、渡邊窯	六八	六八
25、堀窯	六八	六八
26、坪野窯	六八	六八
27、平安古吉村窯	六九	六九
28、城ノ腰綿屋窯	七〇	七〇
29、城野窯	七〇	七〇
30、玉江本藤窯	七〇	七〇
31、河村本家跡の諸窯	七一	七一
32、武安窯	七一	七一
33、奈古町瓦及周防富田瓦	七二	七二
34、所屬の明かならざる瓦印と瓦當	七三	七三

一、萩地方瓦業概説

萩地で見られる最古の瓦は奈良朝後期のものである、此時代の製瓦方法は朝鮮より傳來したもので、瓦質は朝鮮土器とも云はれる齋登と同じで頗る堅緻である。聖武天皇が東大寺建立を發願せられ、其築材運上の爲め行基菩薩が來萩した。此時建てられた龍藏寺及其支院に萩では始めて瓦が用ひられたのである。平安朝初期にも是等寺院の修繕用に多少の瓦が焼かれたこと、思はれるが、今の處それに該當するものを摘示し得ない、唯布目瓦の質が粗悪で軟かなものをそれに充當せんとする位である。鎌倉時代、南北朝時代、足利時代には武家が居館或は寺院利用の城塞を築いたのであるが、當時の瓦が残つて居ないのである、別に瓦を用ゆるまでには至らなかつたこと考へられる。戰國時代（天正頃）吉見正頼が堀内四本松に居館を築いたのであるが、此時のものと思はれる瓦が堀内は勿論吉見家菩提寺の圓通寺及正頼と關係あつた三千坊の旧所在地榎方面にも發見されないのを見るに、この時代も先づ製瓦はなかつたことと思はれる。

次で桃山時代の伏見瓦が常念寺山門にあるが是は毛利輝元が萩築城の後、伏見の毛利邸より移し來つたものである。萩が一躍文化都市となり、連薨が英發する様になつたのは實に輝元の萩開府である。大内氏と關係深く、毛利氏も

關係が深かつた堺より瓦が移入せられた事は刮目すべき事柄である。水軍の士河野七左衛門が製瓦の法を知つて居た爲め、河村が改姓して御用瓦師となつたのも、其必要に迫られての事であらう。以後萩の市街地、寺社などは常に瓦を用ひ、三御用瓦師始め地方私開業の瓦師が相當居たのであるが、大建築例へば大照院、東光寺、古明倫館の出來た際には復た堺より瓦が移入せられた。又風水害で瓦の需用が急増した場合は大津郡、三見村、須佐などの瓦が持込まれて萩瓦の欠を補ふたのである。新明倫館の出來た時も同様である。

赤瓦は恐らく築城當時も或は明治になつてからでも、萩で少しは出來たのであるが、主として瓦業の盛んな石州から永年移入せられた。明治以來田舎の方は特に此傾向が著るしい。黒色の鉄砂瓦もやはり多くは石州より送られて居る。萩へ移住した瓦師は石州の人が最も多いのも兩地の關係の深さを物語つて居る。大正頃周防富田の瓦がよいと云ふので、新築の家には漸々それを取寄せる人があつた。近年新建築にはスレートが多く用ひられる様になり、是等時勢の波に壓せられ、萩地の瓦業は遂次不振の状態である。

二、奈良朝の瓦

萩に於ける出土地

萩で奈良朝の布目瓦の出土する所は橋東區の上野と中津江

の兩域である。「巴城鑑」には天保十年二月、萩上野荒神社の北方、山畑より古瓦六枚を掘り出すとある。又中津江古老の言によると中津江台(元龍藏寺のあつたと思はれる所)及同寺支院のあつたであらうと思はれる邊で古瓦を掘り出したことがあると云ふ。現時の龍藏寺境内からも某氏は往年古瓦を拾つたと云はれる。余が自ら布目瓦を採拾したのは次の四ヶ所である。最も多く存在する所は下上野小字光安寺(龍藏寺五支院の一つで、其名が字名となつて居る)の小丘で、光安寺本堂のあつたと思はれる丘の西端である。此處は三種の瓦當の他、余が拓寫した布目瓦も六十三個に達して居る。次は上野に接近する前原家の山畑(台地に在る鍵村家の北方溜池の下方の畑)である。此處にある柿の木の下に石屑を集めた所があり、其處より九個、此畑に隣接した下方の畑で二個、計十一個を入手した。此處は直ぐ近くに古瓦窯と思はれる所があるから、此關係で古瓦が出土すると思はれる。第一圖トミチは此處にあつたもので、第一圖の此他のものは皆光安寺出土である。第三は上下野中村清二郎家より山手へ向ふ小路(鉄道線路と新開作道路との間)の南側にある溝の中で、是は唯一個(第二圖ロ)であるが、昭和十四年四月廿二日に採拾した。此は新道路開作等の關係で光安寺方面のものが移動して居たものと思つて居る。第四は中津江古畑に住する中原市熊一家が昭和廿六年一月頃より開墾した古畑の台地で、鍵村家より約一

町半東方に當り、以前は松の群生して居た處である。此處からは彌生式土器破片の他、殆んど完全な同小壺、齋瓮破片、古刀劍も出土した。布目瓦は唯一個に過ぎないが、昭和廿六年三月十八日余が踏査した際に獲たもので、第二圖ハに示したものである。

古瓦の種類

古瓦の種類は大發掘をやれば尙異種のものを得るこゝが出来ると思ふが、今では丸瓦々當二種と平瓦々當一種と紋様の色々かはつた平瓦である。第一圖イに示したものは大正十四年十一月出土したもので、中央に徑一寸九分の中房があり、その中に七顆の房子がある。中房の周圍には單瓣十六葉の蓮瓣があり、各瓣の間に一凸線を劃してその外端は六葉の蓮瓣があり、各瓣の間に一凸線を劃してその外端は縁に對し三角形の底部を出してゐる。この縁の周圍は巾二分の溝を形成し、その外側の外縁部には三角形の凸起があり、その尖端を中央に向けて配列し、所謂内行鋸齒紋を形成してゐる。全鉢の大きさは直徑五寸八分、厚八分、中房の所の厚さ一寸である。色は薄鼠で、その質は石の如く頗る堅い。

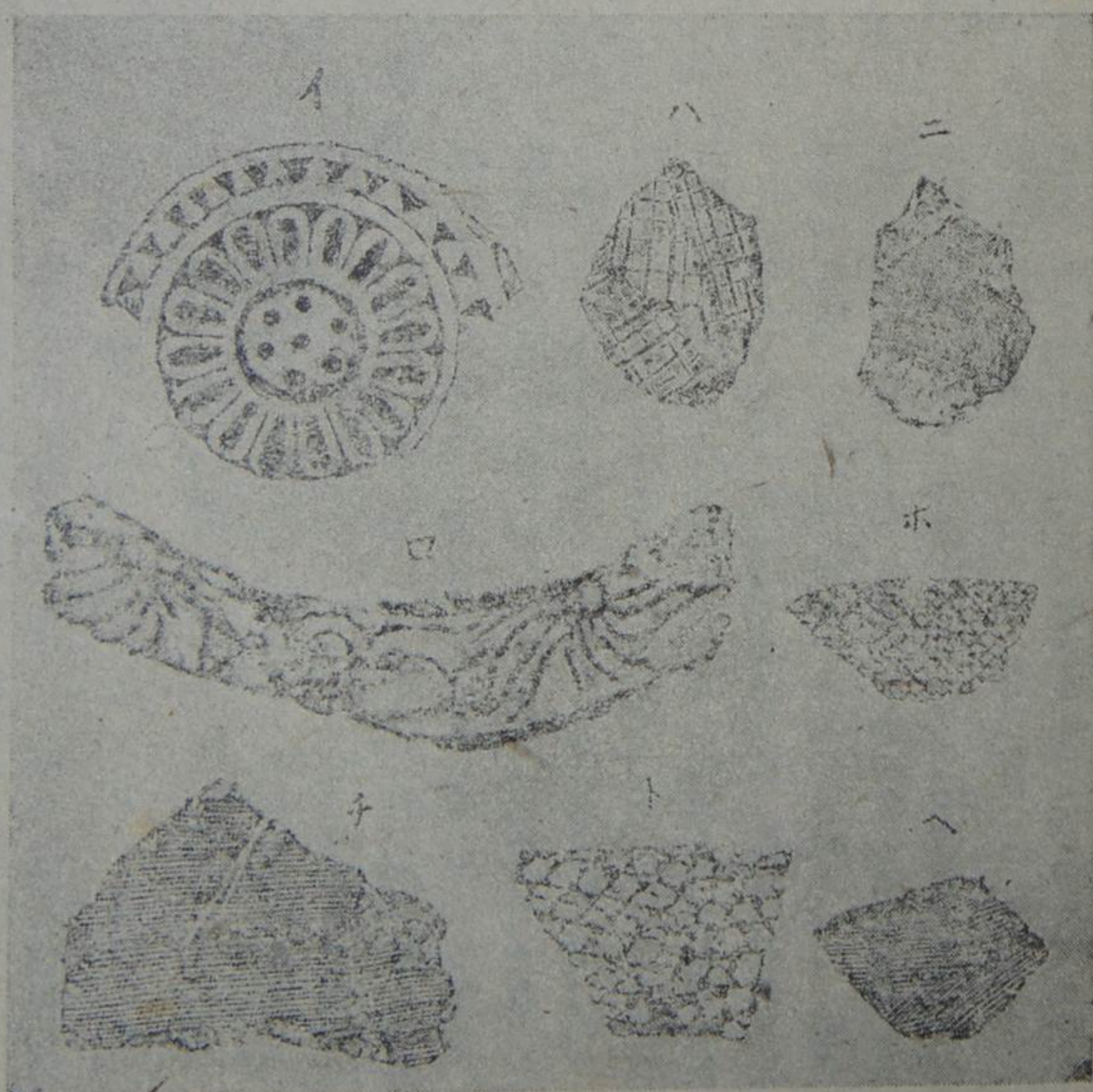
第二圖イのものは昭和十四年四月廿二日余が光安寺丘上牧場南側の柵の下で採拾したもので、中央に徑一寸六分の中房があり、その中に九顆の房子がある。中房の周圍には單瓣十六葉の蓮瓣があり、蓮瓣中にある隆起は第一のものより稍細長である。又各瓣の間に一凸線を劃してその外端は

縁に對し三角形の底部を出して居る。この縁の周圍は巾四分の溝を形成し、その溝の中に八個の珠紋が存在する。本品のみでは周圍の模様等不明の点もあるも、幸ひ大井村大寺發掘の古瓦に之と全く同型で完全なものがあるから、それに準據して以上の通り説明した。全鉢の大きさは直徑五寸二分、厚さ八分、中房の所の厚さ一寸である。色は薄茶褐(墨色のはげた痕跡がある)で、其質は軟かである。

第一圖ロのものは昭和十二年春出土したもので、中央部が磨滅して鮮明を欠くが、兎も角瓦當面全部が破損せず、その紋様の全鉢を窺知し得るを珍とする。この平瓦の側断面を考へて見るに、中央部と側縁部とは相違してゐる。即ち中央部は瓦當の厚さ二寸二分、瓦當面より隔たるこゝ一寸五分位で急に薄くなり、瓦當面より六寸五分の所では、その厚さ六分になつて居る。側縁は互に鈍角をなす二面から成り、この兩面の所を合せた厚さは二寸一分で、中央部より稍々薄い。この側縁部の厚さは瓦當面より後部に至るに従ひ、漸次に薄くなり、中央部の如く急に薄くはなつて居ない。色は表面灰黑色、断面は灰白色で、質は軟かく普通の瓦に似寄つてゐる。瓦當の紋様は圖に示した如く、寶相華の一種で、他國の瓦當には類似のものを見ないやうであるが、大井村大寺出土のものには稍々これに類

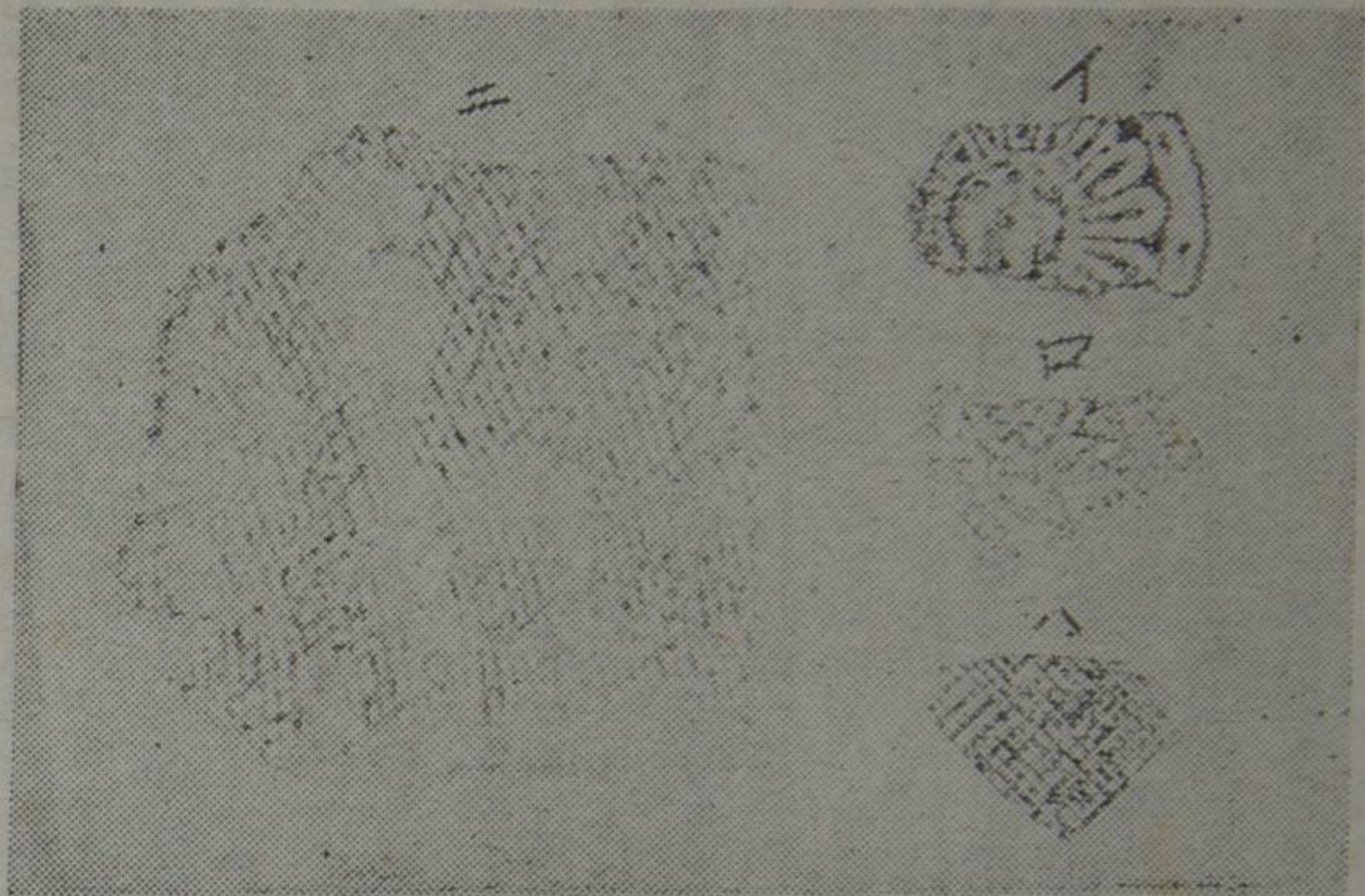
したものがある。

第一圖



第一圖説明 二はハの裏面で布目がよく現はれて居る。イを除く他の瓦にも裏面に布目がある。

第二圖



普通の平瓦にも種々のものがあり、完全ではないが縦横九寸（第二圖ニ）に及ぶものも入手してゐる。是等を点検するに、下面にある布目にも細粗の別があり、上面の紋様にも籠目、格子形、平行線、

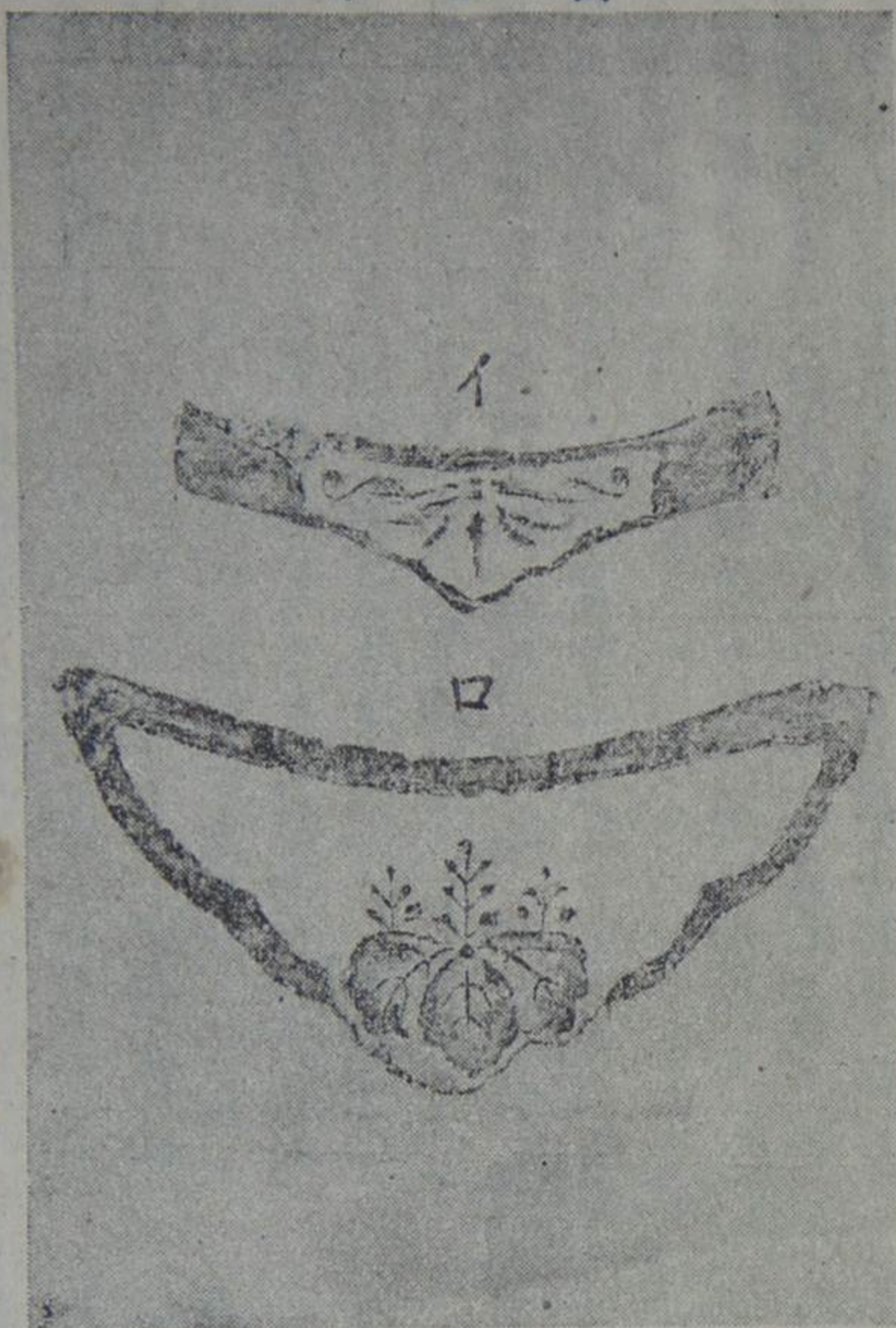
交叉平行線等夫々細粗大小の別がある。色も黒色、黒褐色、褐色、薄茶褐色、薄茶色、青灰色、灰色等種々あり、質も石の如く堅緻なものから、普通の瓦の如き軟質のものに至るまで多くの種類がある。厚さも種々で齋瓮壺の厚い破

片よりは却つて薄いもの（第一圖ハ）すらある。萩で出土する布目瓦全部が奈良朝のものであるとするのは、少し言ひ過ぎであるかも知れない。然し龍藏寺の由来より見、丸瓦々當の特徴より見て、大部分は奈良朝後期のものと考へて誤りないと思ふ。

三、桃山時代の伏見瓦

萩北古萩にあつた龍昌院は寛文十一年十一月の火災で、本堂は勿論有名な青貝門も灰燼に歸した。青貝門は龍昌院の中門で柱扉共に金漆を堆し、螺鈿の鳥獸草花を嵌め、燦然たるものであつた。こは毛利輝元が天正十八年九月十八日豊太閤を自邸に招待した時に造つた伏見邸の門であつたが、慶長九年八月（當時輝元は萩常念寺に滞留中）山口に於て逝去された輝元側室見玉氏の菩提を弔ふ爲め、翌十年輝元が周慶寺を建つる際、同寺の中門に使用されたものである。周慶寺は寛文四年龍昌院に改稱した。青貝門が今日まで残存すれば、桃山文化を如實に語る好資料として、萩の名物なるものであるが、焼失したのは惜しいことである。青貝門と共に伏見より萩に移された門に、萩市下五間町常念寺の山門がある、舊常念寺（現在の所より約二町北方）は寛文九年十二月の大火で本堂等は焼けたが、山門丈けが幸ひに残つたのである、同寺々傳によるに、この門は輝元が修築された伏見の自邸の裏門である。又一説に依ると、豊

第三圖



太閤が華麗を盡して作つた伏見の聚樂第を文祿四年にこぼち、本願寺及諸候へ、その建物を夫々頒與せられたのであるが、この門は其際輝元が貰はれたと云ふのである。いづれにしても伏見毛利邸の裏門であつたことには一致して居る。余はこの一説よりも、この門は青貝門と共に、天正十八年輝元が豊公招請の際、已に出来上がつて居たものであると考へ度い氣分である。

ものを精細に調査をすれば桃山時代の特徴が存すること、思ふが、古代建築學に關する素養の皆無な余には、何をも表現することが出来ない、たゞ此の山門には萩の何處にも見られない特異の平瓦々當の存することを余が昭和十三年四月發見した。その瓦は第三圖「イ」であつて、普通の平瓦々當と異なり、支那式三角垂面をなし、模様は蜻蛉に似た形をして居る。

織田信長が天正四年安土城を修築した時、その瓦を唐人の一觀に焼かしたのである、當時支那朝鮮では元時代から作り始められた此の三角形の垂面を有する平瓦が行はれて居たのである、一觀が日本へ來て活動して居るのであるから、此の支那式を傳へない筈がない。瓦の大家関野貞氏によると、此の支那式唐草瓦を用ひたのを證明し得るのは、天正十二年經營の聚樂第が最初であること云ふ。支那式三角垂面瓦の一例として毛利氏桐紋のある藝州吉田城の古瓦「ロ」（一香川政一氏藏）を参考の爲めに掲げた、「ロ」は「イ」より著しく三角形をなすが、他所には「イ」程も三角形ならず、普通平瓦々當に近いものもある。この支那式の瓦は

この山門には本柱の他に前後四本の支柱が存し中央欄間には立派な桐三牡丹の木製彫刻、兩外側には梅鉢の木製彫刻が存する。尙屢々逸出せりこの傳説ある所謂左甚五郎作の二匹の木彫獅子が本鴨居の上に掲げられてある。これ等の

桃山時代の特有物で江戸時代には殆んどその跡を絶つて居る、萩築城の際萩に來つた堺の瓦師もこの種のものを作つた形跡がない、依つて余はこの瓦を桃山時代伏見の瓦と断定する、従つて山門が伏見より移されたと云ふ傳説を、こ

の瓦が實證するところなる。青貝門が残存すればその瓦は必ずこの式のものであつたらうにと更に遺憾の情が湧出する。

四、毛利氏紋章を有する瓦

家紋は鎌倉時代に始つたが、これを瓦當に用ひだしたのは桃山時代が始めて、其後一般の流行となつた。即ち今日明かとなつて居る所では豊太閤が建築した聚樂第、伏見城に桐紋菊花紋の瓦當が用いられてあり、其後諸侯が其城郭第宅に盛んに自家の紋章を附することとなつた。毛利輝元が慶長九年萩築城の際もこの流行に漏れず瓦當に家の紋章を用ゐたのである。毛利には一文字三星、菊、桐、澤潟の四種の紋章がある。先づ是等に就て少しくその由來を説明するここにする。

三星は漢名これを三武と云ひ、又將軍星とも云ふ。「登壇必究」と云ふ書本に「天子三將を主る故に三武と名づく、中央の大星を大將軍星と爲し左星を左將軍と爲し、右星を右將軍と爲す」云々あり、その形状は簡明で尙武的意味がある。又獨立せる一個の紋章に一文字を加ふることは南北朝以來盛んに行はれたもので、當時の思想として、この文字には敵に打ち勝つこと云ふ尙武的意味を認めて居た様だ、即ち戰國時代に於ける武士の名乗には多く一をカツミ讀むを以ても察知することが出来る。以上の如く一文字三星は強き尙武の意



味があるので、武家の家紋として擇ばるゝに至つた様だ、毛利氏の場合も恐らくそれであらう。又一説として毛利氏の祖たる平城天皇の皇子阿保親王が一品の位を贈られたのに因由して、一文字三星が毛利氏の紋章となつたと云はれるが、これは一品と云ふ字の表體より來た俗説で信じ難い。以上は沼田氏が「日本紋章學」に記載せらるゝ説で、余の服する所である。

菊と桐の紋章は永祿三年御即位料を毛利氏が献納した功により、正親町天皇が同年二月十五日元就に賜はつたもので、同時に元就は陸奥守、隆元は大膳大夫に任叙せられて居

る。澤潟は勝軍草と呼ばれ優美で、武人の好んで用ゐた紋様であるから、これを紋章として用ゐるに至つたこと云はれるが、毛利氏の場合は舊藩士長沼家の家傳に「ある年、元就戰に臨み河を渉りしに澤潟に蜻蛉のとまれるを見て、觀賞措かず、進んで敵と合戦するに及び勝利を得しかば、この事を記念せんが爲めに、これより澤潟を家紋に定めたり」とあるから記念的意義に基づけるもので、澤潟紋の意義は必ずしも尙美的のものでないことが知られる。

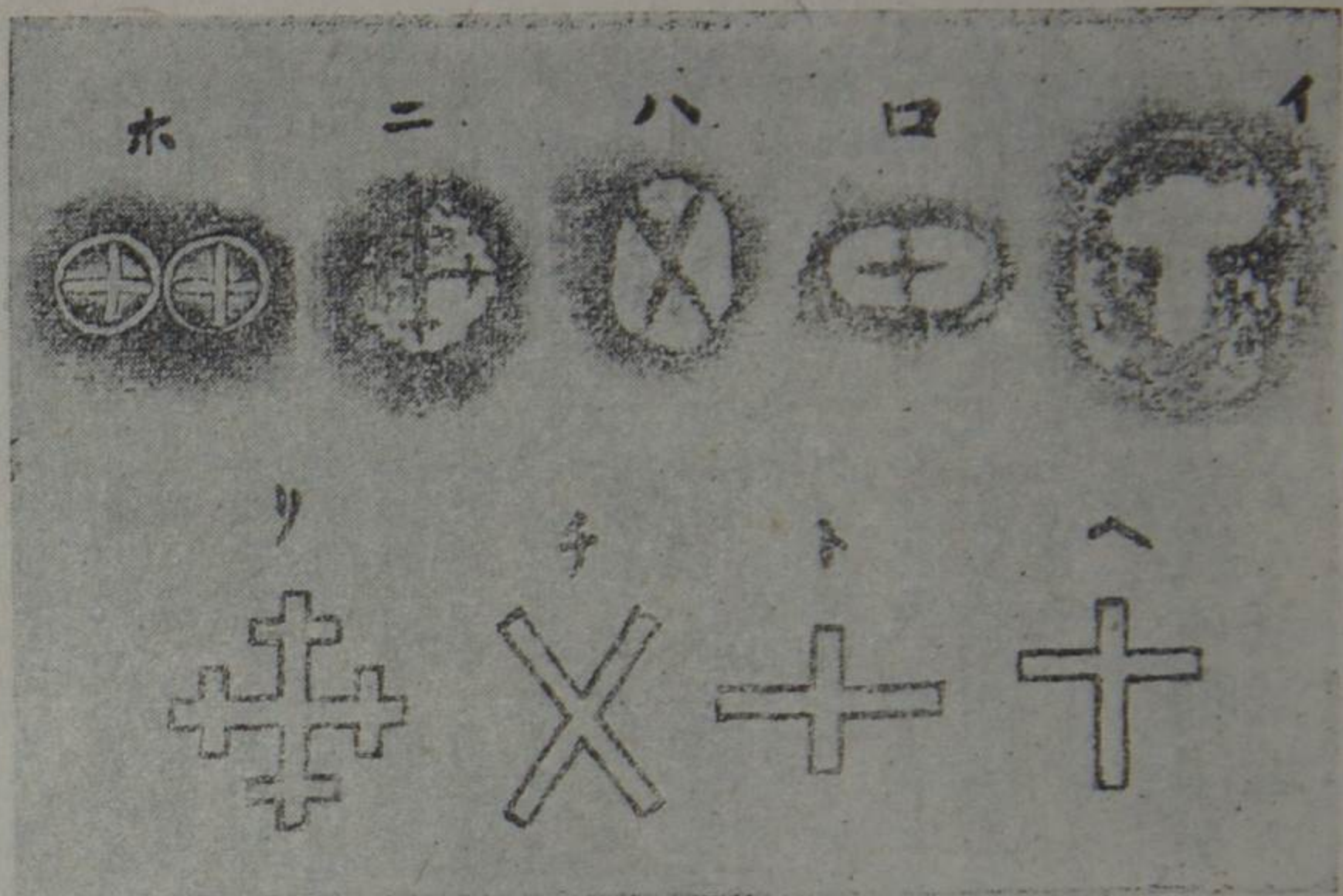
以上四種の紋章の内で一文字三星は紋様が簡單で製作も容易であるから瓦當として最も多く採用せられ、萩城址其他の處の鬼板及丸瓦に多數見らるゝ所のものである、第四圖「イ」は萩城詰丸跡(指月山上)にあつたものである、「ロ」菊の瓦當も同じく萩城詰丸跡で採捨せるもの、「ハ」桐の瓦當は舊仰徳神社跡より少し隔りたる指月山登山道で採捨せるものである。「ニ」澤潟の瓦當は毛利家菩提寺の一つである大照院の溪谷で寺僧が前年拾得したものを同寺の故碓井住職が余に贈られたものである、薄茶色に焼けて居るのは、延享四年同寺の火災によるもので、従つてこの瓦當は承應三年同寺創建時のものである。

五、十字架紋の刻印を有する萩城址の瓦

天文十八年葡萄牙人フランシスコ、ザヴィエルが鹿兒島に來

て、始めて我國に基督教を傳へた。それより同教は新入の勢を以て全國に傳道せられ近江の安土、周防の山口、豊後の府内、京都などには寺院、會堂、學校などが出來、全國の信徒は數十萬を數ふるに至つた、大阪を中心とする攝河泉の地方にも相當多數の信徒があつたことと思はれる。豊臣秀吉は天正十五年に天主教を禁じ、其後教會堂を焼くなどのごことがあつたが、其禁令が十分徹底せなかつた程なく起つた大阪の冬、夏兩陣には基督教徒は大阪方に加擔した。右の如き有様であつたから、毛利輝元が萩築城當時は、藩士の内にも多くの同教信徒があつた、その最も有名なのは、彼の五郎太石事件に端を發して、誅戮を加へられた熊谷元直と天野元信である。基督教徒はこの人達を全くの殉教者であると誤り唱へて居る位である。

十字架は基督教徒の表章であつて、且つ尊敬、名譽の表章とせられて居るから、同信徒が十字架を用ゆるのは當然のことである。彼等は會堂に用ゆる鐘、墓碑、武器、馬標にまで十字架を印し、寛永十四年の天草の役に天草四郎が十字架の旗を翻せるは勿論、遡つて大阪陣にも、同様のことがあつた。然し我國に於ては十字架紋は基督教に由來するものこそそれに由來せぬもの二種類がある、島津家の一門は各種の十字架紋をつけて居るが、これは鎌倉初期より用ひて居るので、少くも天文十八年に渡來した基督教に由來して居るものでないことは明かである。



圖の説明
イ、ロは萩城詰丸址（指月山頂）にて採拾せるもの。
ハは萩城東門址にて採拾せるもの。
ニ、ホは萩城南門址（大手門址）にて採拾せるもの。
ヘ、ト、チ、リは沼田頼輔氏著日本紋章學に、基督教國に行はるゝ普通の十字架として掲げた

る九圖中より抜寫したるものなり。
へはラテン、クロス
トはギリシヤ、クロス
チは聖アンドリュウス、クロス

六、堺附近の瓦

泉州堺の商人が往時、海運によつて商權を四方に張つたことは著聞してゐる。殊に大内氏と堺・毛利輝元と堺などの關係によつて、堺と防長二州とは特に交通の多かつたことが考へられる。余が茲に述べんとする萩に於ける堺附近の瓦に就て見ても其一端が知られる。余が昭和十一年三月、萩城址瓦の調査に着手した際、先づ堺谷傳兵衛刻銘のあるものを發見した。始めは堺谷と云ふ姓名と考へたが、續いて堺北喜十郎とあるものを獲得したので、堺は地名であると考ふるに至つた。其後考古學研究で有名な堺の前田長三郎氏へ、當地で發見した資料の拓本を送り、堺方面の調査を依頼した所、次の事柄が判明した。

今は堺市内であるが、昔は旧堺と一小河を隔てた所に湊村があり、中央を貫通する紀州街道によつて、東西に分れてゐた、この湊村の氏神である船待神社々務所に、萩城址にあるのと全く同大同書跡の「東湊瓦工喜三郎」刻銘ある瓦（その瓦當に「船待山」の刻銘もある）があり、又堺の正法寺址よりは「湊瓦喜」の刻銘（書跡前者と同じ）ある一に三星（毛利家紋章）の鬼板あるを報ぜられた。是で愈々堺の瓦が萩に移入された事、堺谷堺北は勿論堺の谷、堺の北なることがわかつた。其後萩市内各所を探索して、図示の如き左のものを發見した。

リはクロスレット、クロス
ホの外輪の徑は四分。

是に反して、因幡、備前の池田家、豊後の中川家等の大名を初め、徳川氏麾下の士にも基督教關係の家紋と認めらるゝものを用ゆるものが些くない。
瓦に十字架を印せりと云ふは、織田信長が建てた京都南蠻寺の屋瓦にあつたと云ふ記事を見る他、余は寡聞にして、その事を聞かない。昭和十一年二月來余は萩城址の瓦の調査をやつて居る處、第五圖イ、ロ、ハ、ニ、ホの如き刻印を發見した。ロ、ハに屬するもので、是と形、大きさを異にするものは多くあるが、此處にはたゞ代表的のものを掲げた。以上の内ホを除いた他の四印を、普通の十字架紋とせらるゝ同圖へ、ト、チ、リに比較すると、全く酷似して居て基督教關係の十字架紋であると確認せざるを得ない。況んや前記、熊谷豊前守は築城の総宰云ふ大役を勤めて居り、天野も石垣築造の重要な役をつとめてゐる關係より見て、同教信徒である瓦師が遠慮なく、自己の信念たる紋章を瓦に刻し得たことは想像に難くない。圖中のホは大坂附近の堺より移入した立派な瓦に手書した紋様である、是によつて堺の瓦師の中にも基督教徒が居つたことが推定せられる。

附記 本圖作製後萩住吉神社で正法寺址のものと同じく「湊瓦喜」刻印ある一に三星の鬼板を發見した。

図符	刻名	所	在	地
イ	東湊瓦工喜三郎	天主閣附近、詰丸跡、南門跡		
ロ	堺谷傳兵衛（大字）	熊谷家、同附近、詰丸跡、南門跡		
ハ	堺谷傳兵衛	熊谷家、同附近、天主閣附近南門跡、詰丸跡		
ニ	堺谷傳	熊谷家		
ホ	堺谷喜十郎（無郭）	南門跡		
ヘ	堺北喜十郎	天主閣附近、詰丸跡、南門跡		
ト	堺北喜十郎（行書）	同前		
チ	堺北喜十郎	天主閣附近、南門跡		
リ	堺北喜重郎	同前		
ヌ	堺北喜重郎（長字）	同前		
ル	彦	同前		
ヲ	①（釘彫）	南門跡		
ワ	②（釘彫）	同前		
カ	久（肥字）	詰丸跡		
ヨ	久	南門跡		
タ	甚（大字）	同前		
レ	甚	同前		
ソ	甚（異書）	同前		

ツ 塙
ネ 塙瓦屋鬼四郎兵衛
ナ 塙下亦三郎

東光寺
東光寺、旧明倫館附近
川島善福寺、熊谷町西生寺、
堀内三浦家、中學校前國司屋
敷、油屋町吉屋家附近



第六圖

ラ 塙改喜多九郎兵衛 吳服町熊谷家附近、江向徳隣寺
ム 大阪松井彦右衛門 今魚棚白石家、土原弘法寺馬場長井家貸家
ウ 大坂瓦屋彦右衛門 同前
キ 大阪植田彦左衛門 吳服町久保田家、北古萩本行寺
ノ 塙丹治利右衛門 旧明倫館附近、今魚棚白石家、土原弘法寺馬場長井家貸家、旧明倫館附近
オ た◎ 同前
ク ◎◎ 同前
ヤ ◎◎ 同前
マ 大阪府下和泉國日根 櫻江阿川家藏
郡谷川村 中島廣重作

附記 單に熊谷家と記せるは魚棚熊谷仁三郎家のこと、又各家に轉藏せらるゝもの及び萩城址附近の畑に散在するものは記さず。
右の内イよりソに至る十八種は萩城址の天主閣附近（主に濠中）、南門跡（大手門跡）、誥丸跡（指月山上）で發見せられるもので慶長九年萩築城の際、塙より移入したものである。その瓦の質は硬くて重く殆んど吸水しない、色は普通の瓦よりは黒色が薄く、萩城址最古の瓦ではあるが、今尙新らしき觀がある。喜十郎、喜十良、喜重郎は勿論同一人である、往時は郎三良、十と重を併用した例が他にもある。彦、久、甚はいづれ喜三郎、傳兵衛、喜十郎身内の者の

名であらふ。○(ハ)は彦のある瓦に存し、⊕⊕(ワ)は○ミ手法が同じであるから、彦と呼ぶ瓦師は天主教徒で、自己の信念を刻銘したものであらう。以上慶長の塙瓦は人眼につき易い天主閣、南門、誥丸のみに用いたもので、他の多くの樓門、土壁等には見られぬものである。現時萩の各所各家に藏せられてゐる是種の瓦は元悉く以上の三ヶ所に存在したものである。魚棚熊谷家及其の附近に此種のもものが一番多く見らるゝのは、同家は萩屈指の富豪で、明治初年萩城破壊の際、その主なる建物を買ひ受けたのに因るのである。

塙下田亦三郎(ナ)の瓦は前記の通り五ヶ所に發見せられてゐるが、その内善福寺は萩築城と同時に指月山下より現地に移つたもの、西生寺は元和七年創建のもの、堀内國司屋敷は築城直後に出來たものであるから、慶長より元和にかけて塙より移入したものと推定せられる。尙塙の記録に下田亦二郎と言ふのは慶長年間の瓦師であるから、亦三郎はこの亦二郎の弟であると思はれる。この瓦の質は城址の塙瓦よりは悪く、次の元祿瓦の下のものと同じである。

塙(ツ)と塙瓦屋鬼四郎兵衛(ネ)の瓦は東光寺にあるもので、同寺は元祿四年毛利吉就の創建であるから、この二つの瓦は其時のものである。ネの方が質がよく萩城址の瓦に稍々近く、ツの方は其質が劣つてゐる。ネは享保四年創建の

旧明倫館附近にもあるから、鬼四郎兵衛は元祿より享保にかけての瓦師と思はれる。
塙改喜多九郎兵衛(ラ)の瓦は吳服町熊谷家附近の土壁と徳隣寺にあるもので、「改」とあるのは北姓を喜多姓と改めた云ふ事、喜多家の史實を調べれば、其年代の判断がつく筈である。尙單に塙喜多九郎兵衛(第二十九圖二十四)とある瓦が徳隣寺にあることを後に發見した。
大阪松井彦右衛門(ム)と大阪瓦屋彦右衛門(ウ)の瓦が今魚棚の白石家の土壁と、弘法寺馬場の長井寛二家の土壁に見られる。同種類の瓦のあるより見て、この兩所には何か關係がないかと思ひ調べた所、果してこの兩所は故人となつた東田町白石信夫氏が建造したものであることが判明した。而して是等の瓦は何處かの古瓦を買入れたことと思ふが、今はそれを知る人がない。然し塙丹治利右衛門(ノ)の瓦が前記兩所と旧明倫館附近にあることを考へると、恐らく堀内にあつた古瓦を白石氏が購入したと推定せられ、従つてこの瓦は「オ」「ク」「ヤ」等と共に享保頃のものと思ふことになる。

大阪植田彦左衛門(キ)の瓦は北古萩本行寺と吳服町久保田家の土壁にある。本行寺はもと妙福寺と云ひ飯田町に在り、元和年間創建で、寛文年間に今の處に移つた。此處には元和頃と思はるゝ瓦、享保と寶曆の間と思はるゝ瓦があるから、確かに言ひ得ないが、この瓦は先づ寛文頃のもの

と思ふ。
 た◎(オ)、◎(ク)、◎(ヤ)、た◎の四種は「ノ」の瓦と共に堀内旧明倫館附近にある。是等はその模様、書跡が萩の瓦と異なるので、この「た」は丹治のたであり、他の印は丹治製瓦の符號であると断定して誤りがないと思ふ。余が前田氏と文通し始めて後、岡氏は遠縁にあたる丹治良一氏と、丹治の瓦も萩で出そうなものとして話し合つて居た時、余より快報を得て嬉しかつたこの報があつた。丹治家は先代までは代々利右衛門を襲名し、明治初年に至るまで永らく瓦製造を繼續した家柄である。

最後の大阪府下和泉國日根郡谷川村中島慶重作(マ)の瓦は萩市櫻江の瓦師阿川熙久槌氏所藏の鯨瓦に刻銘せられてあるもので、同氏母堂の話によるに、中島氏は明治三十年頃、當家に約一ヶ月滞留したことのあるサンテンボー(風來者の意)で道具作りは巧みであつたことである。前田氏の好意によつて泉州多奈川村(もとの谷川村)に問ひ合せて頂いた所、同村長の回答によると、中島は同村に二軒あり、その内一軒は瓦の道具作りの上手が居たが、今はその家族の行衛を知らない、多分それであらうとのことである。谷川村は泉州でも古來有る瓦の製作地で、今尙盛んにその業を繼續してゐる。

堺の瓦を大量に賣り出す時には、葺師をも共に買受地へ差し遣はす習慣があつたのであるから、萩へも慶長、元和の

頃には葺師が來、その瓦工が萩でも瓦を焼いたことと考へられる。兎も角萩開府以來明治三十年頃迄、時々堺附近の瓦師と萩とは幾分の關係があつたことがわかる。尙附記するが萩では第三十七図に示した甚、九、三、中、正の五印が見られる、是等はその大さ(直徑約三分)と云ひ、陽刻であること、書跡の相似より考へ、同一系統のものと考へられる。此種のもの、瓦當がまだ發見せられぬので、少しく考証據点が不足であるが、その所在地が左表の通り堺瓦と因縁ある大照院、東光寺、南門附近等であること、甚、九は堺の瓦工の名前であると思はれるので、余は是等を元和頃から明暦(大照院は承應三年起工明暦二年落成)、元祿頃までの堺の瓦であると推定する。

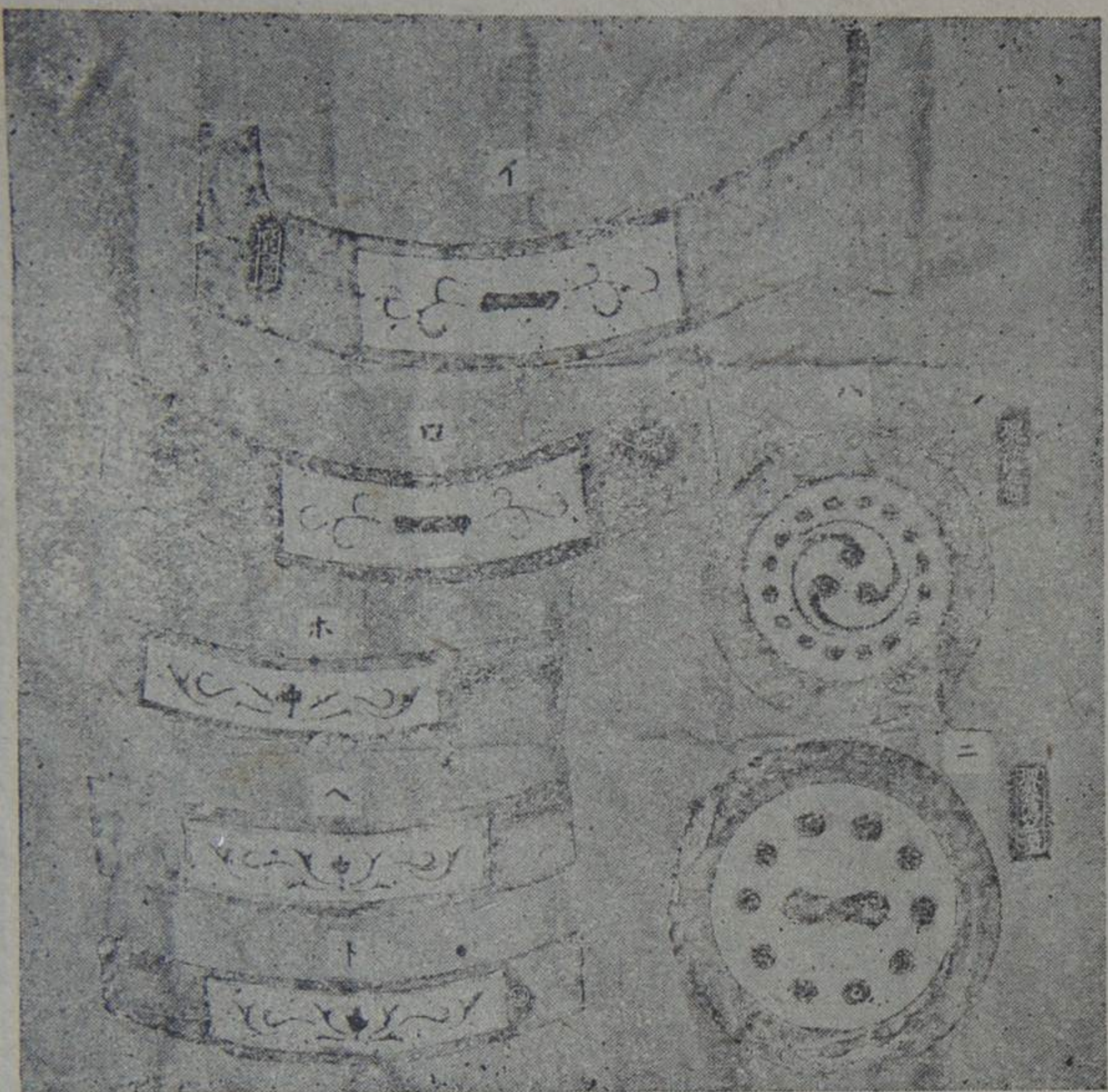
- 文字 所在地
- 甚 大照院、東光寺、旧法福寺
 - 九 熊谷家附近、大照院、南門附近畑、橋本町増山家
 - 三 熊谷家附近、樽屋町益田屋敷附近
 - 中 熊谷家附近、樽屋町益田屋敷附近、江向日名内家附近
 - 正 樽屋町増田屋敷附近

七、萩に残存する堺附近の瓦當

萩に残存する堺附近の瓦によりて、堺附近と萩との交通關係を、余は既に論述したが、茲には萩に於ける堺の瓦當(瓦の紋様)のこゝを解説する。堺附近瓦師の刻銘は、ある

程度までは比較的容易に集め得たが、それ等瓦師の作つた瓦當を集めるには少なからず苦心をし、漸く左図のものを搜索し得た。

第七圖



図符號 刻銘等と所在地

- イ 「堺北喜重郎」印ある平瓦々當、南門跡、天主閣附近
- ロ 「彦」印ある平瓦々當、南門跡
- ハ 背面に大字「堺谷傳兵衛」印ある左旋三巴十六星丸瓦々當、熊谷家
- ニ 背面に大字「堺谷傳兵衛」印ある一文字十星丸瓦々當、南門跡
- ホ 大字「堺谷傳兵衛」印ある平瓦々當、熊谷家附近
- ヘ 「堺下田亦三郎」印ある平瓦々當、堀内國司屋敷跡、熊谷町西生寺
- ト 「堺」印ある平瓦々當、東光寺

以上の内「イ」「ロ」は毛利氏紋章の一文字三星よりヒントを得たと思はれる一文字に簡單な唐草模様を配してある。一文字唐草の瓦當は萩製の瓦にも多種あるが、これがその先驅をしたものと考へられる。「ホ」「ヘ」「ト」は簡單な花模様と見られる、この模様は萩の瓦師からも少しは模倣されたことと思ふが、主として須佐の瓦に傳承せられて居る、即ち「す」「須佐工、御用須佐工、御用瓦須佐、越、越前屋、寶珠屋、村上常、等の刻銘のある須佐製の瓦當にこの種の模様が見られる。こは堺から來た有力な瓦師が須佐益田家の御用瓦師になつて須佐に止まり、幾代か續いて盛んに瓦製造をやつたのに基因するに考へられる。

「ハ」の瓦に就て一言する前に、先づ丸瓦巴文の畫期的

と考へられる。「ト」は元祿四年の瓦であるから、堺の瓦師は慶長以來少くとも元祿に至る九十年の間は略同様の瓦當ある瓦を萩へ移入して居たことがわかる。
附記 「ニ」の直徑は大寸一分

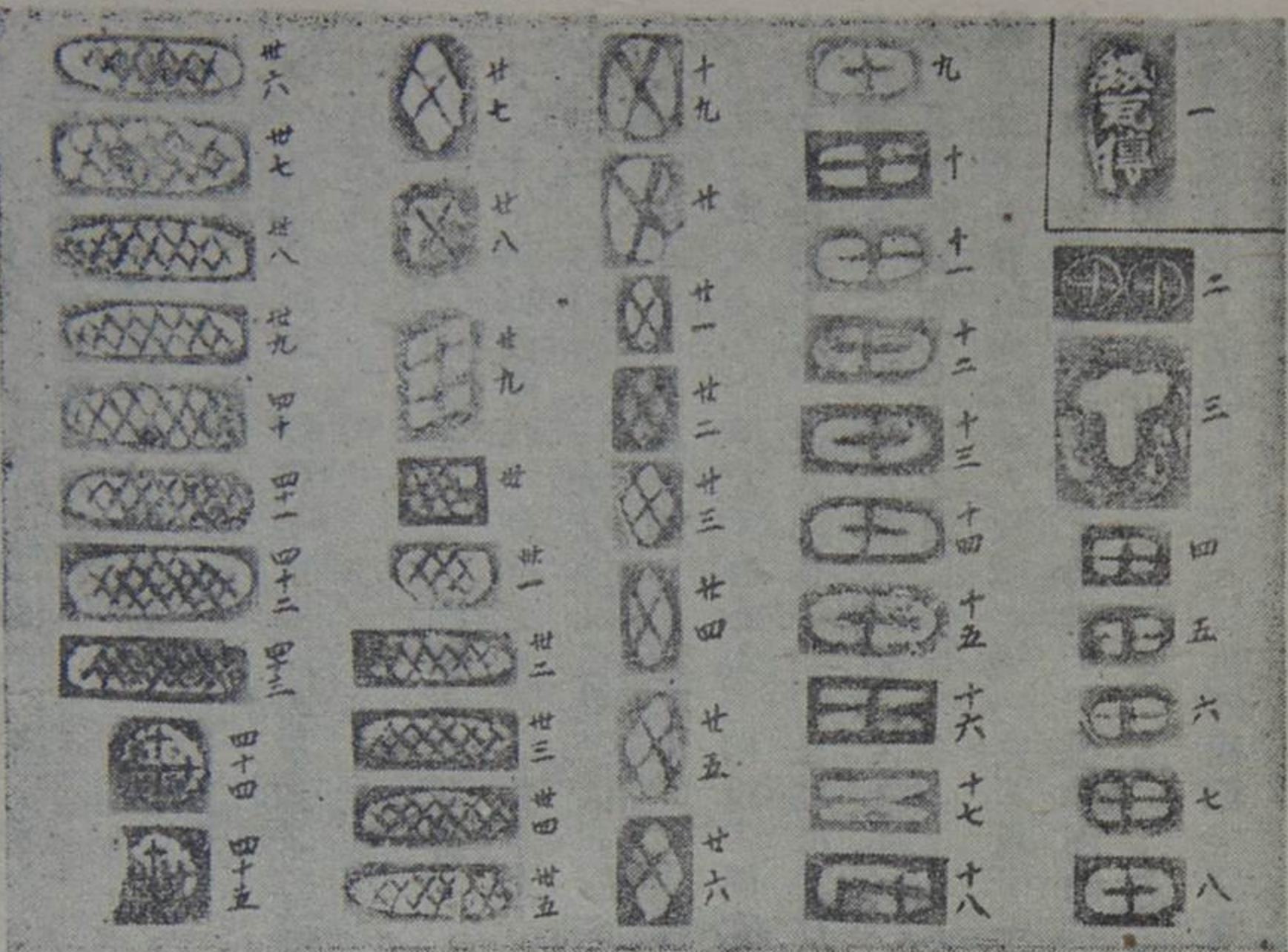
八、萩城址の瓦

萩城址の瓦は毛利輝元が慶長九年築城以來、明治四年萩城の諸門が解躰さるゝに至るまで二百六十八年間に主として萩城關係建造物に使用せられた瓦を云ふのでその期間は頗る判然として居る。萩城址に此處に云ふのは、外濠以内の地區を指すので、その境域は相當に広く、余が瓦を探索したのは、指月山上の誥丸跡、天主閣跡、南門(大手門)跡、東門跡、西門跡、埋門跡、宮崎社跡、二重樓(宮崎社の上方)跡、仰徳社跡、及び四圍の城壁等である。この地域内には明治五年以後に造られた建築物及土壁にある新らしい瓦の存在することは勿論であるが、今日にてはそれ等は容易に辨別することが出来るから、それ等には一切言及しない。唯だ二丸八幡社の古瓦と推定さるゝものが一種あり、これは附記することとする。

- 一、築城當時堺及其附近より移入せるもの、
- 二、築城當時萩にて製作せるもの、
- 三、築城後、明治初年に至るまで、主として災害箇所修

理の爲に用ひたるもの、

一、築城當時堺及其附近より移入せるもの、



萩に於ける堺及其附近の瓦の大畧は既に記述した通りである。築城當時のこの種の瓦としては、左の刻印のあるものが今日まで發見されて居る。

- 一、東湊瓦工喜三郎
- 二、堺谷傳兵衛 二種

- 三、堺谷傳 四、堺瓦傳
 - 五、堺北喜十郎 三種
 - 六、堺北喜十良
 - 七、堺北喜重郎 二種
 - 八、彦 九、 \oplus 十、 \oplus
 - 十一、久 二種 十二、甚 三種
- この内第四の「堺瓦傳」(第八圖)は昭和十四年七月天主閣附近で角屋幸一氏が始めて發見したものである。又築城當時堺より移入せられた瓦當は第七圖に示した通り平瓦には一文字唐草模様と簡素な花模様との二種があり、丸瓦には左旋三巴十六星と一文字十星との二種がある。一文字唐草模様ある平瓦々當に「堺北喜重郎」印、「彦」印、「堺谷傳兵衛」印、「東湊瓦工喜三郎」印あることは既述した通りである。一文字十星の丸瓦々當は既示のものには大字の「堺谷傳兵衛」印があつた。其後小字の「堺谷傳兵衛」印のあるものを發見したが図様は同じである。

向本書口繪に掲げた菊模様の鬼板及萩住吉神社に藏する「湊瓦喜」の刻印ある一に三星の鬼板も此處に數ふべきものである。
二、築城當時萩に於て製作せるもの
築城當時萩で焼いた瓦の内には堺より來た瓦工の製作物もある筈と思ふが、その撰定は古記録でも出て來ない限り判然さすことが出来ないその當時の瓦として次ものを擧

げることが出来る。

イ、十字架紋及それに關聯せる刻印ある瓦

ロ、祝、梅鉢、菱形、有郭斜長方形、豌豆莢形、雲形、

三、水形の刻印ある瓦

ハ、篋書ニ、篋書ハ、のある瓦

ニ、河七、七、の刻印ある瓦

ホ、毛利氏紋章に關聯せる刻印ある瓦及同紋章を模寫せる瓦當

ヘ、山形(ハ)印ある瓦及三巴紋ある瓦當

イ、十字架紋及それに關聯せる刻印ある瓦

十字架紋の刻印ある萩城址の瓦に就ては、既にその基本的ものを図示して説明を加へて置いた、此處にはそれ以外のものを載せるのが本意であるが、解説の便宜上、既示のものをも再掲する。慶長元和の頃の萩地に於ける基督教信者に關することも、既に述べた通りであるが、當時京阪地方の基督教宣布の状況を更に一瞥することにす。永祿元龜の交より豊臣秀吉が大坂城を築いた天正十一年頃まで、基督教宣教師は開教信者であつて、攝津河内に蟠居して居た三好、和田、高山の豪族に結託し堺を根據地とし或は避難所として活躍して居た。近年京都で慶長年間の切支丹墓碑が續々發見せられることによつても堺地方にも同教信者の多かつたことが推察せられる堺瓦に⊕⊕(第八圖二)の書印のあるのは、それを作つた瓦工は同教信者で

はれる古銅印で、余もこの印三個を藏して居るが書跡が、これと少しく違ふ、東京の小川浩氏所藏の印(青寶樓古鑄百印)云ふ印譜に所載)はこれと同輪同書跡である。詰丸は恐らく築城最後に落成したと思はれるが、この印は萩城落成を祝する爲めて、築城に關聯せる有力な役人が文書に



使用して居たものを瓦に押しつけたものと思はれる。梅鉢印(同圖二)は丸瓦の上面より小口への斜面にあるもので、唯一個を採拾し得た。この位置に印のある

あると断定して誤りはなからうと思ふ。右の書印の十字架紋及びそれに關聯する考へられるものに左圖の如きものがある。

三、ラテン、クロス

四、十五、ギリシヤ、クロス

十六、十八、ギリシヤ、クロスより変じたりと思はるゝもの、

十九、廿八、聖アンドリュス、クロス

廿九、四十三、聖アンドリュス、クロスの変形と思はるゝもの、

廿九は之が三個、卅、卅一は之が三個、卅二、卅六は之が六個卅七、四十一は之が七個、四十二、四十三は之が八個聯接したものと考へらる。

四十四、四十五、クロスレット、クロス

附記 二の外輪の徑は四分。

(ロ) 祝、梅鉢、菱形、有郭斜長方形、豌豆莢形、雲形、

三、水形の刻印ある瓦

標圖の諸印は第九圖に示した通りで、これ等に就て少しく説明を加ふることにす。祝印(第九圖)は詰丸のみで發見されるもので、平瓦の小口(前面)にのみ見られる、こは徑一寸一分の大印であるから、一枚の瓦にはその一部丈けが刻せられるに過ぎない、本圖は四個の印の拓本をつぎ合はして作つたものである。こは絲印又は紐印なき、呼

ものは堺瓦の「久」と「甚」印のみであるから、この印は堺より來た瓦工が萩で作つた瓦に押しつけたものと推定する。菱形印(同圖三十八)は他の多くの印同様、平瓦丸瓦の上面にある。有郭斜長方形印(同圖九十一)は第八圖卅五即ち聖アンドリュス、クロス変形印のある木の葉模様の平瓦々當(第十一圖一)と同様の瓦當(第十一圖二)ある平瓦の上面にも見られる、依つて聖アンドリュス、クロス変形印とこの印のある瓦とは同一系統の瓦工の作つたものであると思ふ。豌豆莢形印(第九圖十二、十六)に就ては別に説明する程のこともない、三粒の豌豆が莢の中にある様に見られるので、かく命名したのであるが、餘り恰當して居る名も思はれぬ。

雲形印は平瓦の上面に見る大印で、今までに唯だ二種二個を採拾し得たのみである、その一(同圖十七)には豌豆莢形印の変形と思はれる印が共に押されてあるから、これと豌豆莢形印とは同一系統の瓦工の用ひたものであると思ふ。三印(同圖十九、廿)は一、二、三の字の様に見ゆるが、よく注意するに各一文字が三本普通三の字よりは間隔が遠間に置かれ、しかも深く刻せられてある、カルバリー久留子(同圖廿一、沼田頼輔著日本紋章學校より模寫)の上の十字が消えて下の三が残された様にもある、同圖十九の如きは、その十字の痕跡が見える様な氣がする。然しそらで

一七



あると決定する程の確信が持てないで、十字架紋に關聯せる刻印の中に入れてなかつたのである。
*形印 (同図廿二、廿四) は第十圖四の如く、平瓦の前方兩側に角

尙瓦質及瓦當の模様より見て築城當時の瓦當であると認めらるゝものを第十二圖に示した、これ等には此の項目に掲げた刻印のどれかを押したものを發見することもあり得る様に思ふ。

第十圖



大小書跡が全部違つて居るに云ふても、過言ではない。唯「三」の場合二枚の鏡を重ね持つて、同大にはねた時には

第二十圖



略同様の書跡が出来ることがあり得ると思はれる。この二種の瓦は共に鏡書であり、印の所在は共に平瓦の上面であり、瓦質も同じであるより見て、同一系統の瓦工の作に相違ない。「ハ」印のある瓦當(第十一圖三)を一枚發見した、

るが「三」となすべきを間違つて生じたものと思はれるので

前に記した木の葉模様の瓦當に聖アンドロウス、クロス、變形印と有郭斜長方形印とがあるより推思すると「三」印のある瓦當は「ハ」印のある瓦當と略同様のもののであると想像する。第十圖卅一は「三」の

第三十圖



此處に掲げた。(二)河七、七の刻印ある瓦。これは第二十圖に示してある通り、河七が六種、七が一種あり、瓦師河村本家の祖七左衛門の名を刻したものである。

章に因由する刻印として左圖の通り一に三星より來た

(ホ)毛利氏紋章に關聯せる刻印ある瓦及同紋章を模寫せる瓦當。毛利氏の紋章は一に三星、菊、桐、澤潟であることは前項に記した通りである。是等の紋

つた一〇、一、〇の三種と一菊及び菊の二種とである是等の内「一〇」は多くは築城當時のものであるが、少數のものにはそれ以後のものがある。陰刻〇の中に陽刻の一のあるもの（第十三圖廿四）が一種ある、之を「一〇」刻印類似として數へるのはどうかと考へたが、参考のため附記した。普通〇の中に陰刻一のある刻印が其後のものにして他所に存在するが、城址ではまだ見當らない。「〇」は築城當時のものもあるが、存外新しいもの

第四十圖

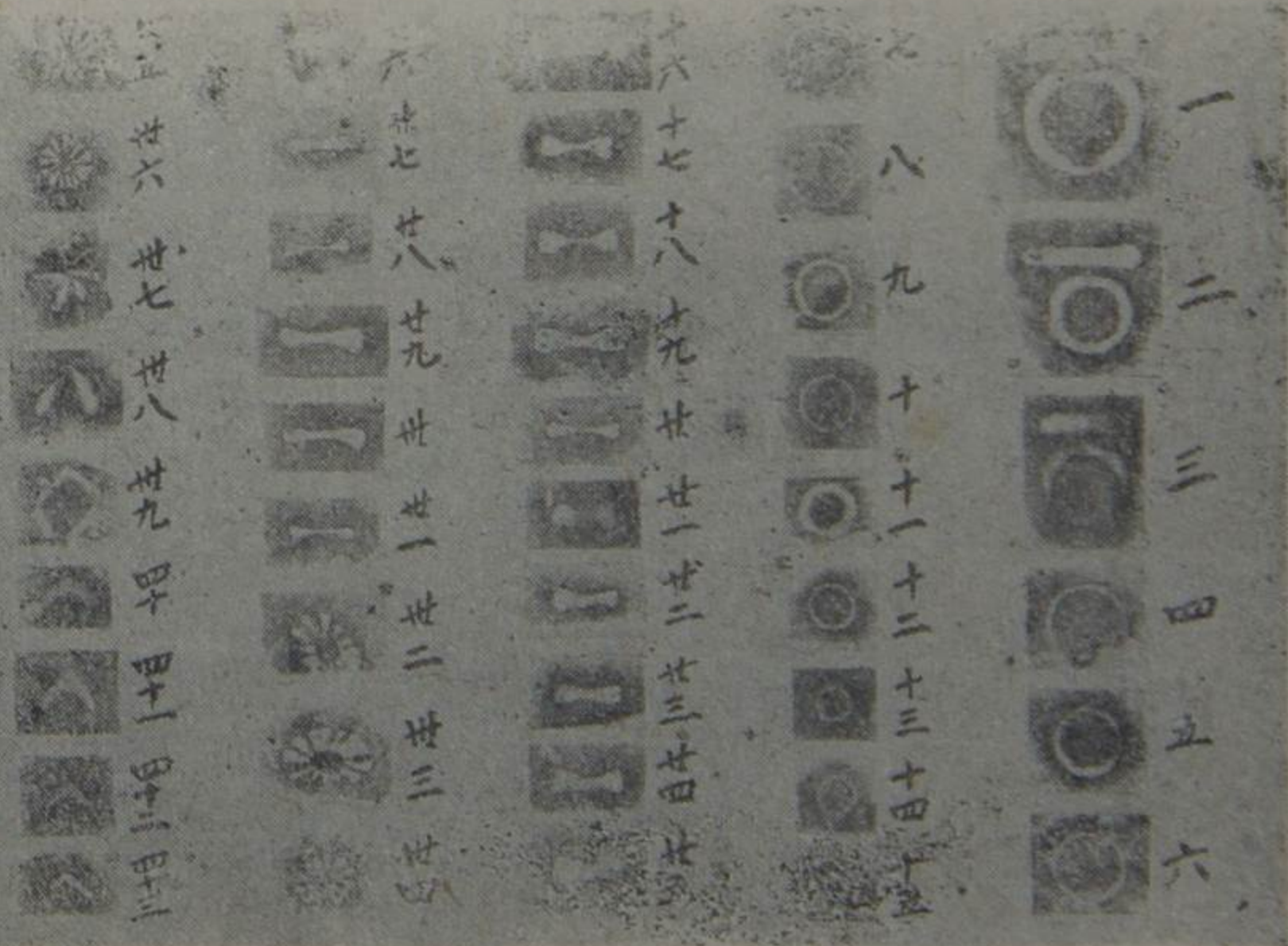


八角印（第十三圖廿三）を参考の爲めに掲げた、これは他所には大分あるが城址では是が唯一のものである、天保頃の作と稱せらるゝ鬼瓦に〇印と八角印とが同所に刻せられてあるものがあるから、八角印は〇印に關係あるものも存するここは明かである。

此處で第十五圖の刻印に就て一應の説明をする、本図に載せたものは萩城址以外の萩地にあるもので、この中には萩城破壊に際し、城址より持ち出されたものも存すべく、従つて築城當時のものも少しはあり見られるが、多くはそれ以後のものである殊に十五、卅などは明治以後のものであるやとさへ思はれる。毛利氏紋章として第四圖には一に三星、菊、桐の三種は萩城址のものを掲載し、澤瀉の紋章は大照院の瓦當を充當して置いたが、其後指月山上の誥丸跡で、二種の澤瀉鬼板（第十六圖一、二）を發見したから圖示する。尙昭和十七年十二月余は萩市濱崎新町上の町の流泉寺に立派な堺製の菊紋鬼板（口繪一）を藏せられることを知つた。是は勿論萩城址にあつたものであるが、瓦の左右側面に聖アンドリウス、クロスと正形の「十」の範彫が夫々存在する、是は第五圖ホミ同工異曲のもので堺瓦工が堺で刻したものである。尙菊紋が三個ある鬼板が堀内守田久子家に藏せられてある、是も萩城址にあつたものであるが、萩出來の瓦で年代も稍々新しいと思はれる。

が多いと思はれる、参考第十五圖を御参照ありたい。「一菊」は古いものが多いが第十四圖十五—十八は比較的新しいと考へる「菊」も同様であり、第十圖のものは殆んど古いと考へ

第五十圖



「一〇」とが一枚の瓦に刻されてあるもの（第十三圖廿五、十六）があるから、一〇の大小印は同一の瓦工が用ひ、一〇と一〇も同一の瓦工が用ひたものゝ存するここは明瞭である。

平瓦々當として毛利氏紋章に關係ありと思はれるものは、一に唐草と、桐に由來した変形桐に唐草とである。この二種のものには築城當時のものは存在が少く、その後のものゝ方が多い。一に唐草は既述の通り、堺より移入した瓦（第七圖參照）に已に用ひられ、萩製の瓦も築城當時は勿論、其後も各瓦師によりて盛んに用ひられたものである、これ等の内古しと思はるゝもの（第十七圖一）及び三御用瓦師の用ひたもの（第十七圖二、三、四）其他二種（第十七圖五、六）を圖示する。

丸瓦々當は堺移入のもの（第七圖參照）は一に十星であるが萩製のものは多くは一に十二星である、これも平瓦々當と同様に、築城以後のものも多く現存して居る。これも古いと思はるゝもの（第十六圖三）と新しいもの（第十六圖四）との二種を圖示する、前者は平瓦々當と同じく、一が細字で、後者は目立つて肥字である。

変形桐に唐草の平瓦々當は第十一圖五、六に圖示した通りで、共に桐の葉の所が主に残り、上の花の所は平たい圖案の關係でなくなつて居る、五の方は桐の葉が倒置せられて居る。これは共に築城當時のものである。其後のものは三御用瓦師等の瓦當に相當多く見らるゝも、萩城には主に一に唐草を用ひた見えて、この種のものには比較的少ない。

（ハ）、山形（ハ）印ある瓦、及三巴に星のある丸瓦々當山形印のあるものは築城當時のものに多く、其後のものに

も存在するが少ない、第十四圖中のものは多くは古く、同第十五圖中のものは多くは新しいと考へて居る、尙第十圖六に示した山形印ある平瓦々當は築城當時のものと思ふ。

圖六十第



蚪の形に似て、頭部が大きく、巴の尾が短かい、一般論としてはこの通りであるが、然し例外も存在するこゝは、

三巴に星のあ
る丸瓦々當は
、堺移入の瓦
にも存するこ
こは、第七圖
に示した通り
で、それは右
旋三巴十六星
である。又既
に説明した如
く、桃山時代
（徳川初期の
ものはこれに
屬す）のもの
は巴の尾が細
長く、徳川後
期のものは蚪

阿川瓦家所蔵の版木に相當巴の尾の長いものが存在するに
よつても知られる。この種のもものは萩城址では左記のもの
が採拾せられて居る。

三巴右旋	八星
同	十星
同	十一星
同	十二星
同	十三星
同	十五星
同	十六星
同	十八星
三巴左旋	十六星

茲には煩を省いて築城當時のものと思はれるもの（第十七圖八）に新しいもの（第十七圖七）との二つを代表的に圖示するにとゞめる。

附記 第十七圖七の直徑は四寸八分。

三、築城後明治初年に至るまで主として災害箇所修理の爲に用ひたるもの

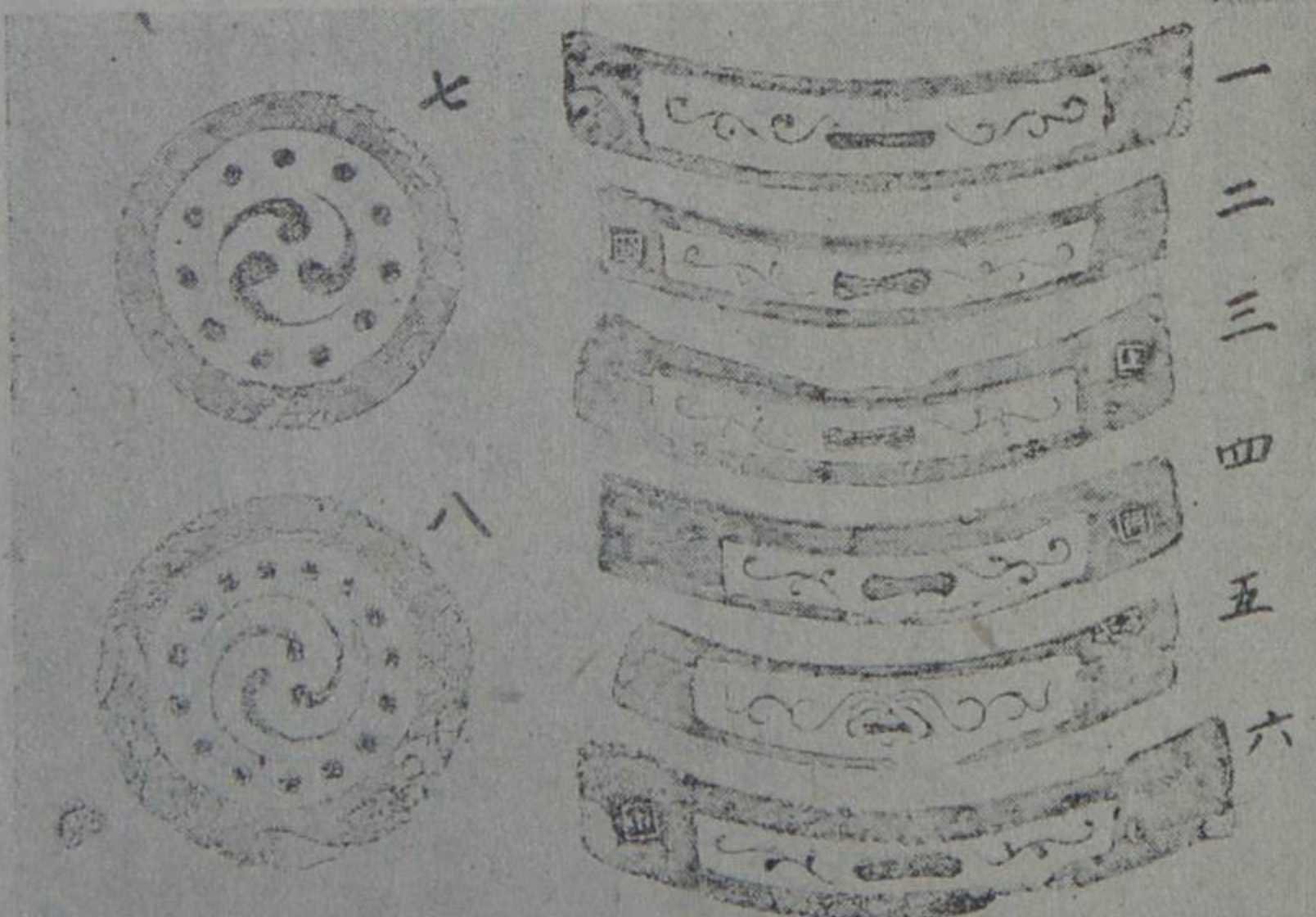
イ、慶長以來の萩の風水害及萩城の修理
以下述べんとする萩城址の瓦は新建造物にも多少は用ひられたであらうが、多くは暴風雨によるか或は建造物腐朽に因する損傷の修理に用ひられたものと思はれる、依つて史實に現はれた著しき萩地方風水害の年月と萩城大修理の年

月を參考の爲に記すこゝにする。

- 一、寛水十二年七月大風洪水あり、指月城破損す。
- 一、承應二年八月大風雨あり、指月城破損す。
- 一、寛文四年八月萩洪水、指月城破損す。
- 一、寛文七年五月萩城天守曲論南門櫓下の石垣等壊れ修築
- 一、寛文八年四月萩大風雨あり、指月城破壊す、修築。
- 一、延寶七年六月指月山要害に震す。
- 一、貞享二年十一月萩大地震あり、城石垣崩れ、市家屋瓦落つ、翌年修築す。
- 一、元祿十五年十月萩大風。
- 一、寶永元年正月萩城修理。
- 一、享保三年八月萩城を修理す。
- 一、元文四年八月大風、城内破損。
- 一、明和五年八月指月山に震す。
- 一、明和六年二月萩城天守閣修造十月竣る。
- 一、安永九年五月萩城天守閣に震す。
- 一、寛政六年萩城天守閣修理、十二月十六日成る。
- 一、文化五年萩城を修す。
- 一、文化十三年萩城に震す。
- 一、天保七年諸御殿大損
- 一、嘉永三年六月萩大風雨、指月山南麓崩れ、洞春寺の客殿を壊つ。

以下述ぶる萩城址に在る萩三御用瓦師の瓦等は上記の災害

圖七十第



- イ、大ム松（第二十圖八）
- ロ、オ扁松（同十四）
- ハ、大八松大字（同廿二）

修理に主として用ひられたもので、どの瓦が何時の災害時修理のものに相當すると云ふことが略歸納出来るのである、實はその歸納が瓦印の新舊判定の一資料となつて居る。

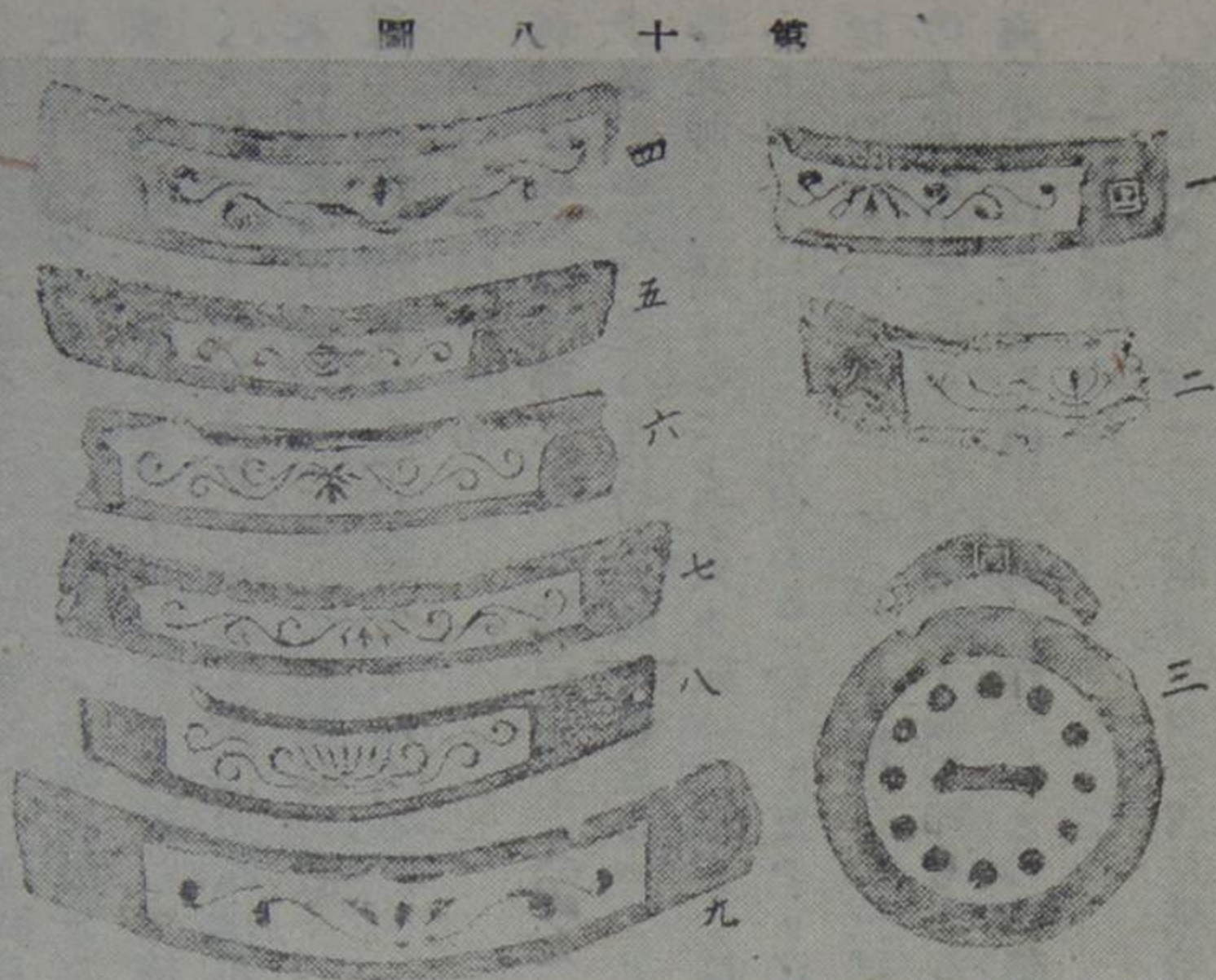
河村本家の瓦
に存する刻印
のことは第二
十圖に示した
通りで其内「
河七」は「七」
とは築城當時
のものである
。築城後のも
ので萩城址で
發見せられた
ものは、皆「
松」印で、次
の五種である

ニ、大八松中字（同廿三）
 ホ、鍵八松（同廿五）
 平瓦々當は主に一に唐草で是にはロ、ハ、ホ（第十七圖二）の「松」印が押されてあるものを見る、他の模様の瓦當もある筈であるが、「松」印のあるものが城址ではまだ見得ないので、今のところ適格にそれを指摘することが出来ない。丸瓦々當も同様の関係である。

ハ、御用瓦師河村分家の瓦
 河村分家の瓦に存する刻印のこまは第二十二圖に示した通りで、凡て「上」印である、この内萩城址で発見せられたものは次の十三種である。

- イ、瘦字曲底長斜側畫（第二十二圖一）
- ロ、無郭小字降斜側畫（同三）
- ハ、曲底短斜側畫（同四）
- ニ、無郭斜側畫右肥底（同五）
- ホ、無郭斜側畫左肥底（同六）
- ヘ、肥字傾柱稍斜側畫（同七）
- ト、正字（同十一）
- チ、正字肥字（同十二）
- リ、正字肥字肥郭（同十三）
- ヌ、八角郭遶勁短側畫（同十六）
- ル、八角郭遶勁長側畫（同十八）
- ヲ、無郭無頭偏底長側畫（同廿）

の瓦當もある筈であるが、今の所例證し得ない。丸瓦々當には「印のある完全な瓦（第十八圖）三を採拾し得たから圖示した。



天の所が小に見ゆるもの「小湊々金」第十九圖二、天の所が小に見ゆるもの「有郭中字水湊々西金」第十九圖三、天の所が水に見ゆるもの「ミ」の三種である。この湊西金印

ホ、西村家の瓦
 往時大津郡深川町湊に居つて盛んに瓦業を営んだ西村家の作つた瓦は萩に随分多く来て居るので、孰れ項を改めて記述することにする。同家瓦の刻印で萩城址に存在するものは「小湊々金」

（第十九圖一）

ワ、八角郭遶勁肥字（同廿一）
 平瓦々當は主に一に唐草で、是には本表ニ、ヘ（第十七圖三）、ヌ、ワの四印が夫々押されてあるものを見る。この他変形桐に唐草（第十八圖一、本表への印あり）ミ第十八圖二の如き模様のもの（本表ワの印あり）ミが見られる、尙他にも異なる模様の瓦當がある筈であるが、今の所例證し得ない。

ニ、御用瓦師阿川家の瓦

阿川家の瓦に存する刻印のこまは第二十五圖に示した通りである、その内萩城址で発見せられたものは「川」「阿」で次の七種である。

- イ、無郭大字小頭扁（第二十五圖一）
- ロ、陰刻川（同四）
- ハ、歪口阿（同五）
- ニ、耳口阿（同六）
- ホ、異書缺蓋口阿（同十）
- ヘ、大口阿（同十四）
- ト、昂口曲脚阿（同十九）

平瓦々當はやはり主に一に唐草で、是には本表ニとヘ（第十七圖四）の二印が押されてあるものを見る、尙他の模様の

を有郭中字水湊々種ミ推定したこまに就ては、一應おこまわりをする必要がある、昭和十一年三月三十日余は中村米蔵を伴ひ、山本博氏と共に指月山頂に登つた、右の瓦はその際中村の拾得したものであるが、歸途瓦探索中遺失し去つたものである、實は書跡に關してははつきりした見覚えがないのであるが、おぼろげながら小さかつたと云ふ感覺「湊金」印との比較上、「湊西金」印の内では是でありそうに思はれるので、後に是であつたらうと余が推定したのである。

同家の平瓦々當は第十七圖五（刻印は小湊々金を倒置してある）に示した通りで、毛利藩に納めたものには毛利家紋章關係の「一」を特種の模様の中に置いてあるのが多い様である、一般市中には「一」を除いた前記の模様が多い。

ヘ、林家の瓦

指月山上の詰丸跡で余は「神藏」第十九圖四（「神そ」）第十九圖五の刻印ある瓦を採拾し得た、この内の「神そ」は堀内春日神社附近等にも存在する、又春日神社附近堀内公會堂附近等に「林神」と云ふ刻印が書跡の異つたもの八種類ある、この林神刻印のある瓦と神そ印ある瓦とはその質、書跡より見て、同一系統のものと考えられる、因つて是等の瓦は林神藏と云ふ瓦師が作つたものと考へられるから、茲に林家の瓦として登載した次第である。林家の他の刻印、瓦當に就ては項を改めて記すことにする。

ト、大田家の瓦

指月山上詰丸跡には平字陽刻隋圓郭大(第十九圖六)陽刻角郭大(第十九圖七)大字陽刻大(第十九圖八)の三種の「大」字刻印のある瓦がある。「大」字を刻した瓦は往年三見村に居た大田瓦師の用ゆる所である。萩城址にあるものは前項林家の瓦と共に少し年代が古いので、果して後年のものゝ如く大田家のものなるか、少しく疑問の餘地があるが、此處には假に大田家のものとして記載して置く。大田家の瓦に就ては更に項を改めて記すことにする。

チ、「小」印ある瓦

萩城址跡に詰丸跡には「小」刻印(第十九圖九)ある瓦が相當多數にある。是は年代が比較的新らしいと思はれるが、製作瓦師を推斷することが六ヶ敷い。即ち小は小畑の小さか、小上野(他に小上の印がある)の小かなと疑はれるが、余はこの印のある平瓦々當(第十七圖六)が三御用瓦師作る所の瓦當に似て居ると、他に小松の印もあることから、青海(小松江)に居た阿川瓦師の作つたものと思像する。

ニ、丸天満宮の瓦

萩南堀内角屋幸一氏は昭和十四年四月萩城内東園の後方山の手に寄つた所で第十九圖十三の古瓦を、翌五月には同所で第十九圖十四の古瓦を採拾せられた、この二つはその質の硬緻であること、古色を帯びて居ることより見て、相當古いものとの見當がつくが、それが果して如何なる模様

不完全なものは時折り見て居たと思ふ。次は六瓣の一菊印(同圖十一)である、これは判然たる角印をなす、六瓣のものは初見である。次は十二瓣の菊印(同圖十二)である、この瓣數のものは城址では初めて見たものである。

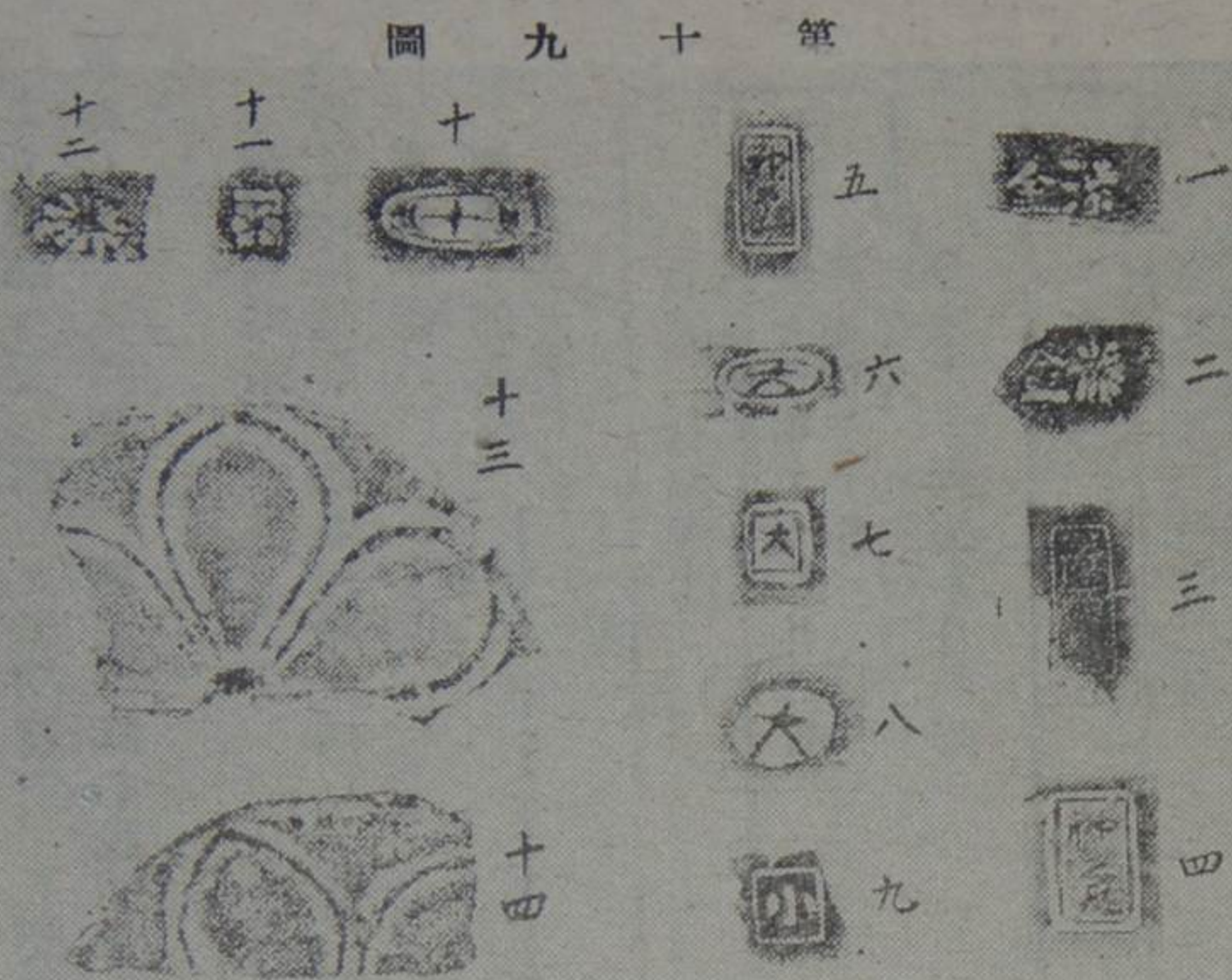
赤瓦

質の硬い赤瓦が萩城址の土壁等に相當用ひられてあるが、刻印のあるものを見ない、その平瓦々當は一に唐草で、丸瓦々當は一に十二星である共に圖示は省略する。

附記

本論は萩城址の瓦であるから、他所にはより立派な瓦當、瓦印があるにしても、第十

二圖六、第十八圖二の如く破片粗拓であつても城址のもの



なるか、何處に用ひられたものか、何時頃のものであるかの判別に苦んだ。その後色々考究し、第十九圖十三を復形して見るに、金谷天満宮の丸瓦々當などと比較して天満宮の定紋、梅鉢であることが判明した。又同所は木梨恒九著の「八江萩名所圖畫」により二丸天満宮(同處の説明に東園御茶屋の後にあり、満願寺の鎮守神なり云々ある)の所在地であつたことがわかつた。因つてこの古瓦は二丸天満宮のものとして誤りなからう。満願寺は築城當時の創建であるから、この瓦もその時代のものである。

平瓦々當及刻印の追加

萩城址發見の平瓦々當は漸々圖示して來たが、更に第十八圖四、五、六、七、八、九の六個を追加する、四と五は築城當時のものと思はれる、五は左右の唐草が二つとも下に曲つて居るのが珍らしい、普通は一つが上に曲がれば、一つは下に曲がつて居る。六、七は年代が少しく新しいが、製作瓦師の見當がつき兼ねる。八は更に新らしく、是に類するものが他所に數種あるが、今の所製作者が判明せぬ。九は阿川瓦家所藏の版木に相當品を見るから、恐らく阿川家作る所のものであらう。

尙其後指月山上詰丸跡で採拾した次の三印を追加する。

先づ有輪十字架印(第十九圖十)である、これには明かに隋圓形の凹輪がある、かゝる凹輪は有郭斜長方形印、豆莢形印にも存する、この印の出現によつて考ふると、この種の

を採用した、たゞ第十九圖五の「神そう」文は詰丸所獲のものとは如何にも判讀し難いので他所で得たものゝ拓本を用ひた。

第十八圖三の直径は四寸八分、第十九圖十三の半径は一寸九分。

九、萩の三御用瓦師とその製瓦

舊藩時代に萩では三軒の御用瓦師があつた、三軒は一、萩松本船津の河村本家、二、萩上野の河村分家、三、萩櫻江の阿川家である、萩に於ける近代の瓦を識らんとするには、是非ともこの三御用瓦師及其製瓦のことを知る必要がある。以下各家の來歴及其製瓦に就て調べ得たところを記述する。

一、河村本家

河村本家はもと伊豫國に住し、河野姓を名乗つた、遠祖十郎左衛門は毛利元就に隨從し、嚴島合戦の時に功を建てた水軍の士であつた。

其子七左衛門は輝元萩入城の際、お供をして萩に來り、瓦製造の法を心得て居たが爲め、その御用を承はるに至り姓を河村と改めた、初めは萩瓦町に居つたが後に松本船津に移つた、その舊宅跡は舊鈴木家の東方出はづれの所である。その後子孫は永く此處で家業を續けたが、文久三年藩政府が山口に移された時、仕事の都合で一家を擧げて山口茶畑に移住し、昭和十年九月河村豊が家業を廢するに到るま

で三百三十二年間連綿ミして製瓦を續け、毛利家ミは最も關係深い御用瓦師の宗家である。同家に藏する系圖（但し幾分か略にしたるもの）御判物寫及元治元年五月三郎右衛門より藩廳へ差し出した勤功願中、瓦製作に關係した部を拔録して、次に掲げ、同家來歴の説明文に換へることにする。

河村家略系
河村家は姓越智、始め河野を稱し、後に河村ミ改む
累世不詳

河野七郎左衛門
死去年月不詳

七藏 七左衛門

河村通男 慶安三年十一月廿二日
死去年月不詳

河村通久 六左衛門
分家ス 死去年月不詳

六二郎 六兵衛

河村通常 寛文二年二月廿二日
死去年月不詳

妻河野十左衛門通短女

猪兵衛 七左衛門

河村通好 正徳五年六月十五日
死去年月不詳

實ハ河野十左衛門通短嫡子

六次郎 六兵衛

河村通高 延享四年六月十七日
死去年月不詳

七之助 七郎兵衛 七左衛門

河村通友 安永五年七月十日
死去年月不詳

信利 八十郎 八郎兵衛
三輪勘七利以家ヲ繼

文 僧侶鶴林寺住職

河村通親 藤七 三郎右衛門
安永四年二月十七日
死去年月不詳

妻山川七左衛門奥房女
後妻最上春彌女

女

通 春 七十郎 源兵衛
寛政四年正月六日死去

母山川奥房女

六次郎 久吉

三女 きく

長女 たけ

河村謙亮

二女

河村新一

二男 豊

毛利秀就公御判物寫一

任 七左衛門尉

元和 六

五月五日

秀就公御判

同 二

任 六兵衛尉

元和 六

五月五日

秀就公御判

勤功願拔録

河村六次郎ミのへ

一、私先祖河野七郎左衛門儀元就公陶尾張守御追討ミして嚴嶋御渡海の節伊豫國より被召寄其後度々戰場御供被仰付候七郎左衛門伴七左衛門儀御當地御打入の節御供被仰付當

升 清

母最上春彌女

嘉内 六兵衛

河村通忠 寛政六年十一月二日
死去年月不詳

實ハ林半六實正二男
妻家之娘

女

坂助八忠之妻

女 坂助八忠之後妻

壽傳之允 七左衛門

河村通善

文政三年九月二日
死去年月不詳

幾之進 七左衛門

六兵衛 三郎右衛門

河村三衛 太陽曆明治十四年二月十二日
死去年月不詳

女

長 女

伊三郎

河村伊三

二男 定四郎 力

三男 幾五郎 貢

二女 ゆら

御城御普請の節瓦細工仕候者無御座候に付七左衛門儀瓦焼調心居候付御城瓦焼調仕候夫以來瓦町ミ唱來候其後所替被仰付當分五人扶持被下置知行儀は追而御沙汰可相成段被仰渡候處猶々御用繁に付七左衛門第六左衛門儀他國罷出不申様懸留被置候段被仰渡候に付七左衛門え被遣候御扶持方の内貳人扶持分與仕只今河村孫三郎家筋にて御座候七左衛門儀只今の業筋被仰付候以後御願申上河野を河村と改申候七左衛門悻六兵衛兩代大照院様御判物頂戴被仰付今以所持仕候其後曾祖父三郎左衛門代御好みに而御献上の奈良風呂仕調被仰付其外猿猴獅子等被仰付奉遂其節御銀子頂戴被仰付有難仕合奉存候事

一、私儀文政三辰年家督被仰付同年御寶藏御普請に付御用被仰付家督以後嗣て御用被仰付候儀に付御寶藏瓦儀は格別仕調遣候得共爲冥加地道の御用直段として相調御馳走申上候事

一、天樹院様御修善に付御靈屋御普請被仰付到て急御用に御座候得共奉遂其節出精仕候段被仰渡候事

一、瓦葺より正石灰塗兼職の者二三人にて御座候處人數取建仕候様被仰渡候付精々詮儀仕多人數御帳面附取遣水役職上納仕りて御徳用奉備候事

一、清徳院様、邦憲院様、崇文院様御三代様御靈屋瓦一色私登人に被仰付宜敷出來候由被仰渡候事

一、天保七申年洪水の節諸御殿其外大損しに付て急御用被

仰付候處其節細工道具薪等流失仕至て難澁の仕合にて御座候得共無御間欠け奉遂其節候事

一、天保十二年丑年家業上覽被仰付候に付獅子奈良風呂の内仕調差出候様被仰付候に付爲冥加兩條共相調御馳走差上申候事

一、御靈所御火災の節瓦焼調被仰付候に付爲冥加鬼板貳枚御馳走差上申候事

一、山口湯田御殿急御普請の節瓦一色焼調猶葺方見合被仰付山口罷出晝夜出精仕拾萬餘の瓦無御間欠け奉遂其節候事

一、古明倫館御稽古場急御普請に付同職中え瓦焼調の儀被仰付候處孰も日數無御座候付御請申上兼當惑仕候處此度の儀は他國人御引請に付一日たりとも相違有之候ては御外聞にも相成候間其心得を以此度の儀御奉公申上候様被仰聞候に付私御請申上候處同職中え私より氣を附申合焼調仕らせ候様被仰聞晝夜出精仕私分御納限より二日早く焼調差出申候處一廉出精仕候段被仰聞有難仕合奉存候事

一、天保十四年卯年吉備津宮寶籠風月燒籠の寫御取寄相成候處損し候付御小納戸被召出私え仕調仕る様被仰付候付燒籠二個御仕調御馳走差上申候事

一、新明倫館御再建に付瓦焼調被仰付奉遂其節候事

一、東光寺山門鮪片々焼調被仰付候處初て鮪仕調仕る儀に付兩方共焼調片々の儀は御馳走差上度申上焼調差出申候處宜出來の由被仰渡御銀子頂戴被仰付有難仕合奉存候事

一、安政三辰年五月花の江御殿御小座敷御好みの敷瓦焼調被仰付候處雨天の節急御用に到て難澁に御座候得共晝夜出精仕焼調差出申候處宜出來候由被仰渡御酒頂戴被仰付有難仕合奉存候事

一、同五年兵庫御陣屋御普請被仰付候に付御本陣瓦河村孫七兩人にて小郡才判におゐて燒調其内御馳走をも差上候段御聞濟被仰付下地相調申候處御延引に相成迷惑筋有之候は、申出候様被仰聞候得共御馳走の心得にて御歎不申上候事

一、同六年未年御所帶方御圍柵藏御普請被仰付候付小郡才判香川村の分焼調被仰付引續吉田才判貳ヶ所船木才判壹ヶ所前大津才判壹ヶ所萩貳ヶ所不殘夫々の所におゐて燒調奉遂其節候事

一、文久三亥六月山口より御呼寄せ相成罷出申候處山口に有來りの瓦屋共焼調の分高直にて宜無之に付焼調被仰付候付同職中にて其段及相談候處山口におゐて燒調の儀目途相立不申由に付私親子罷越新規場所見合燒調山口有來りの瓦屋共直段より下直に御用奉遂其節且爲冥加御屋形御用の鬼板五枚御馳走差上奉遂其節候事

一、大島郡にて私弟子筋の瓦屋共より年々大島郡の瓦三千枚宛爲冥加代錢を以年に御馳走に差出居候段御願申上御免被仰付候事

右私業筋の儀は前所申上候通に御座候家督より當丑の年迄

四十五ヶ年の間地道御用は勿論臨時被仰付執も無御間欠奉遂其節候間偏格別の御心入を以程克被遂御詮儀被遣候様奉願上候此段宜く成御沙汰可被遣奉願上候以上

丑七月

河村三郎左衛門

河村本家の刻印とその刻印ある瓦の所在

河村本家瓦師が用ひたる刻印及其の刻印ある瓦の所在は余が乏しき調査に依れば左圖、左表の通りである。

番號	刻字	名稱	所在	略字
一	河	七	詰	
二	河	七	斜七	疏水下畑、西
三	河	七	小字小郭	詰
四	河	七	横書	南、堀公
五	河	七	横書降七	詰
六	河	七	横書小郭	南、福田
七	七		大ム松	詰、南、法華、龍昌
八	松		斜大ム松	小高、厚東、仁尾
九	松		まつもと	東光、大照、春日、泉福
十	まつもと		小字小郭	妙蓮
十一	まつもと		小字小郭	妙蓮
十二	松		昂公松	明倫
十三	松		昂公異ム松	大照、明倫
十四	松		才扁松	詰、本行、善福、吉屋(油)
十五	松		才扁松陽刻圓郭	東光、藤井、明安、大照

六	松	才扁松大字無郭	光源、海潮、福田、増山、法華、明倫、林、福永
七	松	才扁松小陽刻圓郭	大照、法華
大	松	肥字適勁	大田、明倫
九	松	肥字適勁陽刻	熊谷
三	松	至△跳木松	三浦
三	松	至△跳木松陽刻	大田、小高、八道
三	松	大八松大字	南、志社上、西、吉屋(油)、花村、東光
三	松	大八松中字	金比、東光、宮崎上、須佐
三	松	大八松小字	熊谷、法華、霧口、近藤
三	松	鍵八松	詰、東光、明倫、福田、平安
三	松	大田、熊谷、小高、法華	南園

西	指月城西門跡	南	指月城南門跡
堀公	堀内公會堂前の畑	福田	樽屋町福田彦助家
本行	本行寺	善福	善福寺
吉屋(油)	油屋町吉屋家附近	東光	東光寺
法華	法華寺	東光	東光寺
籠昌	北古萩村田醫院西側土壁	春日	春日神社
大照	大照院	厚東	松本厚東家
小高	小高醫院	泉福	泉福寺
仁尾	土原仁尾家	明倫	明倫小學校
妙蓮	妙蓮寺	光源	光源寺
明安	明安寺	増山	橋本町増山家
藤井	弘法寺馬場藤井家(長井貸家)		
海潮	海潮寺		
林	上野林初五郎家		
大田	松本大田瓦師(舊河村本家跡)		
熊谷	魚棚熊谷仁三郎家	八道	堀内八道家
三浦	堀内三浦家		
志社上	志社岐神社上方の土壁		
花村	堀内舊花村久之進家		
金比	新堀金比羅社	宮崎上	堀内舊宮崎社上方
平安	平安寺	南園	南園御殿

略字解
前表の所在には略字を用いたがその説明は左の通りである
略字 説明 略字 説明
詰 指月山上詰丸跡
疏水下 疏水下附近菊ヶ濱畑

第二十圖



平安横 平安寺横丁
近藤 堀内近藤家
河村本家刻印の新古とその所用者
前項に掲けたる刻印をその字義、書跡、瓦の硬軟、所在、刻印のある平丸々當の模様及その製作、年代の推定出来る阿川家瓦との比較によりて新古を判定し、少

鮎川横町 河添神代土壁
水津(戎) 惠美須町水津家
菊ヶ濱 菊ヶ濱附近畑
徳隣 徳隣寺
霧口 霧口清水屋敷跡

しく獨斷に過ぐる嫌あるも、所用の瓦師を左の通り推定する。
「河七」七は河村本家初代河村七左衛門の略字である、七左衛門を名乗る人は初代の外、三代通好、通友等があるもこの瓦は萩城址関係の所計りにあり、悉く古色があるので初代と判定する。次に年代判定の手懸りのあるのは、「まつもこ」で、是は東光寺及大照院にあるから元祿より寛延時代のもの、即ち三代通好四代通高及五代通親時代と連続して用ひられたものであらう。次に第十三「昂公異ム松」は大照院の桂芳院墓石周囲の敷瓦中に、河村分家及阿川家の瓦と共に、あるもので御逝去日寶永三年頃のもの云ふことがわかり、三代通好の後年のものであることが知れる。第八「大ム松」はその所在、製作より考へ「まつもこ」とより古いと考へらるゝ故、二代通常時代のものとする。第九「斜大ム松」はその所在の點に少しく疑問を置くが書跡が如何にも前者に酷似して居るから、前のと同時代のものとする。第十二「昂公松」第十三「昂公異ム松」は書跡が類似するので同時に見、三代通好の初年のものとする。第十二第十三は共に明倫校にあるが、是等は舊明倫館より有備館と共に移し用ひられたと考ふるのである。第十四「才扁松」第十五「才扁松陽刻圓郭」は陰刻陽刻の別はあるが書跡類似と平瓦製作の同様なるにより對印を認め、その所在より考へて四代通高時代のものとする。第十六「才扁松大字無郭」

第十七「才扁松小陽刻圓郭」とは大小があるから對印とは云へないが、書跡相類し、しかも前者に近いので、五代通親の兄通友の用いたものと推定する。通友に一時代を畫するは河村家系圖に他の繼嗣者と同じく、死年月日及行年を明記し、家名七左衛門を名乗り、しかも八十六の高齡を保つたこと理由によるのである。第十八「肥字遼勁」に第十九「肥字遼勁陽刻」とは書跡が酷似するので對印と認め、先づ五代通親時代のものと考へる。第廿「歪ム跳木松」に第廿一「歪ム跳木松陽刻」は前同様書跡が酷似するので對印と認め、六代通忠時代のものとす。第廿二「大八松大字」に第廿三「大八松中字」と第廿四「大八松小字」は大小の差はあるが書跡が酷似すると、その質が軟かであることが一致するので一類とし、是を七代通善時代のものとする。第廿二はその所在によつて初めはもつ古い時代として居たが、第廿三第廿四と同時代とすればその年代をひき下げざるを得なかつた。第廿五「鏗八松」は所在が比較的新らしい所であり、存在も多いので八代三衛門時代のものと判定した。以上の通り、瓦印の新古及所使用者を判定したが、多くは別に確證があつてのことではない。後の研究者によつて判定誤りを突きこめ、名稱の不適なものと共に訂正せられんことを待望する。

附記
一、第二十圖のたまつとも印の長徑は一寸一分。

二、陰刻陽刻の相似印に「對印」の字を用ひたのは宋代の符合錢に楷書、行書、草書の對錢あるに於てつたのである。瓦印を古錢の書跡に比較するは少し不適當かも知れないが、是も考察の一方法で存疑背案に當つて居るのではないかと思ふ。

河村本家製作の平瓦々當とその所在

三御用瓦師の作つた平瓦々當の古いものは毛利家の紋章である一三三星に由来した一三、桐に由来した桐葉が主なものと思はれる。桐の方は五三の桐の花が畧せられ、下方の葉のみが圖案化され、種々の変化を見せて居る、時には唐草の上方に倒立して居るものすらある。左右の唐草は三家夫々多少の特徴があり、又趣を異にして居る。藩政の終りに近づくに他窯の瓦當模様の影響せられた爲めか、斬趣向のものが出来て居る。河村兩家は既に萩を去つて居るので萩で使用した版本は一つも残つて居ない。河村本家のものとして各種松印のある瓦當九枚（此他一枚は第十七圖に示してある）に松印はないが、其紋様の相似に其所在の關係から判定し得る瓦當三枚を第二十一圖に示した。瓦當に押された刻印にその所在は左表の通りである。

- | | | | |
|---|----|--------------|---|
| イ | 十三 | 明倫小學校 | 在 |
| ロ | 十四 | 萩城詰丸跡 | |
| ハ | 十五 | 霧口中原家、御弓町金山家 | |

第二十一圖

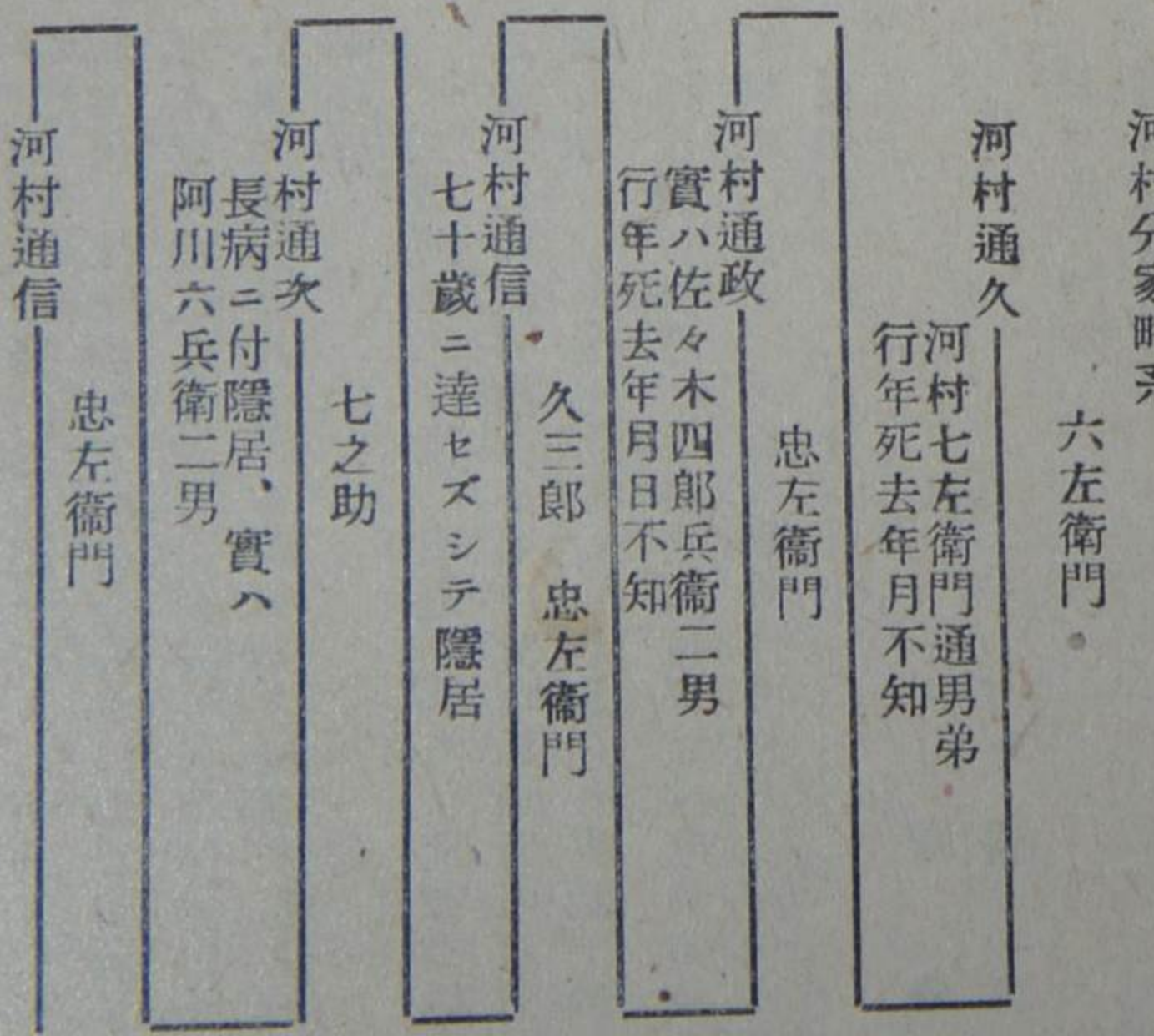


- | | | |
|---|-----------------------------|-----------|
| ト | 十六 | 城内福永家 |
| ヘ | ニミ同圖案のものに松廿五の存するもの萩城詰丸跡にある。 | |
| ホ | 廿 | 大照院 |
| | 廿二 | 志都岐神社上方土壁 |
| | 廿三 | 平安寺横丁 |

- | | | |
|---|----|----------------------------|
| チ | 廿四 | 霧口清水屋敷跡 |
| リ | 廿五 | 樽屋町福田家 |
| ヌ | 無印 | 東光寺、山本醫院 |
| ル | 無印 | 東光寺、法華寺 |
| オ | 無印 | 中津江小林、吉太郎家、附近、山口市、中讃井、井内龍寺 |

河村分家

河村分家の祖、河村通久は前記の通り、河村本家の祖、河村通男の弟である、通男は自分に給せられた五人扶持の知行の内、貳人扶持を弟に分け與へて分家を立てさせた。その家敷は上野の鉄道線路の附近、中村清二郎氏の宅地がそれである。本家が文久三年山口へ移つた後は本家の跡で家業を續けたが、其後終に絶家するに至つた。略系及傳書は左の通りである。



隱居ス享保十八年二月廿六日死去

半四郎 半兵衛

河村通英

行年六十四歲延享四年八月十四日死去
實ハ河村七之助通次兄

孫七

河村通久

實ハ阿武郡吉部村百姓孫
左衛門二男享保二年生

河村某

半右衛門

河村某

孫七

安政三年正月十五日死去

河村耕作

行年六十四歲明治三十九年十一月二日死去

同人妻ヨシ

大正十年五月二十四日死去 大正十五年十二月三日附萩區裁判所ノ許可ニ依リ絶家

本系圖は縣立山口圖書館藏毛利藩譜録、萩市松本郡司拾二老家藏諸御細工人分限帳及萩市役所藏舊戸籍簿に據りて作製す、家督者以外の男子並に女子に就ては互職ニ關係なければ略す、

傳書

國 壹岐
浦 圖書

藤井半衛門殿

清水勘衛門殿

一、瓦師河村忠左衛門事年齡七拾歳以下候へ共家業難勤病氣に付隱居之願申出候處趣令承知候如願隱居被仰付世悴七之助え家業被仰付候條彌家業無緩可相勤候様可被申渡候恐々謹言

享保八卯五月四日

浦 圖書

江木與一衛門殿
中村孫衛門殿

熊谷彦衛門殿
長井文右衛門殿
右私家略系傳書御奉書之寫如此に御座候以上
明和三戌九月

河村孫七

河村分家系補遺

前記河村分家略系は不明の箇所が相當にある、同家傳書及長藩分限帳によつて、十分ではないが幾分その缺を補ふことにする。

江木與一衛門殿
中村孫衛門殿
一、瓦師河村半兵衛家族の者無之付阿武郡吉部村御百姓孫左衛門悴孫七當年拾七歳罷成候を養子仕度由申出之趣承届候如願被仰付候條先々家業稽古仕せ御用相達候様可被申渡候
恐惶謹言

浦 圖書

享保十八丑二月十一日

毛 筑後

長沼九郎衛門殿

松崎吉衛門殿

一、瓦師河村半兵衛事令病死跡目之儀を悴孫七え家續被仰付被下候様御斷之趣令承知候扶持無相違孫七え被立遣候條家業無緩可相勤候様可被申渡候恐惶謹言

延享四卯十月五日

益 河内

一、河村六左衛門通久藝州宰人に而御當地罷越候處に軍器細工色々仕覺居候者に付他國出行被差留置其以後御扶持方貳人立被遣瓦業家被召遣候段被仰渡候由御奉書之儀者紛失仕無御座候事其後代々御奉公之儀者左記之寫之外傳書無御座候事
一、瓦師河村忠左衛門事近年病身付而家業難相成實子雖有之幼年に而家業稽古不相成付町瓦師阿川六兵衛次男七之助儀當方にて家業相勤者に付而養子仕度通申出之趣令承知頼之通被仰付候然忠左衛門實子之儀此先家業としても諸士の類えは養子不被仰付候間旁可被申渡候恐惶謹言
正徳四年十二月廿八日

考へられる。

九代孫七は安政三年に亡くなつて居るから、八代が七十歳まで存命し、其後を継いだと假定しても、約四十年間は家業に従事したこととなる。

十代耕作は九代の亡くなつた時は十四歳で、直に自ら家業をやるべくもない、恐らく職人まかせで瓦製造を續けたことだらう。中村精二郎翁の(七十八歳)話によると、翁の先代が孫七(耕作も孫七を襲名したと思はる)より土地家屋を買つたのは自分が十一歳の時(明治五年)であり、その後河村家は舊品川子爵邸の近所(現在百濟茂友家のある所)へ轉宅したと云ふことである。(昭和十四年十一月記)

河村分家の刻印と其所在

河村分家瓦師が用ひた刻印及其の刻印ある瓦の所在は左圖左表の通りである。但し卅一以下は参考の爲め附記したものである。

番號	刻字	名稱	所在略字
一	上	瘦字曲底長斜側畫	南、大照
二	上	無郭降斜側畫	熊
三	上	無郭小字降斜側畫	詰
四	上	曲底短斜側畫	大照、志社上
五	上	無郭斜側畫右肥底	詰
六	上	無郭斜側畫左肥底	南門
七	上	肥字傾柱稍斜側畫	志社上

八	上	無郭肥字傾柱稍斜側畫	井上
九	上	無郭肥字傾柱長斜降側畫	舟津
十	上	無郭肥字長稍斜側畫	光源
十一	上	正字 熊、椿八、柳橋、長尾、東光、警、	金天、菊ヶ濱、末成、詰、東門、宮崎上樓
十二	上	正字肥字 須佐、西林、泉福、南、明倫、	東門、東光、中村
十三	上	正字肥字肥郭	宮崎上樓
十四	上	無郭正字	樽屋町
十五	上	無郭正字肥字	宇佐川
十六	上	八角郭適勁短側畫	南門、水津(我)、
十七	上	無郭偏底短側畫	山本、南園、清水、近藤、中村
十八	上	八角郭適勁長側畫	警
十九	上	無郭偏底長側畫	南明、南、霧口
廿一	上	無郭無頭偏底長側畫	金天
廿二	上	八角郭適勁肥字	詰
廿三	上	無郭無頭偏底長側畫	東光、熊、齊藤、益
廿四	上	無郭優婉偏底長側畫	田、荒神社、南、増山、詰、上野山畑、警
廿五	上	無郭適勁肥字	上野山畑
廿六	上	無郭優婉長字	與牧社
廿七	上	無郭優婉偏底長側畫	齋藤

第二十二圖



卅五 上 無郭優婉偏底短側畫 岡本、井上、宇佐川
 卅六 上 無郭優婉短側畫 三浦
 卅七 上 無郭優婉肥字短側畫 妙蓮寺

廿八 上 大八角大字、中村、警
 廿九 上 無郭大字、平安、益田、福田
 卅 上 圓郭大字、長尾
 卅一 上 無郭長字圓柱
 卅二 上 三見市、伊東、明倫、福田、三浦
 卅三 上 無郭長字圓柱大字
 卅四 上 無郭長字圓柱大字
 卅五 上 無郭長字圓柱大字

卅三 小上 陽刻小上
 卅四 上 山形陽刻
 春若町 増山

卅五	上	山形陽刻肥字右寄	明倫
卅六	上	山形陽刻斜側畫	水津、吉屋油、増山、春若町
卅七	上	大郭大肥字	山本
略字	略字解		
井上	河添井上要二家附近		
舟津	松本舟津桂惣吉家		
椿八	椿八幡宮		
柳橋	御弓町柳橋家附近		
長尾	堀内舊長尾家附近		
金天	金谷天満宮		
末成	平安古末成喜幸家		
宮崎上樓	堀内舊宮崎社上方の二重樓跡		
西林	堀内西林家		
東門	萩城址東門跡		
中村	上野中村清二郎家(舊河村分家跡)		
宇佐川	堀内宇佐川家		
岡本	春若町岡本家		
南明	南明寺		
山本	江向山本醫院		
益田	樽屋町舊益田屋敷附近		
齋藤	樽屋町舊齋藤三重家		

荒神社 上野荒神社
上野山畑 上野某橙園
與牧社 中津江舊與牧社北側畑
三見市 三見村市阿武元清家
附記河村本家瓦印説明の略字解と重複するものは略した。

河村分家刻印の新古とその所用者
前項に掲げた刻印を、その書跡、所在、刻印のある平瓦々當の模様及その製作様式、年代の推定出来る他家の瓦との比較によつて、新古を判定し、所用瓦師を左の通りに推定する。

河村分家初代通久六左衛門のものに認定すべきものは今日まで見つからない、若しありとすれば本家河村の初代即河七、七と類すに想像せらるゝから「六」などの発見を期待してよいと思ふ。

二代通政忠左衛門のものにしても「〇」等の符合のものはないかと想像さるゝも、地名即ち上野に起因する「上」はなかつたに推定する。

三代通信忠左衛門前期のものとして比較的確かなものも前表の「一」である、之は大照院の芳桂院殿（寶永三年八月逝去）及坤徳院殿（寶永五年十一月逝去）の墓石周囲の敷瓦に存するからである。無郭の「上」は多くは「有郭上」の對印的のものとして考へて居る従つて多くの「無郭上」の中から「一」に書跡のよく似たものを求め、且その所在

「二」とを充當する。又無郭優婉手の「廿三」「廿四」「廿五」「廿六」「廿七」は年代が尙少しく古るに思はる、所もあるが、假に八角郭遺跡手の補充對印として此處に置くことにする。

八代半右衛門のものにして「廿八」を宛しることとした、これは七代の八角郭のものと同種の瓦當に押されてあるから、之れに接近した時代であることが推定されるからである、この對印として「廿九」を充當する。

九代孫七のものにして「卅」を宛てる、この時代は家業が餘り振るはないと見らるゝので、對印として見らるべきものは使用せなかつたのであらう。十代耕作は十四歳で父の死に遭ひ、従つて雇ひ職人によつて僅に家業をつづけたと思はれる。尙耕作は二十一歳の元治元年には馬關の攘夷戦、四境戦争があり、翌年は高杉晋作の俗論黨打破の擧兵なる等大変乱の時代であつたので、恐らく家業も手につかず次で廢藩によつて知行を失ひ、明治五年には傳來の家宅を賣り拂つたのを見ても當時の窮狀が偲ばれる。かゝる情勢であるから十代特有の刻印はなかつたものと推定する。余は以上の如く、上字刻印を夫々世代にあてゝ一應推定はしたが、是等の刻印は必ずしも一印一代に限るべきものではない。現に阿川家に傳來する平瓦々當の版本には文政九年、天保十五年、嘉永六年、文久二年に改めた焼印があり少くも同版本は二代連續して使用せること明かである。

を参考として「二」「三」を三代前期のものとして推定する。三代通信後期のものとしては「四」を充當する、これは書跡が「一」に酷似するからである。この對印として「五」と「六」を充當する。

四代通次七之助は僅か四ヶ年の繼承ではあるが、家督と同時に刻印を改めたに考へらるゝので、「一」と類似のものを求め、「七」を是に充てることにした、而してその對印は「八」と「九」「十」「十一」をその書跡より見て充當する。

五代は病弱で一時退隠した三代の復活で、その期間は僅か三ヶ年である、この時は三代後期の刻印「四」「五」「六」を再用したと推定する。

六代通英半兵衛は二十四ヶ年程家業をやつて居る、是に宛つべきものは瓦當の古さより考へ、「十一」「十二」「十三」であるに考へらる。此種のものには東光寺殊に同寺大雄寶殿の棟の菊形圓瓦に存するもので、元祿創建時代のものとし、「上」中最古のものに一應考へたが、他所にも存在の多いこと、少し年代が下がるに考へられるので、東光寺にあるのはやはり後代修繕の際のものに判定した。これに相當する對印は「十四」「十五」を充當する。

七代通久孫七は河村本家の六代通忠と略同時代で、共に盛んに家業をやつて居た様に思はるゝので、存在の多い八角郭遺跡手「十六」「十八」「廿一」をこれにあてることにし、その對印は夫々圖表の順序の通り「十七」と「十九」「廿」「廿

又現時同家に使用しつゝある二個の「阿」印も先代より用ひ續けたもので、數代使用の實例である。即ち世代の推定はその刻印を用ひ始めた瓦師を推定したことになるのである。

次に余は參考の爲め附記した「卅一」より「卅七」までの上字關係のものに就て説明する。「卅一」「卅二」の無郭圓柱手は無郭優婉手に似て居るが、是は寧ろ大田瓦師關係の「大上」の上字に酷似するので、その方に屬するものと考へる。

「卅三」の小上は上野地方に居た河村分家弟子筋の瓦師のものとして推定する。

「卅四」「卅五」「卅六」の陽刻山形手はその瓦當模様が河村分家のもとは全く種類を異にするので、やはり上野地方に住居した恐らく前者と同様弟子筋の瓦師の用ひたものであらう。

「卅七」大郭大肥字は河村本家の屋敷跡に事業を営んだ本藤及大田の製瓦に見られるもので、或は此場所で暫時瓦業を営んだ河村分家に端を發し、其後此處で事業をやつた横山瓦師も續用したものかと思はれる。

附記廿八の外郭は縦横六分。

河村分家製作の平瓦々當其所在

河村分家の平瓦々當も本家のものと同様、古いものは一と桐葉を基礎としたものであり、後期のものには椿の花を象徴したと思はれるものなどが作られて居る。第二十三圖と第二十四圖に同家の窯印である各種上印のある瓦當十五枚

同家弟子筋であると思はれる山形上印に關係あると思はれるもの三枚、構圖と其所在より同家のもとの考へられる二枚を示した。瓦當に押された刻印と其所在は左表の通りである。

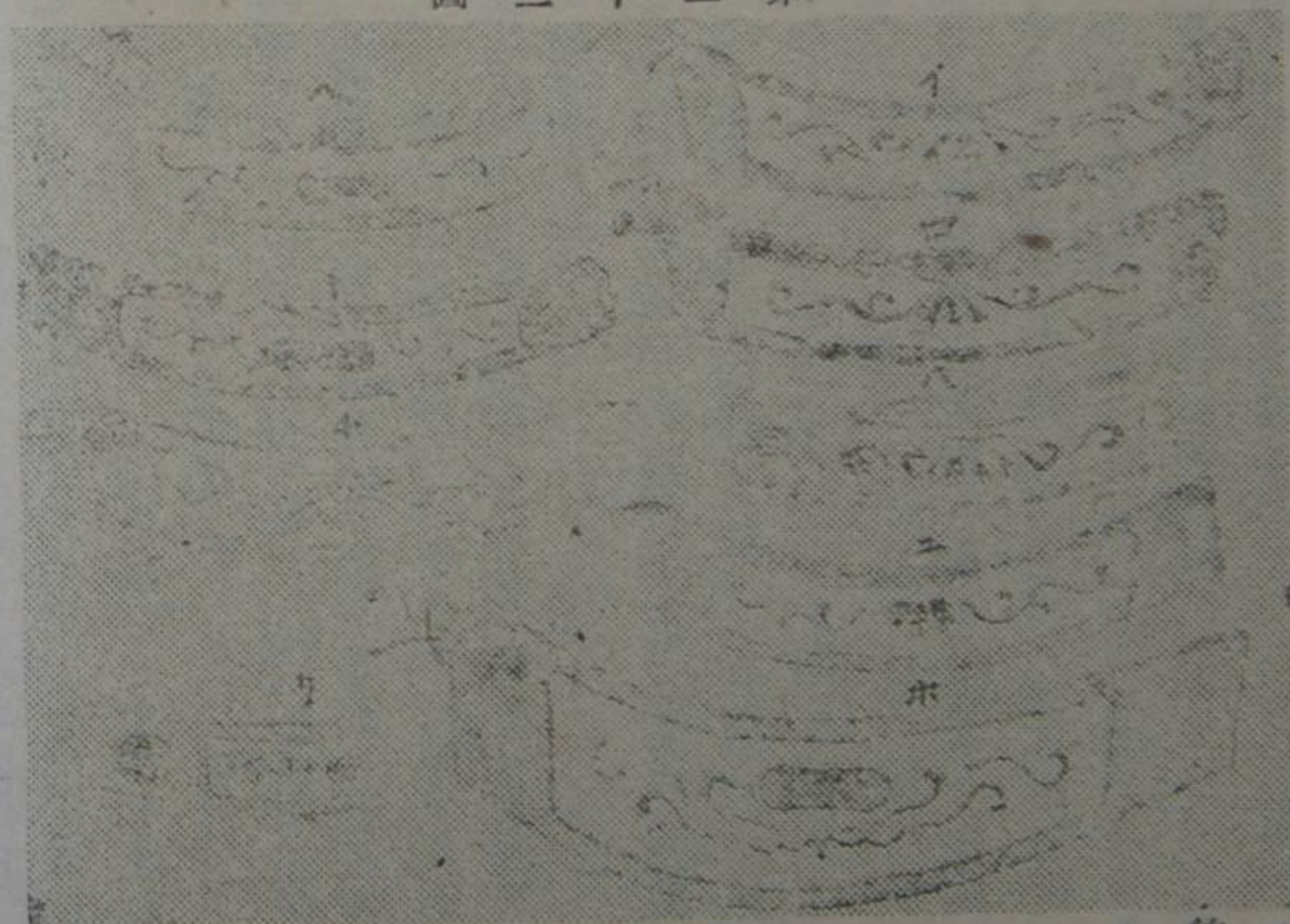
第廿三圖記号 第廿二圖上刻印番號 所 在
 イ 二 平安古末成家
 ロ 九 舟津桂摠吉家
 ハ 十二 東光寺
 ニ 十二 堀内西林家
 ホ 十六 上野中村家
 ヘ 十二 上野中村家

へと同じ構圖のものに七の印を押したるもの詰丸跡にある。

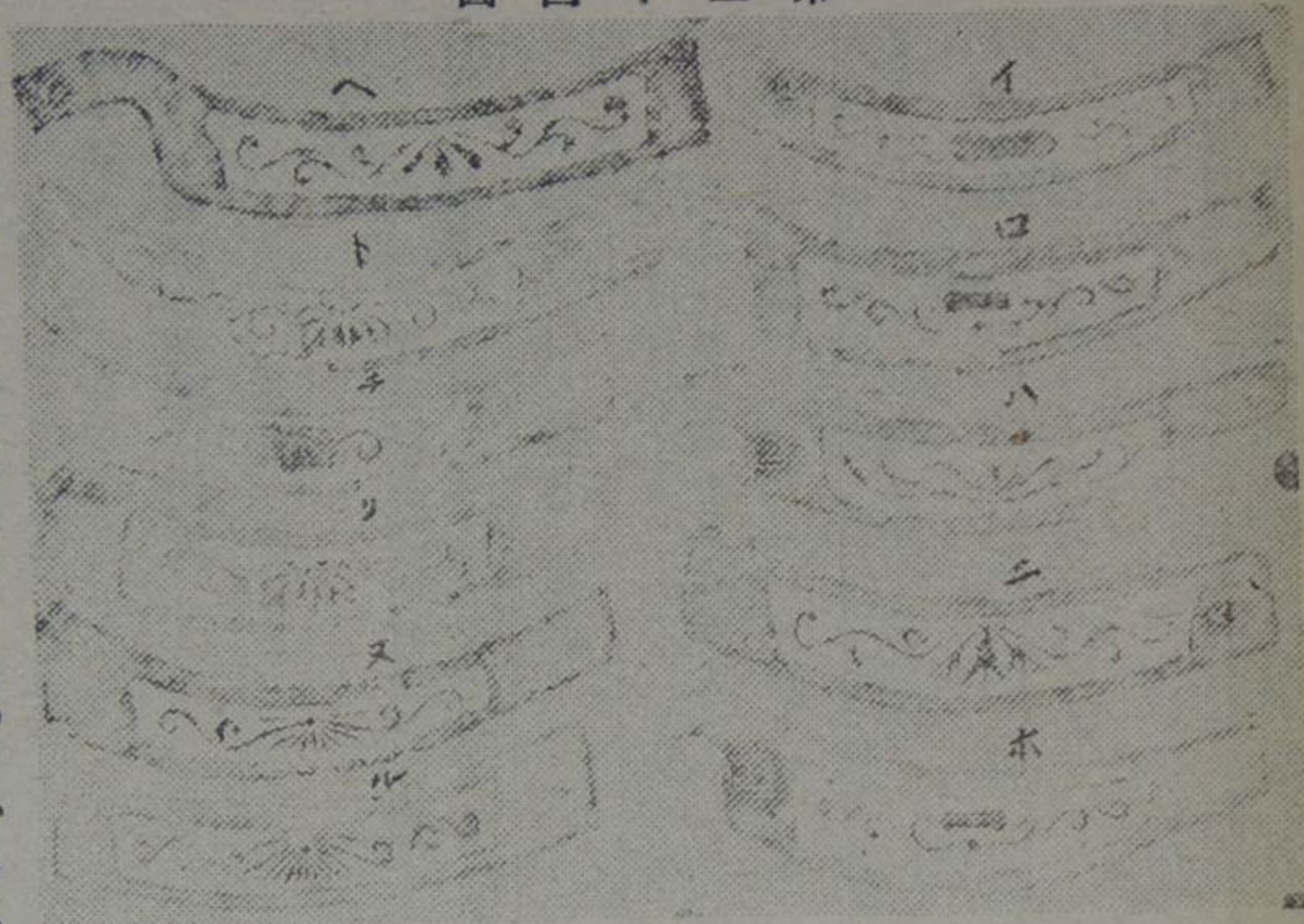
第廿四圖記号
 リ 十六 萩城詰丸跡
 チ 十六 江向山本醫院
 ト 十八 萩城南門跡
 イ 廿一 魚棚熊谷家
 ロ 廿一 大照院
 ハ 廿一 上野觀音堂、橋本増山家
 ニ 廿七 堀内小林家

ホ 廿八 橋本警察署跡
 ト 卅一 魚棚中島家
 チ 卅六 橋本増山家
 リ 卅四 同前
 樽屋町
 無印
 後小畑觀音堂
 無印
 川島善福寺

圖三十二第



圖四十二第



阿川家
 阿川家の祖である阿川六兵衛は隆景寺三世融岳和尚が萩に來られた際、藝州より附隨して來たもので初めは轄區の霧口で瓦業を営み、後青海に轉住したものである。同家の菩提寺は隆景寺であつたが同寺がなくなつてからは、平安古の安養寺を菩提寺として居る。

同家は傳書に因つても知られる通り、代々細工上手であつた。現に安養寺本堂に同家作るころの透し入の精巧な瓦が存在する。先代傳助の妻君が母より傳聞した所による青海の旧宅は高い石垣のあるところで、主人が川漁に行つ

た留守に火災に罹つた云ふ。余が調査した結果、その宅は山本柳介及中村丑五郎が瓦窯を築いた所即ち現在平田源助の宅地内であることがわかつた。火災の年月は判然せな
 いが、嘉永年間ではないかと思つて居る。明治二十年頃には現在の屋敷内に阿川ミ大谷ミ杉山の三つの窯があつたと云ふことであるから、阿川ミとしては家業は余り盛んではなかつたらしい。傳助は病氣の爲め明治四十年頃家業を中止し傳助の次男熙久榎が昭和六年より現地で家業を復興し、以來業務に精勵して居る。

阿川家略系
 六兵衛

阿川某 享保二十年十二月十二日死去

與右衛門

阿川某 阿武郡笹尾村農家小野三郎右衛門次

男 妻養父六兵衛女 寛保三年十一月八日死去

河村某 半兵衛 半四郎

御用瓦師河村忠左衛門ノ養子トナル 延享四年八月十四日死去

女子 與右衛門妻 德右衛門 七之助

河村某
河村忠左衛門ノ養子トナル

千松 勘七 與左衛門

阿川貞恒

寶曆五年正月廿四日死去

女子

足輕河村伊左衛門妻

玄眞

河本某

醫師赤間関ニ居住

六之允 圭浦 等圭

中村某

堅田安房様御畫師中村圭秀ノ養子
寶曆九年十一月廿九日死去

阿川貞行

實ハ河村伊左衛門次男、貞恒ノ甥
文化元年三月十二日死去

女子

貞行妻

阿川某

文政三年四月十二日死去

阿川貞義

與兵衛
嘉永五年十一月廿六日死去
實ハ椿町友永某ノ子

阿川與衛門

明治廿四年九月二十六日死去

仰付脇々よりも別而宜敷御座候に付餘分被召上堅田安房
様御役中爲御褒美御銀子頂戴被仰付候事

一、享保十九寅の暮より御心付米貳石宛年々御勘渡被仰付
候事

一、元文四未之八月大風に付御城内大段之御破損有之別而
三階之御櫓并差見御櫓互損候に付葺替被仰付候處御作事
奉行御檢使御立會に而瓦例し被仰付別而與右衛門瓦宜敷
御座候に付右御櫓其外限り有之御屋根之儀は與右衛門瓦
に限り可被召上候通生田猪右衛門様被仰渡候事

阿川與左衛門貞恒代

一、時打御櫓葺替被仰付候付しやちほこ御調替之御沙汰相
成御好之通無相違相調指上申候處益田河内様被成御見分
御褒美にて尙又殘る御櫓のしやちほこ追々相調候様に被
仰渡候事

一、大照院御寺御再建に付瓦之儀脇々より差出候様御沙汰
相成與左衛門瓦の品々例し被仰付候處別而宜敷御座候に
付脇々を抽て餘分被召上候事

阿川與左衛門貞行代

一、代々之傳來を以しやちほこ被仰付堅固に相調指上申候
事

一、御好瓦一件之儀は與左衛門家に限り被仰付來り今以奉
遂其節候事

一、天樹院御寺四本松を御建立に付瓦一途私方より相調指

阿川傳輔

大正十二年十一月二十二日死去

六十四歳

阿川與一 徳山中學校教諭

阿川熙久榎

昭和六年ヨリ家業ヲ復興ス

本系図は縣立山口圖書館藏毛利藩譜録中の阿川貞行家略系
と河村通久家傳書、阿川家墓石、阿川家位牌、傳助妻君の
談話に準據して余の製作したものである。

阿川家傳書

阿川六兵衛某代

一、先祖數代藝州に居住仕候由申傳候六兵衛儀秋隆景寺三
世融岳和倫由緒に付御當地罷越候於藝州瓦細工仕覺候に
付以後椿西分於霧口瓦細工仕候事

阿川與右衛門某代

一、傳來を以瓦細工仕覺候得共猶爲稽古大阪罷越修練仕候
段被聞召上其節之御當職在世主殿様御作事奉行湯淺小左
衛門様瓦焼調之次第被成御見合大阪同前之瓦無紛御重寶
之儀に候條先々御手師に可被仰付候間彌精出候様被仰渡
先御雇細工人に可被召仕之旨元祿十二年被仰渡候細工御
床御年貢御除に被仰付細工固屋を建被遣細工道具等御惱
み被仰付其後音聲寺觀音堂寶形御好之通相調候事

一、享保十六亥之年江戸御屋敷御類焼に付御普請御用瓦被

上候事

一、御藥園御用瓦一途私方被仰付堅固御間を合せ日々身柄
出勤被仰付候事

一、寶曆七年丑之年始より御目見被仰付候事

一、寶曆十三末の暮より御米壹石被増遣只今迄之分引加へ

三石宛暮に頂戴仕候事

右私家略系并傳來之趣如此御座候

明和四亥二月

以上
阿川與左衛門花押

附記

本傳書は縣立山口圖書館毛利藩譜録にあるものを、その
まゝ轉載した、阿川家は火災に罹つた爲め、明和以後の
家業状態を知るに由なきは遺憾である。

阿川家の刻印と其所在

阿川瓦師の用ひたる刻印及其の刻印ある瓦の所在は、余の
知り得たるところ、左圖左表の通りである。

番號 刻字 名稱 所在略字

一、阿 無郭大字小頭扁、詰、熊谷、井上、阿川

二、カハ 陽刻カハ、益田、吉廣、熊谷

三、川 陽刻川、末成

四、川 陰刻川、西林、堀公、菊ヶ濱

五、阿 歪口阿、詰、大照、嶽山、志社上、阿川、
明倫、平安(横)

六、阿 耳下阿、詰、古明倫、池邊、志社上、大照、

- 七、 龍昌、菊ヶ渡、仰徳社
阿川 小字阿川、中島、熊谷、増山、中學校附、野村、郡役所跡
- 八、 阿ふみ 本行、鮎川横町、増山、熊谷、菊屋附、泉福、増山(江)
- 九、 青海 陽刻肥字俯月青海、山根、吉屋(油)、久保田
- 十、 阿 異書缺蓋口阿、詰、南、隆景寺跡、三見市、春日
- 十一、 阿川 異書阿川、熊谷、鮎川横町、増山、海潮、安養、福田、平安、平安(横)
- 十二、 阿ふみ 異書阿ふみ、須子、石津、益田、青海 陽刻異書青海 法華、熊谷、嶽山、三浦、細田、福田、舊警、弘法(温)、平安、明倫、藤井(江)、頓野、増山
- 十四、 阿 大口阿、詰、嶽山、大照、隆景寺跡、宮崎上、舊警、三見浦觀音堂、南園、吉屋(油)、南明、西生、明倫、椿八幡、梅藏、報恩、堀、増山、郡役所跡
- 十五、 阿川 大字阿川、海潮、福田、徳隣
- 十六、 阿川 大字遼勁阿川、福田
- 十七、 阿ふみ 阿ふみ、頓野、中島、長尾、熊谷(吳)、須子、佐々木、鮎川横町、藤井(江)、安養、

第二十五圖

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十							
青海	陽刻	青海	口羽	近藤	鮎川	横町	有田	昂口	曲	脚	阿	東門	跡	無郭	大	口	阿	福	富	無郭	短	頭	阿	海	潮	鮎	川	横	肥	字	離	畫	阿	宇	佐	川

- 廿五、 阿 無郭降口阿、阿川
- 廿六、 阿 降口阿、阿川、大照、渡邊
- 廿七、 阿 小口阿、明倫、花江亭、山本、大照、南明、椿八幡、郡役所跡、阿川、厚東、福川、波邊

略字解
前表の所在の所には略字を用ひたがその説明は左の通りである。但し河村兩家刻印に關する略字解と重複するものは略した

- 阿川 櫻江瓦師阿川家
- 吉廣 惠美須町吉廣家
- 古明倫 堀内古明倫館跡
- 池邊 城内池邊雅槌家
- 仰徳社 城内仰徳神社跡
- 中學校附 堀内萩中學校前通り
- 野村 細工町野村フジ氏畑
- 増山(江) 江向増山米藏家附近
- 菊屋附 吳服町菊屋家附近
- 山根 河添山根孝一家附近
- 久保田 吳服町久保田家
- 隆景寺跡 河添中島隆景寺跡

- 安養 平安古安養寺
 - 須子 江向須子五郎家附近
 - 石津 河添石津吉之助家附近
 - 細田 平安古竹元渡場細田家
 - 舊警 橋本町警察署跡
 - 弘法(温) 土原弘法寺温泉宿跡
 - 藤井(江) 江向藤井岩雄家
 - 頓野 平安古頓野家附近
 - 西生 熊谷町西生寺
 - 梅藏 北古萩梅藏院
 - 報恩 津守町報恩寺
 - 堀 中渡堀家
 - 中島 魚棚中島家
 - 熊谷(吳) 吳服町熊谷家附近
 - 佐々木 大屋佐々木忠次郎家附近末永氏畑
 - 口羽 堀内口羽家附近
 - 有田 南古萩有田尙政家
 - 福富 堀内古明倫館附近福富家
 - 花江亭 城内花江亭
 - 福川 今古萩福川家
 - 渡邊 椿町瓦師渡邊家
- 阿川家刻印の新古とその所用者
前項に掲げた刻印をその字義、書跡所在、刻印のある平瓦

々當、阿川家に現存する瓦當の版本及二個の刻印によりて新古を判定し、その所用者を次の通り推定する。

初代六兵衛のものとして「一」「二」「三」「四」を充當する、こは書跡の古雅稚拙なる「四」は「二」「三」同じく「三」の對印を考ふるからである、勿論書跡より見る「四」は「三」より後のもので、二代のものとして「五」と「六」を擧げる、五は二代與右衛門のものとして先づ「五」と「六」を擧げる、五は大照院の桂芳院殿(寶永三年八月逝去)の墓石周圍、六は同坤徳院殿(寶永五年十一月逝去)の墓石周圍の敷瓦中に存するから、共に同時代のものと考へらる。

當時は初代六兵衛が尙生存し居るも元祿十二年阿川家が毛利藩御抱へになつたのは二代の職功に依つたのであれば、この刻印を二代のものに考へたのである。更に「七」「八」「九」を二代のものに推定した、こは「七」の「川」字は四の「川」字と酷似するので「阿川」印中これを二代のものとしたのである、「八」を二代としたのは「阿ふみ」印中「六」の對印としてはこれより他にないからである、「九」を二代としたのも同様の關係である。

三代貞恒與左衛門の用ひたものとして「十」「十一」「十二」「十三」を充當する、四種とも書跡異様で古風を帯び互に對印をなすことは、容易に首肯出来るからである。

四代貞行與左衛門の用ひたものとして「十四」「十五」「十六」「十七」「十八」を充當する、十四は所在や瓦當の關係で五、

かゝるやうなことは成丈せせずに置くに云ふ近代風潮に従ふものである。

附記 「五」と「十四」「廿二」とが同模様の瓦當に存し、而も同一場所(秋市八丁郡校所跡)に存するを見れば「十四」殊に「五」の刻印は何代かを通じ永く用ひられたものであらう。

附記七(阿川)外廓の高さは一寸二分。

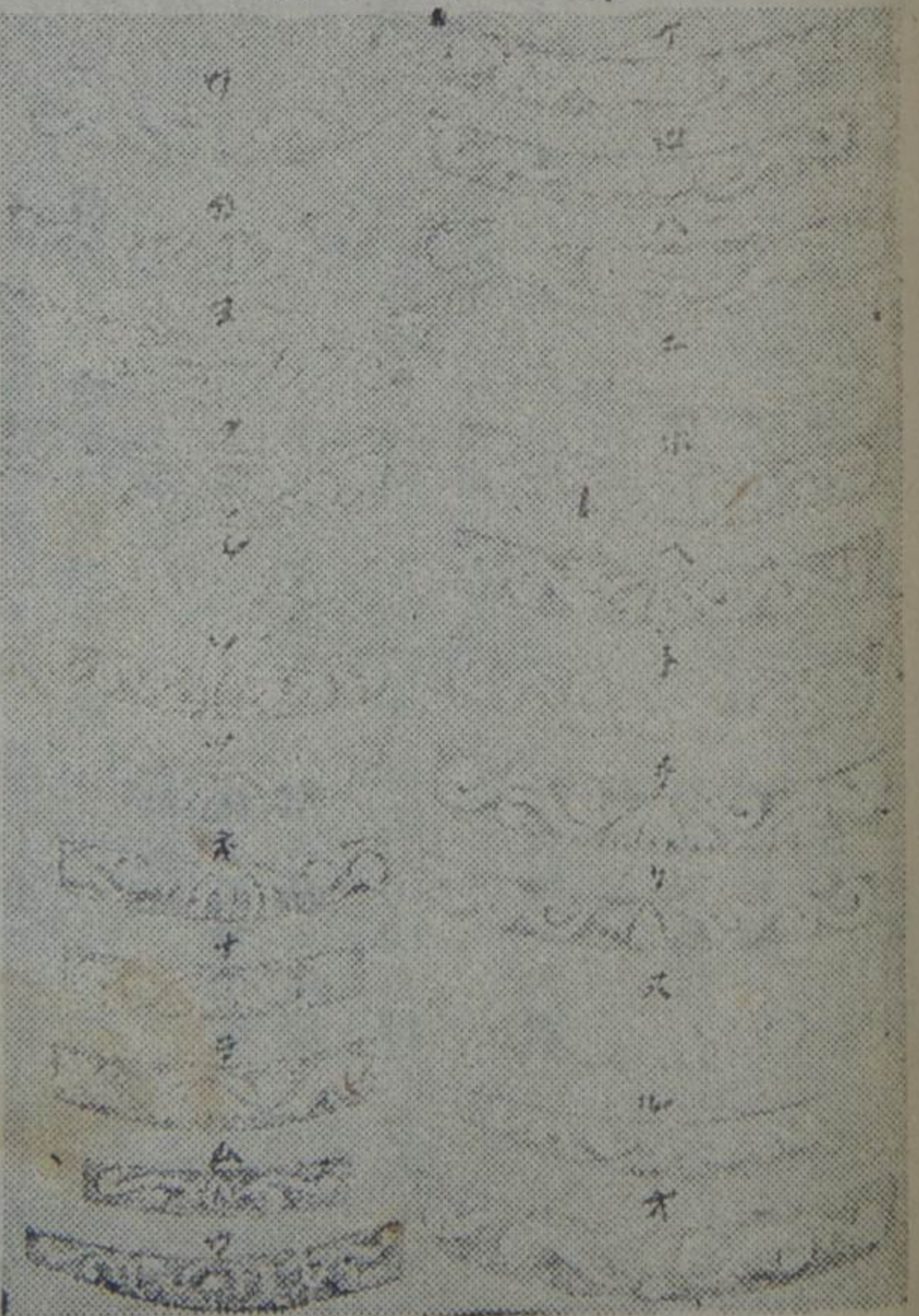
阿川家所藏の平瓦々當の版本

第二十圖

阿川家は家業を暫時休止したことはあるが、兎も角家祖六兵衛以來連綿として今に瓦業を續けて居る。従つて同家には第一十六圖に示した通り二十四個の平瓦々當の版本を所藏して居る。古い時代のもの或は近代のものでも全部残つて居るのではないが、是だけでも同

家製瓦の年代を窺知する好資料である。同家櫻江の職場には多くの瓦工が仕事をして居り、同家宅地内には他家の職場の在つたところもある。斯る複雑な關係から松本船津の大田瓦師の所に裏に改印ある阿川家獨特の版本數個が保存されて居たこともある。第二十六圖の如きは三見村時代の大田瓦師のものとして考へ度い位である。然し或は反對に阿川家に元來あつた此種の瓦當が起源で大田特有の花模様瓦當が作られたのかも知れない。

阿川家藏する所の平瓦及丸瓦々當の版本には其裏面に押された改印である焼印が左の通り七種ある。



六の後の時代のものと思はれる、「十五」「十七」「十八」が對印であることは書跡より見て異論のないことと思ふ、「十六」は「十五」と共に大字であるが阿の末畫と川の第二畫の接する具合が「十五」と違ふ、然し大体相似して居るので四代のものと考へた。

像する。

五代貞義與兵衛の用ひたものとして「十九」「廿」「廿一」を充當する、大体の書跡が五、十に似る所もあるが寧ろ「廿五」「廿六」に多く類すると考へたので五代のものとした、「廿一」の刻印は「廿」の上部二ヶ所が缺損して生じたものと思はれる。

一、文政九戌改(上の四字は二行になる)長方形印

二、天保六未改(六未の二字は横書)立札形印

三、天保十五辰改(十五の二字横書)小判形印

四、文久二戌改 細い長方形印

五、嘉永六丑改(丑改の二字は左右に分かれてある)大円印

六、嘉永六丑改(丑改は全前)隸書小円印

七、嘉永六丑改(丑改は全前)肥字中円印

第二十六圖イの版本には一、二、三、四、六、の五印。ロ

には二、三、四、五の四印。ホには三、四、六の三印。ヘには二、三、四、六の四印。トには二の二印。チには二、

三、四、六の四印がある。七の印は丸瓦にはあるが平瓦のものには見ない。尙改印の他に書跡不明の大なる字の刻印が八種あるが、何を意味するのか、判断し得ない。

阿川家製作の平瓦々當其所在

阿川家の平瓦々當も前述した通り古いものは一三桐葉を基礎とし、後には椿の花を象徴したと思はれるものなど数種が作られて居る。前記版木にあるものを除き、同家の窯印である阿、青海、小松などの刻印がある十四枚を第二十七図と第二十八図に示した。それに就て少しく説明を加へる。第二十七圖イは阿川家印(第二十五圖)五の押されてあるものであるが、是と同一瓦當に十四、廿二、廿六の阿印が夫々押されてあるものが存する。同圖ニの阿川家印は十八のものであるが、他に二十四の印のあるものもある。又九の印のあるもので、畧ぼこれと同じ模様のもも存する。第二十七圖ヌの圖案は粗小であるが、是よりも美大で西村瓦の模様によく似たものが二種ある。その内一種は無印で東光寺に在り、他の一種は阿廿七の印のあるもので大照院に在る。以下是等瓦當の所在地を版木のものから順次表示する。

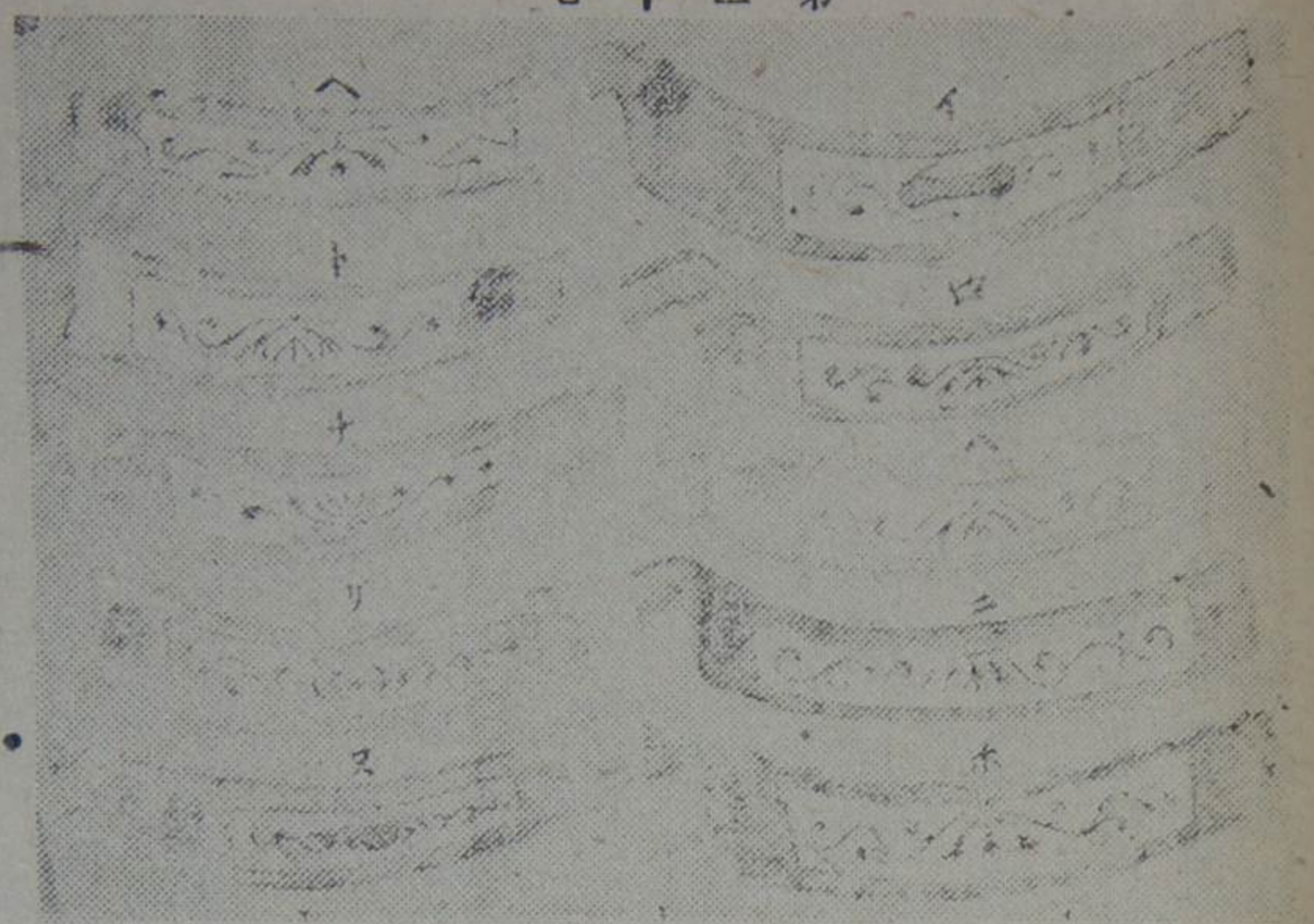
第廿六 図記号	阿川家刻印番号 (第廿五圖)	所 在
イ	五	城内詰丸跡、仰徳神社跡
ロ	十四	詰丸跡、大照院、二重樓跡

イ	五	郡役所跡
ム	廿六	大照院
ナ	廿六	上野觀音堂
ワ	十四	郡役所跡
オ	無印	詰丸跡
リ	廿四	明倫小學校
チ	無印	櫻江阿川家、三見村河内
ニ	十四	樺町渡邊利吉家

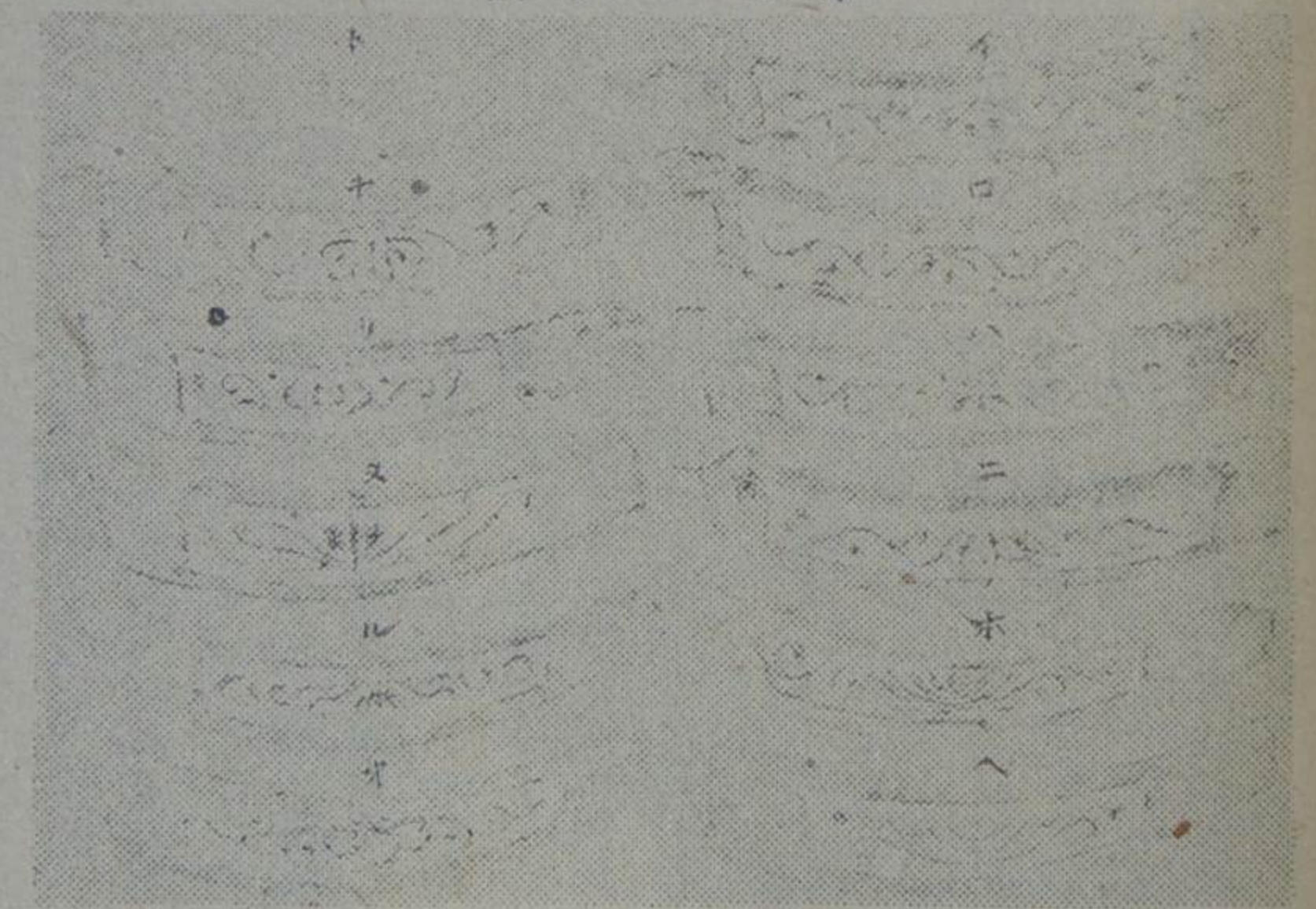
イ	五	イと同じ構圖に阿の十四、廿二、廿六の印を押したものがあ る。所在は皆郡役所跡
ロ	十四	梅藏院
ハ	十四	橋本町増山家
ニ	十八(青海)	南古萩有田家

ホ	小松	江向佐々木家
ヘ	廿五	阿川家
ト	廿七	松本厚東家
チ	廿七	郡役所跡
リ	廿七	大照院
ヌ	廿七	今古萩福川家

七十二第



圖八十二第



關係の邸宅に主として用ひられ、後にそれ等邸宅の分解によつて、各所に分散したものである。これ等瓦には第二十九圖一より九までの刻印が見られる。

- 刻印 瓦の所在
- 一、寶珠屋 堀内、魚棚町
 - 二、越前屋大字 堀内
 - 三、越前屋小字 堀内
 - 四、越前屋奇字 唐樋
 - 五、御用瓦須佐 堀内
 - 六、御用須佐工 惠美須町、唐樋
 - 七、須佐工 樽屋町、堀内、唐樋、安養寺、平安寺、南明寺

一〇 須佐の瓦

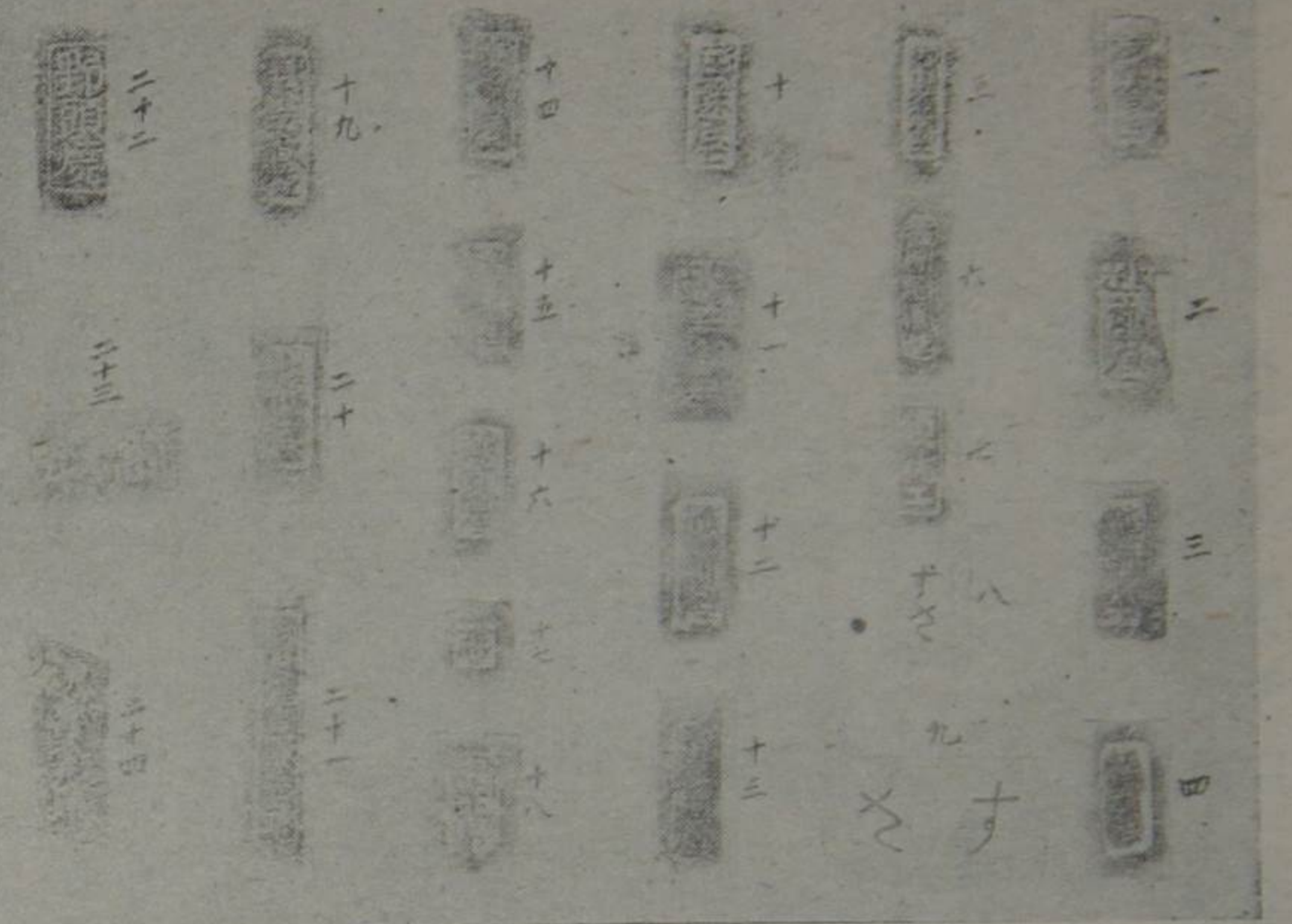
第二十八圖のイ、ロ、ハは共に末成家にありニは有田家にあるもので、夫々刻印によりて阿川家のものと認められるものである。

阿武郡須佐の瓦が左記の通り萩の各所に散在して居る、これは堀内の益田本家、益田分家、樽屋町の益田分家等須佐

八、すさ
九、「オ」

- 明倫小學校
- 橋本町、北古萩、大照院

第九十圖



刻印は瓦當面の縁に存するが普通であるも、「八」は模様の左側底面に在り、「九」は模様兩側に「す」が「わ」かわかれ

- 一、「寶珠屋印」の存するもの
 - 二、「越前屋」印の存するもの
 - 三、「御用瓦須佐」印の存するもの
 - 四、「御用須佐工」印の存するもの
 - 五、「須佐工」印の存するもの
 - 六、「すさ」印の存するもの
 - 七、「す」印の存するもの
- 須佐の平瓦々當の模様は已に記した通り堺瓦のものを模倣したものである。
- 詳細は略するが、堺の瓦當模様には時代変遷の跡が見られる。これを主参考資料とし、瓦印文字の新古を副資料として、大体須佐瓦當の新古を判断するに、一、二、三、四、五、七、六、となると思ふ。
- 余は昭和十二年八月山根氏と共に須佐に行き、益田邸其他を見廻り、第二十九圖に示した次のものを発見して手拓した。
- 一、寶珠屋
 - 二、越前屋
 - 三、越前屋
 - 四、越前屋
 - 五、御用瓦須佐
 - 六、御用須佐工
 - 七、越
 - 八、御用瓦須佐大字
 - 九、御用須佐工
 - 十、寶珠屋
 - 十一、越前屋
 - 十二、越前屋
 - 十三、越前屋
 - 十四、越前屋
 - 十五、越前屋
 - 十六、越前屋
 - 十七、越
 - 十八、村上常
 - 十九、御用瓦須佐大字
 - 二十、御用須佐工

刻印は瓦當面の縁に存するが普通であるも、「八」は模様の左側底面に在り、「九」は模様兩側に「す」が「わ」かわかれ

第十三圖



以上は須佐關係の刻印ある瓦に就て述べたのであるが、この他に瓦當模様は略同様であつて刻印のない須佐出來の瓦を望む。

- 二十、山根屋
- 廿一、御用瓦吉野嘉七郎
- 廿二、野頭焼
- 廿三、高木瓦

余の探索は僅かに半日のことなれば尙この他にも同地特有の瓦が多々存在すると思ふこれ等の瓦に關する事項は同地在住の特志家によつて考研せられんことを望む。

一一 大津郡西村瓦

山口縣大津郡深川町字湊は從來瓦業が盛んであり、今も數軒の業者が事業を經營して居る。舊藩時代同地の代表的瓦師は毛利家の准御用瓦師の觀があつた西村家で、其製瓦は萩城址、東光寺、大照院、金谷天満宮、其他一般萩の民家に多數残存して居り、萩の瓦を語るには逸することの出来ないものであるから、此處に大略を記すことにする。

西村家略系と瓦窯後繼者

西村家の創業は深川古老の言(昭和十一年聞合せ)によるに約百五十年前と云れるも、その系圖の證據となる好き資料は見當らぬ、大照院の一墓石の敷瓦中湊金の瓦が三御用瓦師の瓦と共に存するより見て、西村瓦の創業は尙少しく古いのであらうと余は考へてゐる。左記略系は同家親族中の長老である坪野鉄兵衛の談話を主とし、西村家の位牌戸籍謄本を參考として余が作製したものである。西村家の番地は深川村第六十九番屋敷である。

初代 西村某

二代 西村金藏

三代 西村金右衛門 明治十五年十月廿四日歿五十一歳

四代 西村彌八 昭和十年一月十五日歿

五代 西村友一 明治四十二年三月廿四日生東亞大戰に

際し第二回目の出征の時歿

深川村湊で瓦業をやつたのは三代金右衛門までと考へられる、四代の彌八は三隅村、三見村、萩堀家の工場に雇傭せられてゐて、獨立の營業はして居ないやうである、五代友一も同様に萩玉江の堀の瓦工場に永年勤務してゐた。

深川村の西村瓦家の跡は山田與三郎(瓦印は湊山よ)と山田啓助(瓦印は湊山啓)の兄弟が引受け、明治四十年頃よりその跡を中野家(瓦印は湊中吉、湊吉)が引継いだ。

西村家瓦印及其の新古

西村家瓦印は左記の通り湊金が三種、湊西金三種、大極上湊西金三種、極上湊西村金右衛門一種、湊西村金右衛門二種があり、尙「極上」等西村家のものらしいものがあるも辨別し難いので茲には載録せぬことにした。

一、小湊金 湊の天が小になり居るもの、西村家瓦印の内、最も古いと思はれる。

二、小湊湊金 湊の天が小になり湊字全體が圓の中に納まるやう書かれてある。湊金印としては一に次で古きもの

古きもの

九、大字天湊大極上湊金

十、小字極上湊西村金右衛門

極上の二字は上方の別郭内に横書せられあり

十一、中字湊西村金右衛門

十二、大字湊西村金右衛門

萩及三見村に於ける西村瓦の所在

西村瓦は萩及萩附近には隨所に多く見られ、詳しくその所在を擧ぐることは容易でない。然しその所在地は西村瓦の新古判別に幾分の参考となるから、茲に余が瓦印の拓本をとり得た所を記すことにする。

瓦種類

所在地

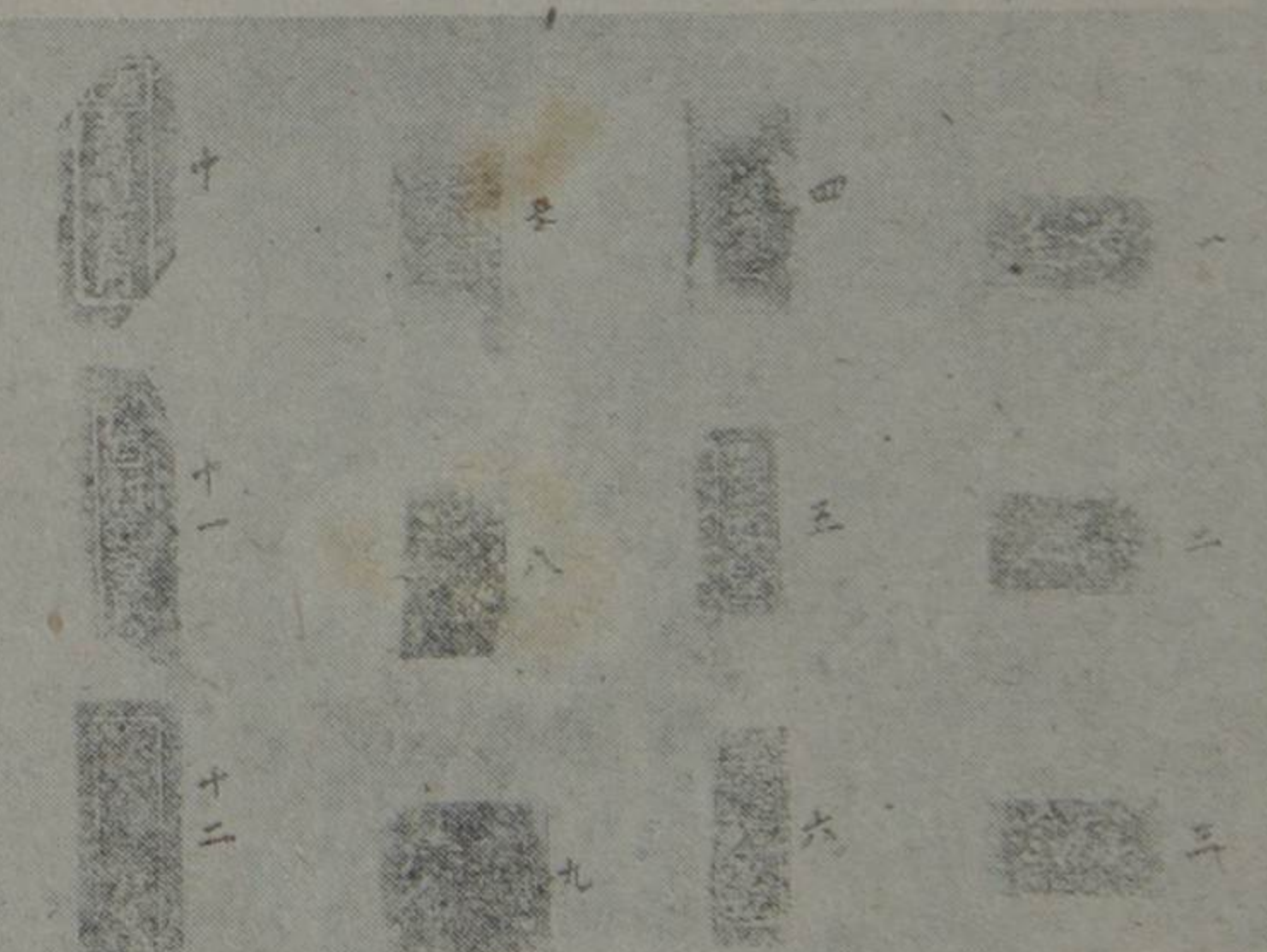
- 一、萩城址詰丸跡、同南門跡、南門附近畑、龍昌院跡、大照院、東光寺鐘樓、龍藏寺、梅藏院、弘法寺温泉宿跡、魚棚熊谷家附近、堀内口羽家附近、江向藤井岩雄家、橋本増山家、明倫校
- 二、南門跡、龍昌院跡、海潮寺、椿福昌寺跡、堀内津森家附近、平安寺横々丁
- 三、平安古頓野家附近
- 四、詰丸跡、龍昌院跡、熊谷家附近、大照院、二ツ森、中渡堀家附近、河添山根孝一家附近
- 五、本行寺、川島巖島社跡、三見村浦の觀音堂
- 六、長泉寺、堀内西林家、平安古松原細田家、河添鮎川家

三、天湊湊金

五四

その所在より推して湊西金の内では最も古いと思はれる。

第三十圖



五、有郭中字水湊湊西金 湊の天が水になり居るもの、湊西金としては四に次で古きもの

七、小字小湊大極上湊金 湊の天が小になり居り、大極上湊金の内では最も古いと思はれる。

八、中字水湊大極上湊金 湊の天が水になり居り、大極上湊金としては七に次で

横丁、江向須子家附近、萩高等女學校、三見村浦の觀音堂

七、平安寺横丁、平安寺横々丁、中渡堀家附近

八、平安寺横丁、熊谷邸附近、平安古末成家、河添本町、三見村市阿武家

九、堀内三浦家、河添井上重要家横丁

十、吳服町久保田家

十一、久保田家、今古萩重枝家、櫻江阿川家、弘法寺温泉宿跡

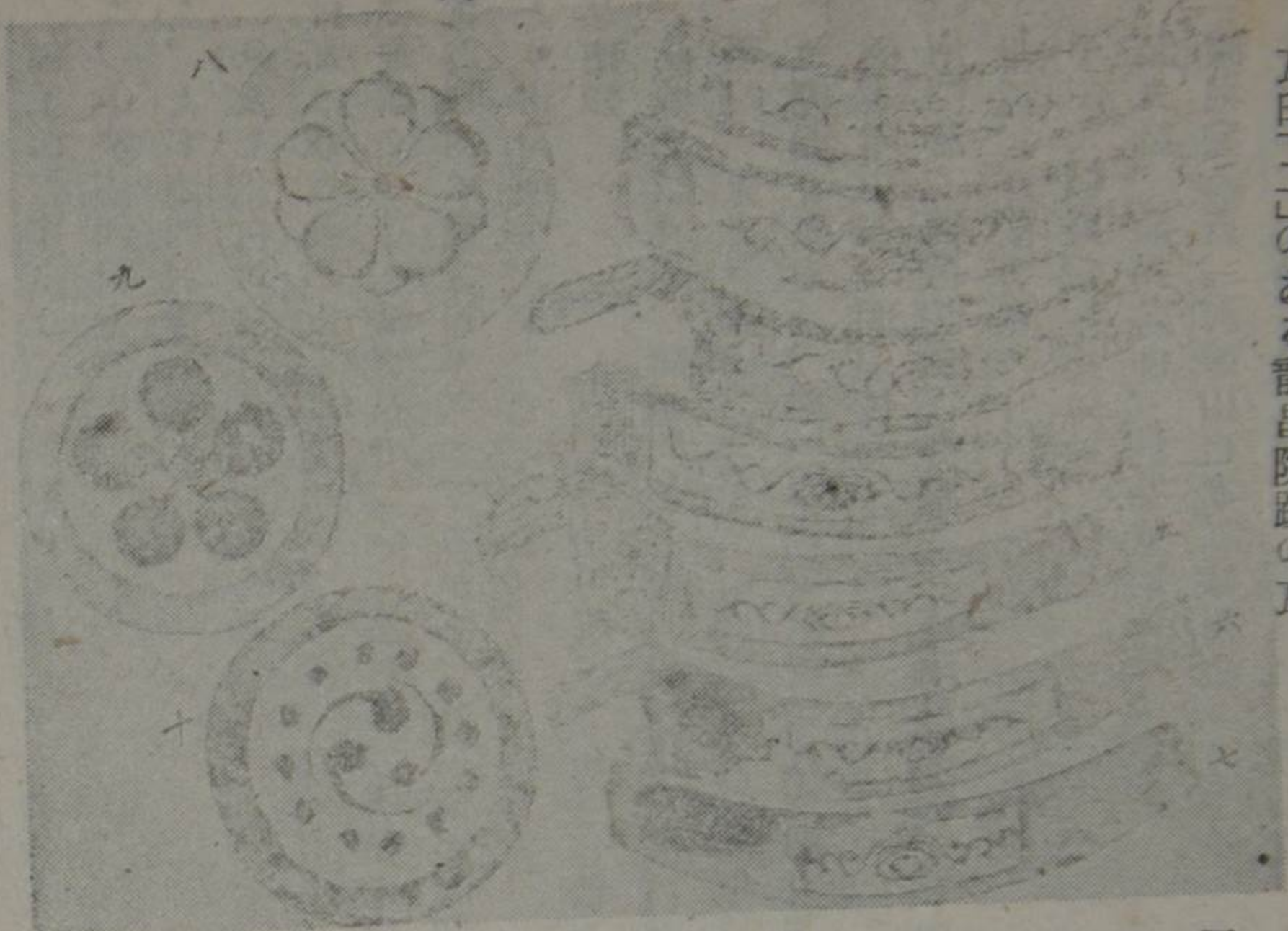
十二、久保田家、法福寺跡、川島巖島社跡、金谷天滿宮

西村製瓦々當に就て 西村家の平瓦々當は第三十二圖一より七に示す如く、一種の花模様を中心に唐草を兩側につけたものである、たゞ古き瓦印のある一三二には花模様の中に、「一」が加へられてある、この花模様唐草は瓦の大小、種類、瓦印の新古によりて多少の变化はある、然し瓦印が異つても模様は全く同じきものもある。次の瓦當の説明にある如く瓦印十二種の内七種のもの、瓦當を茲に掲げ得たが、他の五種のものにも略同様のものがある筈と思ふ、尙巴瓦も種々ある筈であるが、瓦印のあるものは第三十二圖十のものを唯だ一種發見し得たのみである。平瓦々當に於ても瓦印のないものも存することば勿論である。

第三十二圖瓦當の説明

- 一、瓦印「一」のある萩城址詰丸跡の瓦
- 二、瓦印「二」のある龍昌院跡の瓦

圖二十三第



- 七、瓦印「十二」のある法福寺跡の瓦
- 八、瓦印「十二」のある金谷天満宮瓦

- 三、瓦印「五」のある川島殿島社跡の瓦
- 四、瓦印「六」のある長泉寺附近の瓦
- 五、瓦印「十」のある久保田家の瓦
- 六、瓦印「十一」

- 九、同前
- 十、同前

一三 大田家の瓦

瓦師大田房五郎は島根縣那賀郡川波村敬川の出身である。同氏の言によれば父の啓太郎が阿武郡三見村に來り、瓦業を営んだとあるも、瓦印より判断すると、尙それより以前に同家の先祖が三見村に來て居たこと、思はれる。萩に於て「三位米」の刻印ある瓦は意外に多数存在するより見て、三見の同家々業は相當盛大であつたと考へられる。

瓦窯の位置変遷

瓦窯は陶窯と異なり、製瓦用の土の關係其他僅かな都合で位置の変更は容易に行はれ得る。大田家の窯は始め搬出に便利な海岸に近い三見村河内にあり、其後山上の三見村中山に移つた。中山の窯の所在地は萩三見浦との間にある峠の道路側で兩所へは共に下り道で、瓦搬出には比較的便利である。大正元年頃櫻江の瓦師阿川傳輔の宅地に移り、間もなく啓太郎は五十歳で亡くなつて居る。約十五年此處に居た房五郎は青海中村窯の仕事を手傳つたこともあり、その後平安古(玉江橋を去る約二町、現に坪倉家のある所)の吉村、綿屋兩氏經營の瓦屋に頭領として働き、昭和三年松本小字船津の河村瓦家の跡に移り、同郷出身の本藤安太郎と共同經營をなし、本藤が死亡した後は單獨に瓦業を営んだ。

大田瓦の刻印

大田家の瓦印であるが余が推定したものは第十九圖六、七八の三種の「大」印と第三十三圖ワよりクに至るまでの十四種の印とである。即ち左の通り

第十九圖六 平字陽刻階円郭大

同圖 七 陽刻角郭大

同圖 八 大字陽刻大

以下は第三三圖

ワ 川内、カ 細字大上(大字稍降る)、

ヨ 中字肥字大上(大字稍昂る)、ク 大字肥字大上(他

の大上印より少く大きく、大上の二字中央に相寄る)、

レ 陽刻三見、ソ 圓郭大、ツ 三位米、ネ 二行縦書

三見大田、ナ 横書三見大田、ラ 中字はぎ(ぎの膝高

し)、ム 小字はぎ、ウ 大字はぎ(はの末画桃)(印章

よりこる)、ノ 二行縦書三見村大田(印章のみにて實

物を見ず)、ク 無郭大(印章のみにて實物を見ず)

附記 房五郎氏の談によれば單に「大田」云ふ印もあつた

そうであるが、余は未だその刻印ある瓦を見得ない。

以上瓦印の所在地は左の通り

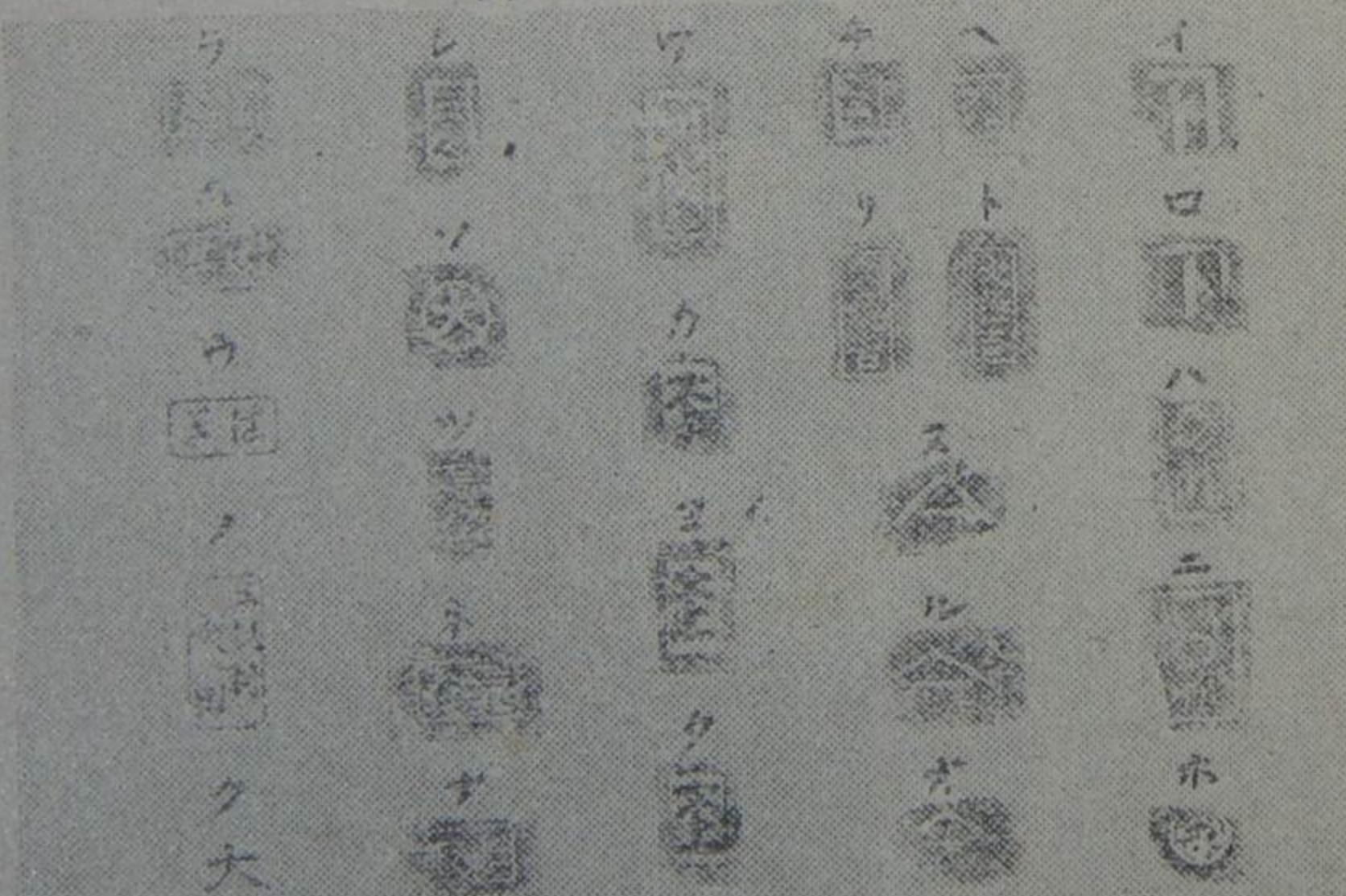
ワは法華寺、伊東家、巴ホテル附近、熊谷家、河添佐古家

カは堀内近藤家、ヨは海潮寺、福田家、近藤家、春日神社

平安古嶺野家附近、タは近藤家、三見村市阿武家、細工町

野村畑、レは郡役所跡、ソは菊屋家、益田屋敷附近、増由

圖三十三第



家、光源寺、春若町、ツは報恩寺、山本醫院、増山家等、
ネは三見村善照寺、ナは三千坊、東光寺、中渡堀家附近、
南園館、ラは越ヶ濱、福田家附近、ムは三見浦、ウは三見
八幡宮、松本
大田瓦屋、堀
家附近、ウ、
ノ、クの三章
印は大田瓦師
所藏。

瓦印の新古に就て
第十九圖の三
印は既に記し
た通り、指月
山上の萩城詰
丸跡より發見
されたもので
勿論維新前の
ものであるが
大分古いと思
はれる、而し

て此は寧ろ石見國川波村に居つた大田家の祖先が、毛利藩の注文に應じて納入したものであるまいか、陽刻大上、

陽刻三見、**㊦**、三見米の諸印も確かに維新前のものと考へられる、三見米の米は或は啓太郎の父の名の畧であるかとも考へられる、「三位米」印には米の字の寫つてないものもあり、よく檢すれば幾種類かに細別し得られるのではないかと思ふが、澤山あるに却らず刻しやうが浅く、鮮明なものが多いので、今日では唯一種として置いた。「三見大田」印は房五郎の談に父が約六十年前に用ゐたものとのこととなれば、啓太郎の用ゐたものに相違なく、無郭「大」印と「三見村大田」印とは中山時代のものと考へ度い。又「はぎ」印は主に他地方へ出す瓦に押しださるゝこゝで、是は櫻江時代のものと解釋する。

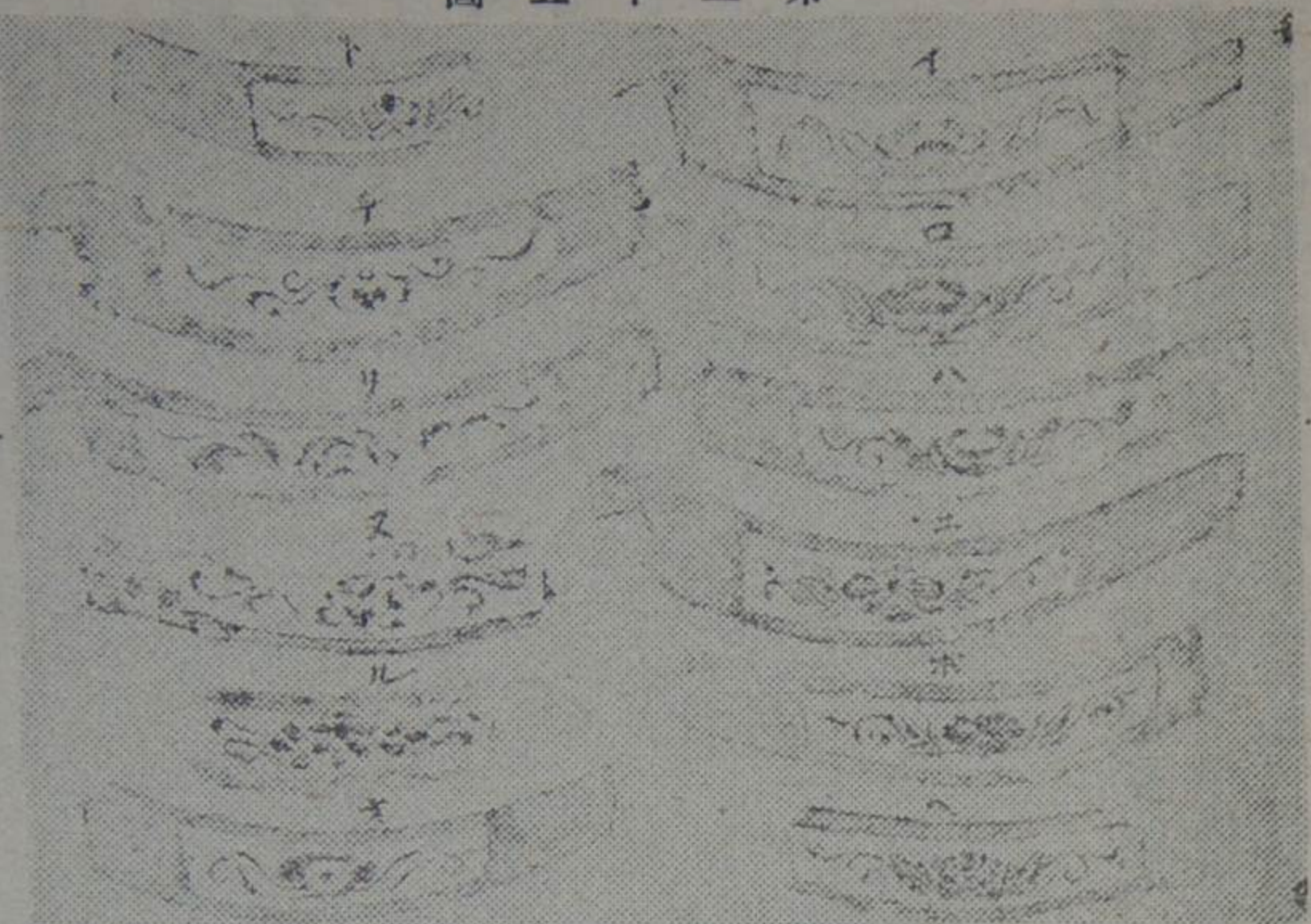
平瓦々當

大田家製造の平瓦々當としては、大田家刻印の存在する八種と現に版木を所蔵する三種と合計十一種を第三十四圖に掲げ、無刻印で同家のものと思はれるものを第三十五圖に掲げた。第三十四圖のものは左の通りである。

- イ、「大上」印(第三十三圖カ)ある瓦當
- ロ、**㊦**印(同図ソ)ある瓦當
- ハ、ニ、ホ、三位米印(同圖ツ)ある瓦當
- ヘ、二行縦書三見大田印(同圖ネ)ある瓦當
- ト、横書三見大田印(同圖ナ)ある瓦當
- チ、中字はぎ印(同圖ム)のある瓦當、是も次のものと共

ク濱入口某家、リミヌも山本醫院、ルは松本船津の大田瓦屋。

第三十五圖

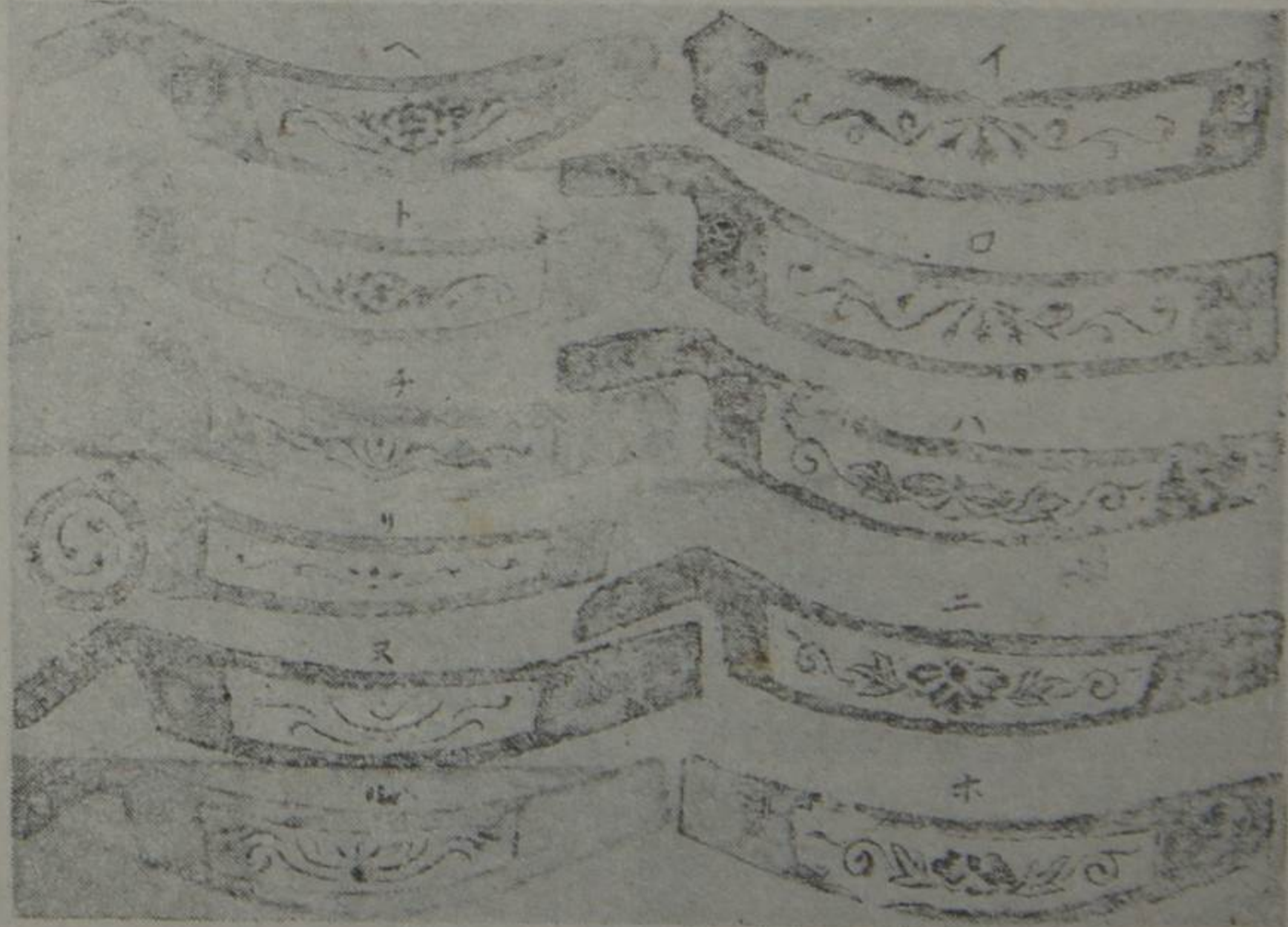


第三十五圖 大田家關係の瓦當説明
本図イよりチに至る八枚は第三十四圖(ハよりトに至る)に示した大田家關係の刻印ある瓦當と相似ること及び其所在地によつて同家の瓦當と推定したものである。リ、ヌ、ルの三枚は模

様の粗雑さと、其所在より推してチと共に大田家のものと思はれるもの。オは三見村中山武安窯の跡で採拾したもので、武安窯經營者の言に従へば此は同所で焼いた大田窯終期のもと同じである。各瓦の所在地は次の通りである。

に版木が保存せらる。

第三十四圖



用ゐられるもの。

所蔵瓦當の所在地は次の通り

- イは堀内近藤家附近、ロは菊屋家、ハとニは江向山本醫院
- ホは三見八幡宮、ヘは三見村善照寺、トは南園館、チは越

イは城内福永家附近、ロは橋本町警察署跡、堀内宇佐川家は平安古平生嘉三家、ニとトは三見八幡宮、ホは宇佐川家、ヘは法華寺、チは江向佐々木家、ヌは海潮寺、ルは三見浦海岸、オは中山の武安窯跡及三見浦觀音堂。

三林瓦師の瓦印と瓦當

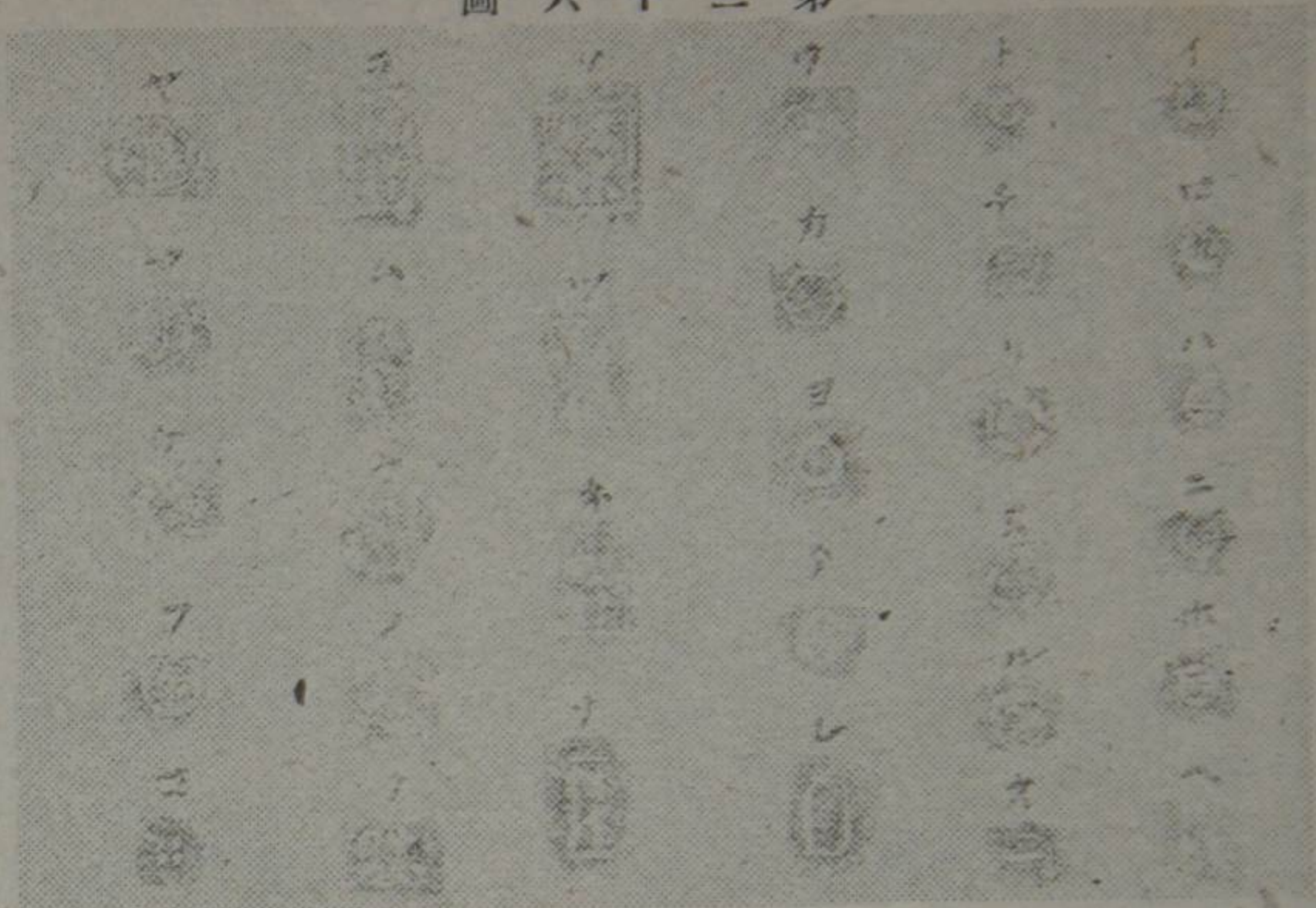
瓦に押された刻印より見て、林と云ふ瓦師が萩地方に居て代々製瓦をして居たことが知られる。その瓦印は左の通りである。

- 一、陽刻大字大郭神藏(第十九圖四)
- 二、陽刻小字小郭神そう(第十九圖五)
- 三、大字大郭林神(第三十六圖ソ神の第二畫短)
- 四、大字大郭林神(同圖ツ神の第二畫長)
- 五、中字中郭林神(同圖ネ)
- 六、小字林神(同圖ナ、側郭なく上下に一線を殘す)
- 七、肥字小郭林神(同圖ラ)
- 八、小字小郭林神(同圖ム)
- 九、四郭行書林(同圖ウ)此刻印明亮なるもの見當らず、林字なるやの疑も存す)
- 一〇、異郭林(同図フ、郭の上線は左右とも絶縁して一字をなす)

以上瓦印の所在地は次の通りである。一は萩城詰丸跡、二

リ、ヌ、ル、刻印なきも現に版木が大田家に保存せらるゝもの殊にルの版木は本藤孫一家にあるものと同じく目下主として

第三十六圖



は詰丸跡、春日神社附近、三は端の坊、四は堀内花村家附近、魚棚中島家、五は花村家附近、六は堀内公會堂附近、七は妙蓮寺附近、堀内公會堂附近、八は河添井上家附近、九は堀内口

羽家附近、同宇佐川家附近、同近藤家附近、大照院、一〇は堀内口羽家附近、一一は海潮寺、宇佐川家附近、光源寺樽屋町福田家、川島市川季作家附近、西光寺、堀内病院附近。

ここにした。初期のことは唯瓦印より想定するのみで、創業時は判明せないが先づ文化、文政頃迄と見る。第二期は中村政右衛門の時期で天保より嘉永年間位と見る。第三期は杉山兄弟経営の時期で、安政頃から明治十二年頃までと考へられる。

經營者

第一期の經營者に就ては唯上野の地で業務を張つた御用瓦師河村分家の弟子達であると推想するに止まる。第二期に就ては河村分家の跡に住んで居た中村清二郎翁の語る所によると、全翁の祖父中村政右衛門は以前河添區に居たが、中津江に移り住み、上野河村瓦師の弟子に瓦を焼かして居たが、結局失敗して江戸に行き、安政六年に歿した。祖母の話によれば「なかつ江」印のある瓦は政右衛門時代のものである云ふ。第三期には杉山松次郎と竹吉の兄弟は櫻江に在つた窯を廢して中津江に來り、余が推定によれば明治十二年頃まで瓦業を営み、其後は兄弟も龍藏寺の門前で染物屋をして居た。松次郎は明治十六年四月十八日に隱居し、明治二十三年四月七日に歿した、享年六十八。竹吉は明治十九年九月歿、享年不詳。

余は此處に杉山兄弟の父を推量せられる杉山彌吉のこゝを附記する。杉山家の過去帳を調べても松次郎より以前のことは全く不明であるが、別記の通り杉山彌吉の瓦印が鬼瓦に立派に残つて居る。杉山家の當主仁藏は櫻江では阿川よ

林神も林神藏のこゝに解せられる。築城當時は斷言し得ぬが相當古き時代に林神藏と云ふ瓦師があり三、四代に涉つて瓦業を営んだのである。

平瓦々當は右の諸印の内、最後の無郭林のあるものに唯一枚(第三十八圖へ、堀内病院附近)發見した、この瓦當模様は相似のものは西村瓦(第三十二圖五)阿川瓦(第二十七圖又)、寺田瓦(第三十九圖へ)に見られる、唐草の左右兩端の線なごを参照すれば、この内寺田瓦に最もよく似て居る林家の所在地は判明せない、西村瓦に瓦當が似て居るも、大津郡のものとは考へられず、やはり萩であると思はれる神藏以下諸印の年代に就ては萩に於ける風水書、書舩等を根據として説を立て得ないではないが、據点薄弱であるから其處までは記さぬこゝとした。

一四 中津江窯

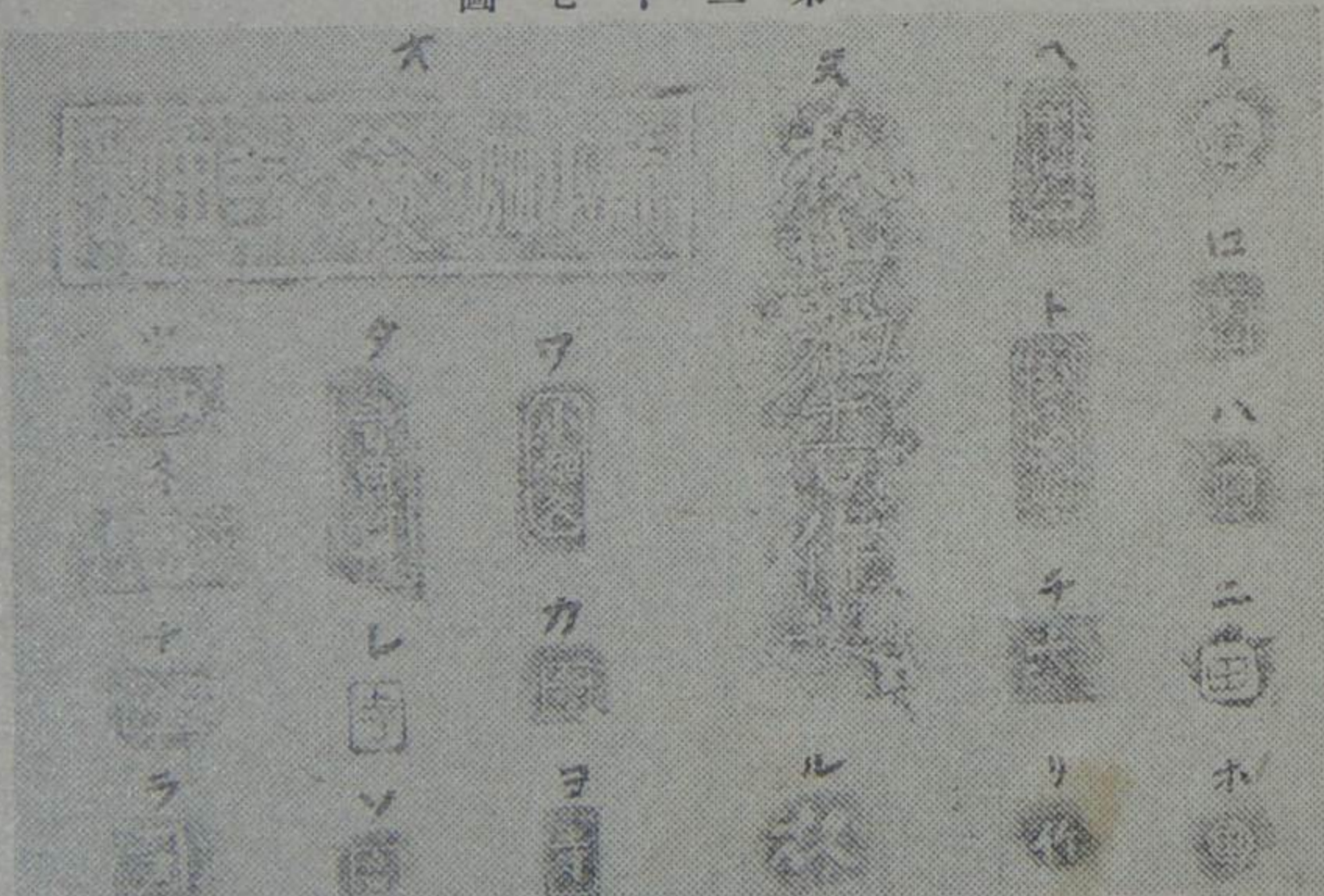
窯の位置

窯の在つた所は中津江橋の上手河岸沿ひの道から輿收の方に曲がる道かあり、その分岐点から約一町、道の北側である。即ち小林吉太郎妻女の語る所によると、小林宅前の橙畑に隣接する西側の田地である。

窯の來歴

此窯製品の分布に瓦印の性質に因り、此窯は余程以前より盛んに瓦業を営んだと推定せられる。余は大休三期に分つて居たとのこゝも幾分の参考になる。

第三十七圖



窯印と平瓦々當
第一期の窯印として陽刻「合」(第三十七圖イ)、陰刻「合」(同圖ロ)、陽刻「不明文字」(同圖ハ)、陽刻「田」(同圖ニ)、陰刻「田」(同圖ホ)の五個を擧げることが出来る。是は適確の證據があつてのこゝではないが、

瓦印の古風な其分布状態、陽刻合印ミ竹印のある瓦當が酷似して居ることなどより推定したのである。陽刻合は中津江小林家附近、陰刻合は龍藏寺觀音堂、陽刻不明文字は龍藏寺觀音堂、陽刻田は川島岡崎實作家、江向須子家附近、徳隣寺、樽屋町益田屋敷附近、陰刻田は橋本町増山家で見られた。第一期陽刻合のもの、瓦當(第三十八圖イ)は中津江小林家附近、陽刻田のもの(同圖ロ)は川島岡崎家に見られる。

第二期の窯印としては「中津江」(第三十七圖ヘ)、「なかつ江」(同圖ト)の二種で、前者は江向須子家附近の岡本家に唯一つ、後者は龍藏寺附近霧口中原家、南明寺、橋本町警察署跡、河添山根孝一家附近、其他堀内等で比較的多く見られる。此瓦當は第三十八圖ハとニの二種あり、ハト野橙園、川島岡崎家、ニは警察署跡にある。第三期の窯印としては「松」(第三十七圖チ)、「竹」(同圖リ)で前者は松次郎の松で魚棚熊谷家附近、後者は竹吉の竹で、龍藏寺附近、法華寺、濱崎門の内に見られる。「竹」のある平瓦々當は第三十八圖ホの如く、濱崎門の内にもあるも、「松」のものは見當らないが、恐らく「竹」のものと同じと思はれる。

附記、瓦印「杉山彌吉作之」(第三十七圖ヌ)は某古道具店より余が入手した鬼瓦にあるもの、杉(第三十七圖レ)は春若町小野家附近、堀内天樹院通りにあるもので、杉山彌吉の杉と同書跡であるので彌吉のものとして断定したのである。彌

は往々遺跡が残存する。この窯の如きはそれである。

窯の位置は拙著「秋の陶磁器に載せた上古畑窯と同じ處で中津江古畑の人家部落へ落つる小河の北側を登り、竹林中を更に一町余登つた處である。陶窯の器具、陶片も存するが、赤瓦が比較的多く散在し、赤瓦窯跡としての方が著るしい。別記山田窯に隔るこ二町余此邊の土は赤瓦を焼くに適して居るやうだ。平瓦々當を窯址で一枚発見した、第三十八圖トに示したものである。此窯經營の期は明治以前と思はれる位で、能くは判定し得ない。瓦印も見當らず、經營者に就ても全く見當がつかない。唯陶器窯の跡を瓦窯にしたものと云ふことが出来る。

一六 山田 窯

窯の位置

中津江古畑の臺地に溜池があり、其北側より約一町半山路を登ると、路の兩側が少しく平らになつた所がある、此處が窯の跡で向つて左に窯、右に仕事固屋があつた。

經營者

經營者は山田九藏である、明治四十一年十二月歿、享年七十三。此窯では日用容器として壺類も製作したが、主なるものは赤瓦である。萩築城當時は萩附近で赤瓦の製造があつたと思はれるが、近來多く用ひられる赤瓦は殆んど石州のものである。此意味で此窯は特異の存在である。此窯の

吉作る所の瓦當は見當らない、然し余は試みに次の櫻花模様のも(口繪二番目)を宛てて見た。こは昔の櫻の名所である櫻山の



第三十八圖

下にある櫻江の窯と云ふこと、阿川家其他既知の窯に此種のものを見ないからである。其所在は中渡堀家附近(旧杉山家に近し)、上五間町大田家である。

一五 上古畑 窯

瓦窯は比較的簡單であるから、その廢止後は跡方もなくなるのが普通である。只山林中で其周圍が開墾せられぬ處に

創設は明治十五年で、約五ヶ年事業を繼續した。

平瓦々當

窯印を認めない、瓦當は第三十八圖チに示したもので、窯跡採拾の瓦より拓寫したものである。

一七 寺田 窯

窯の位置

窯の位置は樺東區前小畑四九一番地、雁島橋から云へば前小畑へのりつきで、縣道の東側である。

窯經營者

初代、寺田林作 石州より來り前小畑にて瓦業を始めた、

享年歿年不詳。

二代、寺田耕作 安政五年八月廿七日家督、

明治十七年七月三十一日歿、享年五十一。

三代、寺田道之助 大正十五年十月十二日隱居、昭和十二年二月二日歿、享年七十七。

四代、寺田京介 道之助五男、明治三十六年三月十四日生

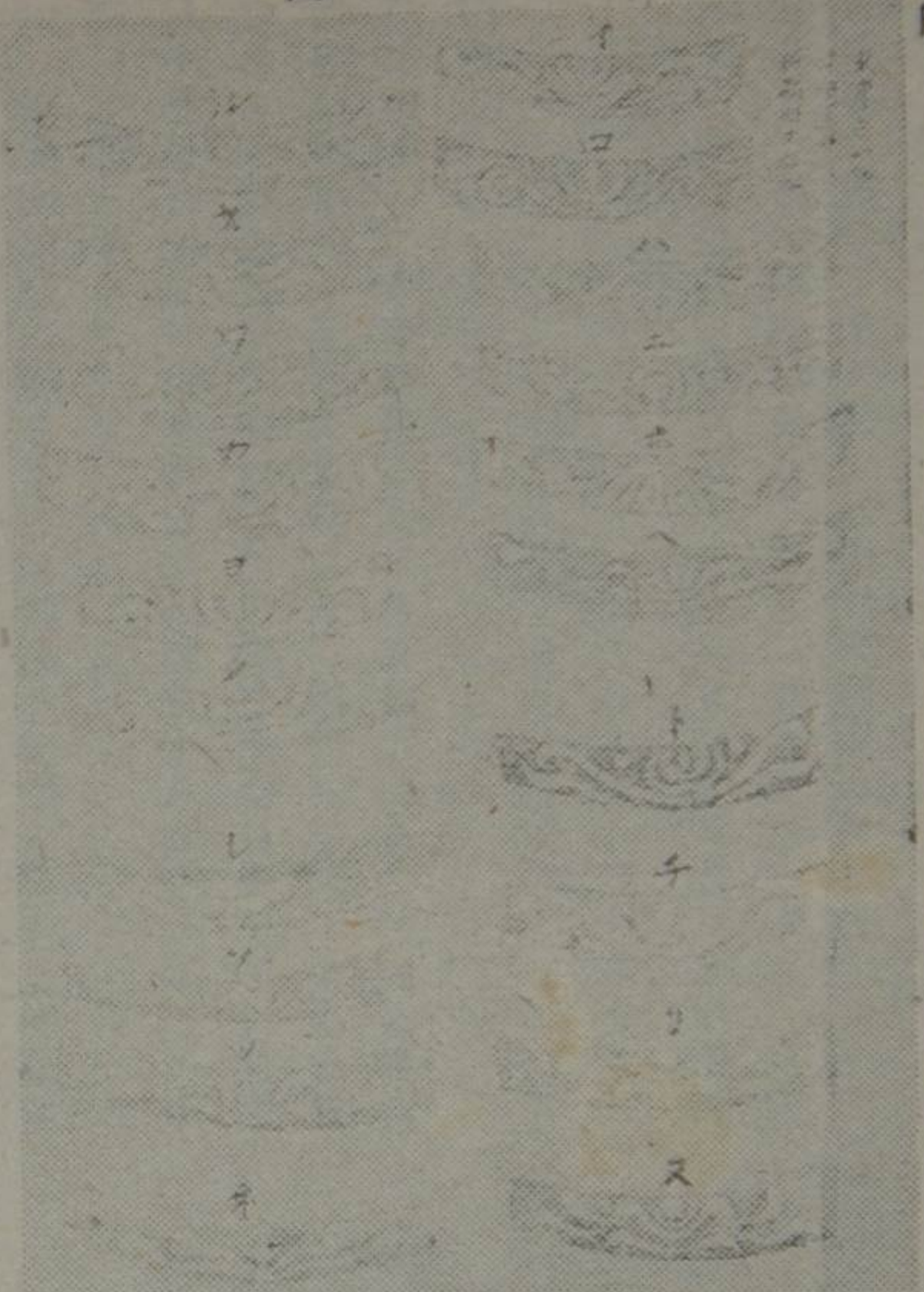
大正十五年十月十二日分家。

この内三代道之助は余が親しく聞く所によれば自家窯の他青海(中村窯)、中渡二ヶ所(共に堀窯)に關係し、製瓦の監督をしたことである。京介は一般瓦業不振の爲め昭和二十五年春より一時業務を休止して居る。

窯印と平瓦々當

窯印は余の見るところでは四種で、小四角形の寺（第三十七圖カ）、寺長字長郭（同圖ヨ）寺田耕作（同圖タ）、寺長字（同圖レ）、頗る大なる萩前小畑萩寺田製（同圖オ）である。寺長字長郭は最も廣く用ひられ隨所に見られる、小四角形寺は堀内字佐川家附近と古明倫館附近に見られ、寺田耕作は新

第三十九圖



川久保田伊七家、城内明倫校植林地の土壁、堀内小家林、片河町海岸寄の家に見られ、寺長字は中津江小林家に見られる、圖に示したのは寺田家の印章である。萩前小畑寺田製は土原前町藤井家の前に積んであつた瓦の中に唯一個見られたもので、余り古い感じはなかつた、余

が寫し得た平瓦々當の版木拓本は第三十九圖に示した通り六枚である。其内同圖ロは春日神社、同圖ハは中津江小林家附近、山本醫院、同圖ニは常教寺、新川久保田家、志都岐神社、同圖ヘは中津江小林家附近に見られる。

一八 臺田窯

窯の位置

窯の所在地は樺東區前小畑四四八二番地、寺田窯の近くで、縣道の西側、長添山の麓である。大正四年頃までは現地より約一町北方、長添山の麓に窯があつたことである。

窯經營者

初代、臺田誠一 初め前小畑毛利隱岐下屋敷（澤三位卿隱棲の地）の番人をしながら炬燵、煙突等の瓦器を作つて居たと云ふ。明治三十年頃長添山の麓で瓦製造を始めた。

昭和三年六月五日歿、享年七十四。

二代、臺田小助 誠一養子、昭和二十三年一月二十二日歿、享年七十三。

三代、臺田壬寅 明治三十五年十月十一日生。

窯印と平瓦々當

窯印は台田（第三十七圖ソ）と台小とである、台田は中小畑小高家の屋根等に見る、台小は台田小助の意にて小助の語

るところによる。明倫小學校、東光寺下方の圓福院の瓦には存する筈だとのことなるも、余は未だ實見し得ない。瓦當は版木より寫したもので第二十九圖トのものである。

一九 内田窯

窯の位置

前小畑觀音山附近で濱邊に寄つた所である。

經營者

經營者は内田久吉で弟の宗吉も窯の仕事を手傳つた。此窯の後見に河野と云ふ人があつたので、所の人の内に此窯を河野の窯と呼ぶものがある。河野が手を引き、久吉が瓦業を廢止した後、中村藤藏が暫時事業を繼續したと云ふ。當時の人は久吉を久兵衛、宗吉を宗兵衛と呼んだ。經營年時は明治十五年頃と思はれるが、確かなことは判明せない。

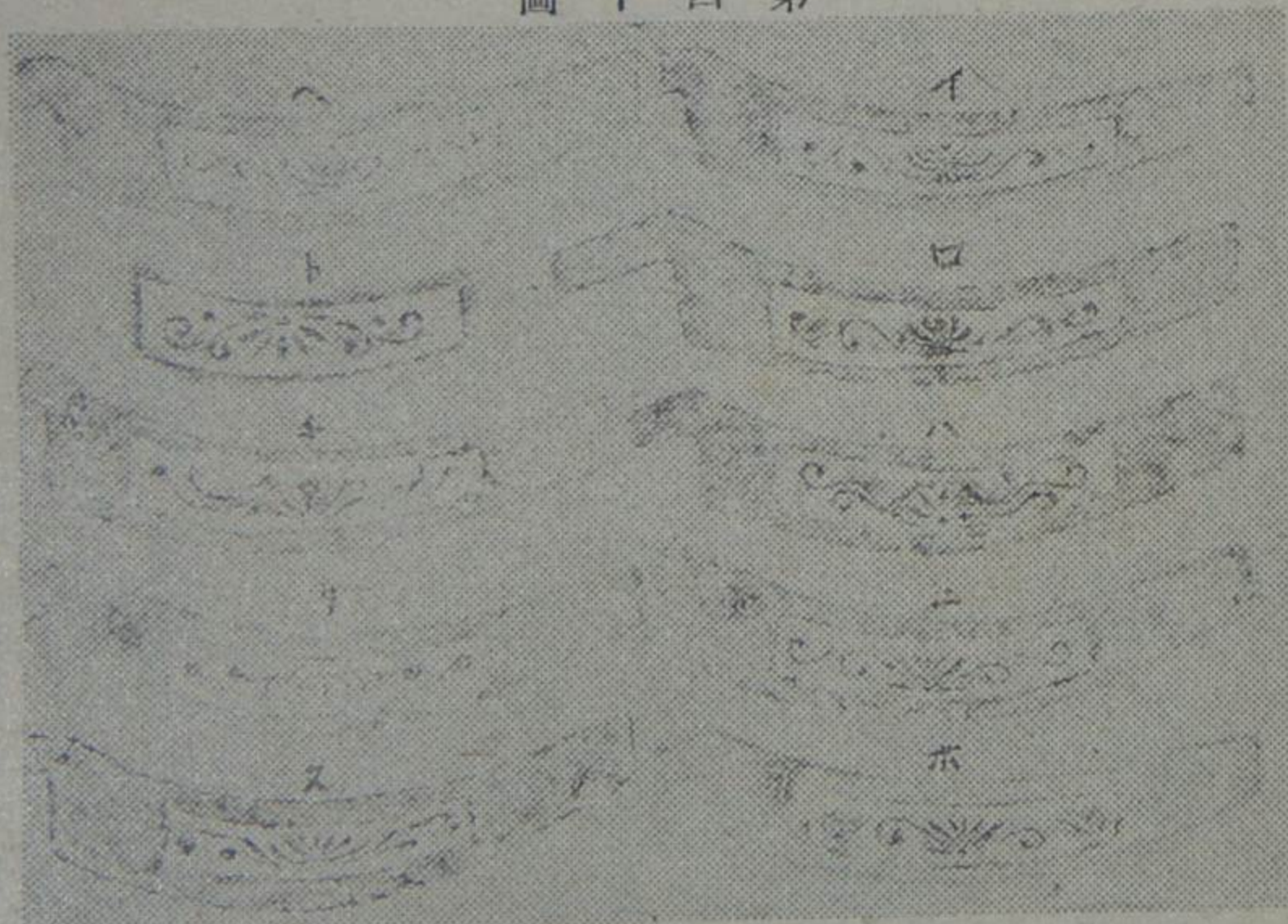
窯印と平瓦々當

窯印は「小畑久」（第三十七圖ワ）で、その所在は松陰神社前厚東家、上野中尾原家、修善女學校、北古萩梅藏院附近、大井村大應寺等である。瓦當（第四十圖イ）は越ヶ濱某家、長添山上の招魂社、大應寺、厚東家、後小畑觀音堂にある長添山のもの（第四十圖ロ）は他のものと少しく異つた所がある。

二〇 山下窯

窯の位置

第四十圖



窯の位置は内田窯と同様、前小畑觀音山の西方、濱邊に寄つた所である、但し寺田道之介の記憶による。内田窯のあつた所は少し異なることである。

經營者

經營者は石州より來た山下某で、創業の年月は判然せないが大田房五郎の話による。明治十九年頃は仕事をして居たこのことである。山下が事業廢止後は前小畑の金子惣吉が暫時窯の經營を續けた

明治二十一年は已に金子時代である。その繼續年月も判明せないが惣吉は大正七年十月八日歿して居る。

窯印と平瓦々當

窯印は山下時

代のものは無郭の山下(第三十七圖ツ)、不正隋円形の山下(同圖ネ)、(下(同圖ナ)の三印で、その所在は王江光山寺下の某家、明倫小學校、後小畑觀音堂、ネは魚棚熊谷家附近ナは越ヶ濱某家である。瓦當はツ印のもの二種(第四十圖ハとニ)で光山寺下と明倫校にある。金子時代の瓦印は「コ」(第三十七圖ラ)で大照院にある。その瓦當も大照院にあり第四十圖ホに見られる通り山下時代のツのものに酷似して居る。

二一 富士屋山本窯と平田窯

窯の位置

窯の位置は東萩驛の前で、萩橋より少し上手である。

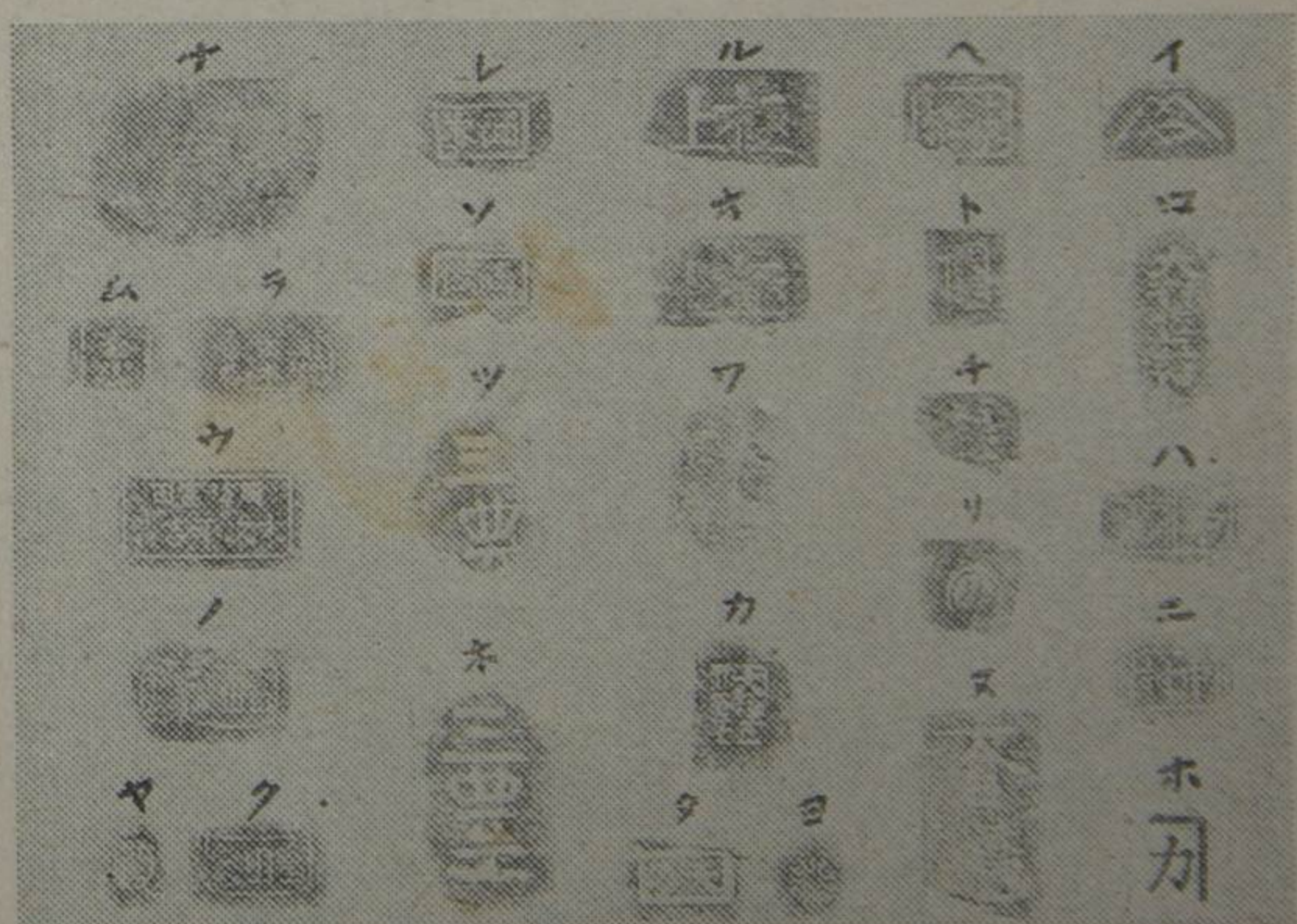
經營者

初めの經營者は山本徳藏で、享年七十六、明治二十二年二月二十二日に歿して居る。次で平田吉五郎は此窯跡を譲り受け、兄の大村佐平治と共に事業を繼承した。平田は其以前明治八年頃國重長左衛門と共に雁島橋をかけたことがあり、瓦業を止めてから川上村遠谷の鑛山に關係して失敗し北海道に行き、更に樺太に行つて死亡した。窯跡の土地のことを参考の爲め記すと、前記國重が平田より譲り受け、後に山村龜松に賣却した。

窯印と平瓦々當

山本時代の窯印は「ヤ」(第四十一圖イ)であり、その瓦當は

圖一十四第



第三十八圖りの通りで「なかつ江」印のあるものに酷似して居る。平田時代の瓦印に「大村佐平治」(第四十一圖ロ)と云ふのがある。瓦當より見て山本、大村

は中津江窯系統の瓦工と思はれる。ふじ屋印は江向若松屋筋の山下家と山本醫院、魚棚熊谷家附近、堀内伊東家に見られ、その瓦當は山本醫院にある。大村佐平治印は春若町小野家附近、樽屋町益田屋敷附近、細工町野村家燈園、江向若松屋筋佐々木家に見られる。その瓦當は第三十八圖ヌの

もので江向佐々木家にある。

二三 青海山本窯

窯の位置

窯の在つた所は元阿川瓦師が永年の住居地で、現在樺區青海四〇六一番地平田源助宅地で山手に寄つた畑である。田の方から見ると阿川熙久樋母堂の云ふた通り石垣が稍々小高くなつた所である。

經營者

經營者は山本柳介である、柳介は元來石州の人で、青海に借宅して瓦業を営み、明治十年十月七日に歿した。阿川家が青海で火災に逢つたのは嘉永年間と思はれるから、柳介の事業經營は其歿時まで十数年を推定する。柳介の後繼者は名古屋へ行き、妻は別に家を新築して暫時住んだが、それを平川景直の父に譲渡して名古屋へ轉住した。

窯印と平瓦々當

瓦印も瓦當も判明せない、たゞ阿川家では既に不要になつた「小字青海」(第二十五圖二十四)の印を用ひたのではないかと思つて居る、従つて同印のある瓦當(第二十七圖ニと同じ)をも借用したであらふと思はれる。

附記 青海の古岸義樋翁の語る所によれば青海の大谷正藏は柳介より前に此處で瓦を焼いて居たとのことである。

この大谷は後に櫻江の阿川構内で窯を持つて居たことは阿川熙久樋母堂の話で明かである。大谷窯のことは是以外判

明せない。

二三 中村窯

窯の位置

窯は前記山本窯の跡である。後に萩驛の裏に當る椿社への参道の半程西側へ移された。

經營者

窯を經營したのは中村丑五郎である、丑五郎は慶應元年八月十八日生れで、明治十二年十二月一日家督を継ぎ、昭和三年六月東京府荏原郡松澤村に轉籍し、昭和廿五年歿した。中村の家は臺地にある栗屋家の下に在り、山本柳介の住宅は少し異なつて居る。但し窯を築いた場所へは中村の家の方が近いと考へられる。寺田道之助及本藤孫一の話を綜合すると、丑五郎は明治二十二年頃瓦業を始め、最初は堀幸吉と共に經營し、職場の監督は道之助が當つた。堀と分離して後は阿川家職工であつた渡邊直治郎を職長として瓦業を續け、明治三十二年に職場を椿に移した。

窯印と平瓦々當

窯印は堀と連合の時は中堀が並記せるもの(第四一圖ハ)、獨立した後の印は中村が横書せるもの(同圖ニ)である。前者は長壽寺と中渡の堀家附近に見られ、後者は長壽寺、椿渡邊窯跡、魚棚熊谷家附近、魚棚熊谷家、明倫小學校に見られる。瓦當は前者のもの見當らず、後者は明倫小學校で見られ、第三十九圖ヌの通り、渡邊瓦師の用ひたものと

同じである。

二四 渡邊 窯

窯の位置

初の位置は椿中村窯のあつた所で、後に金谷天満宮の境域の北側に移つた。

經營者

椿に於ける經營者は渡邊直治郎である。直治郎は元來石州出の瓦師で、中村丑五郎を助けて仕事をなし、丑五郎が明治四十四年頃渡米した後を受け継いだ。大正十四年九月廿六日歿。養子利吉は大正十二年頃職場を金谷に移して家業を續けたが、昭和二十一年五月三日歿した。享年六十二。

窯印と平瓦々當

直治郎が椿の窯で用ひた印は横書萩椿(第四十一圖へ)と縦書萩椿(同圖ト)の二印である。前者は平安古細田家前、椿渡邊窯跡、南明寺下寺、八丁郡役所跡等で見られ、後者は椿渡邊窯跡、橋本町警察署跡、郡役所跡で見られる。瓦當は第三十九圖又の通り、椿の花とも見られる模様で唐草が配してある。然しこは此窯特有のものではなく、阿川家及河村分家の瓦當にも似たものがあり、渡邊は阿川と深い関係があるから、その方よりの傳來と思はれる。窯が金谷に移つて後は別に窯印と云ふものがなく、瓦當は直治郎時代のものを用ひた。

二五 堀 窯

窯の位置

堀家の經營した窯は次の三ヶ所である。

- 一、青海の中村窯及び山本窯の跡、即ち古くより阿川窯のあつたところ。
- 二、中渡にある山田信用購買組合より約一町西方で、縣道の南側、山の手に寄つたところ。
- 三、中渡にある山田信用購買組合より約二町西方、北方へ曲る小路の東側、玉江神社山麓へ約一町半のところ。

經營者

- 經營者は次の通り父祖三代に涉つて居る。
- 一、堀幸吉 大正八年八月廿五日歿、享年六十三。
 - 二、堀彌四郎 昭和九年十一月二日歿、享年五十八。
 - 三、堀幸夫 明治四十二年生

瓦業の來歴

堀家從來の本業は材木竹材の間屋であるが、幸吉の時代(明治廿二年以來)に前記の三ヶ所で瓦業を始めた。一番古いのは第一の場所、中村丑五郎との共同經營であつた。次で坪野鉄兵衛から第二の場所を譲り受けて瓦業を営み、更に数年を経て第三の場所に仕事場を創設した。三ヶ所共始めの内は寺田道之助が製瓦の監督指導をした。幸吉が第一の窯から手を引いた後、第二及第三の窯では大津郡出身の西村彌八(坪野鉄兵衛の従兄弟)を職長とし、大田房五郎

本藤孫一等に手傳をさした。其後大田は平安古の窯へ行き昭和十年頃彌八が歿したので、結局第二の窯は本藤孫一に譲つた。第三の窯では彌八の子、西村友一が最後まで仕事をしたが、二回應召に會ひ、昭和十九年戦歿した。

瓦印と平瓦々當

第一の窯に於ける瓦印は中村窯の所で記した通りである。第二第三の窯では屋号の角屋よりとつた別(第四十一圖ホ)であり、是は松本製絲會社跡、春日神社で見られる。この印のある瓦當は春日神社にあるが、第三十九圖チは版木より寫したものである。

二六 坪野 窯

窯の位置

坪野鉄兵衛が萩に於ける始めの窯は堀窯第二職場の在つた所である。其處を堀に譲渡して後、そこより約一町東方で現時の山田信用組合の向側に瓦窯を住宅を築いた。此時には平安古の料理屋宮原茂三郎、飯田屋の上野龍丸の兩人が資本を出して居たことがあり、次で同所の米屋時山岩槌が暫時資本主となつて居たことがあるも、其後鉄兵衛の單獨經營となつた。

坪野家の來歴

坪野家は天津郡では西村家に次ぐ古い瓦師で、世々三隅村大字中村でを營んだ。鉄兵衛は次の通り四代に當る。初代、坪野某

二代、坪野信兵衛

三代、坪野豊吉

四代、坪野鉄兵衛

鉄兵衛は故郷で瓦業に失敗し、明治三十八年萩に來り、初めは椿の渡邊の職場に一年半程仕事を手傳ひ、其後前記の通り山田に窯を築いた。余が面談した昭和十一年には已に七十歳を超えて居た。昭和十五年には瓦業を廢して故郷へ歸つた。三隅地方には坪野、中坪野と刻した瓦當が澤山あるが、是は豊吉時代のものである。櫻江の阿川家の瓦に三豊(第四十一圖ホ)と刻した瓦があり、椿の吉田歳男家には三豊(第四十五圖ツ)と刻した狗瓦があるが、此は三隅豊吉の略字と思はれる。尙大極上豊七(第四十一圖カとワ)の印も惠美須町吉廣家等にあるが恐らく豊吉のものと思ふ。又第四十一圖ヨの菊模様は同図ワと同じ瓦當に押されてあるから豊吉のものと思はれる。

瓦印と平瓦々當

鉄兵衛は萩に來てから坪鉄と云ふ印を用ひたことがあるも後には單に鉄(第四十一圖チ)の刻印を用ひた。是は河添本町、松本の製紙會社跡、前小畑澤三位隠棲の跡で見られる瓦當は二種で、其一種の版木は第三十九圖リの通りである。澤三位隠棲の跡に見られるもの(第三十九圖ヌ)は渡邊瓦師のものと同様で、同家との關係ありしを物語るものである。

二七 平安古吉村窯

窯の位置

窯は玉江橋の手前二町許りにある坪倉金次郎宅地内に在つた。

窯の關係者

大正十三年平安古の揚げ酒屋、綿屋大槌は奥玉江野坂兼一と共同で瓦業を始め、大田房五郎に仕事をさしてゐた。綿屋は建物と製瓦道具を出だし、野坂は土地を提供したのである。其後野坂はその土地を大屋の吉村榮吉に賣却し、綿屋もやがて手を引いたので、吉村單獨の經營となつた。吉村は約二年後死亡したので、此窯はそれより廢止になつた。窯の全期間は三年である。

平瓦々當

窯の經營が安定を缺いで居た爲めか、窯印も云ふものがない。平瓦々當も不明である。

二八 城の腰綿屋窯

窯の位置

窯は椿東區沼田ヶ原小字城の腰で、縣道の西側に在つた。

經營者

經營者は綿屋大槌(明治十四年二月生)である。大槌は前記の通り、平安古吉村窯の關係者であつたが、同窯の廢止後昭和二年城の腰にて瓦業を始め、昭和十五年事業を廢止した。

窯印及平瓦々當

窯印は〇の中にタ(第四十一圖)で、平瓦々當は第四十圖トに示した通りである。窯印は同瓦師の宅で拓寫したのであるが、修善女學校にもある筈である云はれる。瓦當も同宅の新瓦より寫したのであるが、松本市の久保田家などにある。

二九 城野窯

窯の位置

椿區大屋川の土堤に小倉四賢の墓を標示した立石がある、その西側土堤下に窯があつた。

經營者

主な經營者は城野音吉(明治十九年五月生)で、大正二年より製瓦を始めた。初の四年間は椿の吉村政雄と共同で事業を經營したが、其後は單獨で昭和十八年まで繼續した。

平瓦々當

窯印は存在せず、瓦當は版本より拓寫して第三十九圖ネに示したものである。

三〇 玉江本藤窯

窯の位置

最初の窯は堀家の第一職場のあつた所である。其後大正十一年玉江川の北側、玉江驛前大通りの西側に新たに窯が築かれた。

經營者

經營者は島根縣那賀郡川波村字敬川の人で、明治廿六年九月生れの本藤孫一である。大正元年頃萩に來り、諸所の瓦工場を経て最後に堀窯の仕事をなし、終に其窯場を繼承し、更に新窯を作つたが、昭和二十一年事業を廢止して郷里へ歸つた。

窯印と平瓦々當

窯印として初の頃本藤と云ふ小さな認印を用ひたと云ふことである。瓦當は版本より拓寫して第三十九圖に示した通りよりタまでの六種である。

三一 河村本家の諸窯

窯の位置

窯の位置は既に記載してあるが、念の爲め再記する。松本の船津で、元鈴木美徳家の東方、田地へ出はつれの處である。

諸窯の由來

文久三年萩の藩政府が山口に移された時、河村三衛一家は藩公の思召で山口に轉住した。其跡へは上野の河村耕作が移り住んだ。一時考へたが、耕作は明治四年に新規土に成つて居るよりして、元治、慶應とかけて下関方面、四境戦戊辰戦争なき、國事に奔走したこゝ思はれる、従つて其留守宅では從來の自分の職場を守るが精一杯で本家跡の事業を繼承する筈がない。明治五年には自家宅地等を中村家に讓渡して居る。そして其後の住宅は花外樓に近い百濟家

の所である。此時代に二町余隔つた本家跡で耕作は瓦業を營んだ。考へられるが判明せない。明治十年頃椿區淵淵の水津家の家内(河村本家より水津家に嫁す)は實家の代番に住んで居た。傳へられる故、その時には尙本家の屋敷は存して居た筈である。耕作は廣島市へ轉住したが、其時期も判明せない、明治十年頃は既に轉じて居たのかも知れぬ。斯く事態が不明であるので諸窯の内へは入れぬことにした。尙横山政藏が此處で瓦業を始める前に、河村分家の弟子が同家の道具を譲り受けて製瓦に従事した時代があると思ふ、それは其後永く代が變つても河村分家の印である「上」第二十二圖卅七の瓦印を使用したことによつて察せられるも判然せない。附記するが河村本家職場跡の斷定は水津家に傳はる説話、同所跡にて發見せる奇妙なる古瓦と五種の「松」印(第二十圖の八と十八と廿一と廿三と廿五、)ある瓦片の存在に因つたのである。

經營者

此窯の繼承者としてはつきりして居るのは横山政藏である。政藏が瓦業を始める迄は松本の市で馬喰をして居たと云はれる。明治四十二年一月歿、享年五十八。次の繼承者は石州出の本藤安太郎(明治七年八月生)で、大正四年二月戸籍面によると同所に寄留して居る。横山との間に六年程空白時代がある。次は大田房五郎(明治七年八月生)で昭和三年此處に來つた

但し此處への戸籍面の轉籍は昭和八年三月になつて居る。昭和二十年終戦後事業を廢止して郷里に歸つた。次の繼承者は久保甚四郎(昭和二十五年一月歿享年五十七)である。甚四郎は妻女の語る所による三堀窯、坪野窯、本藤孫一窯椿の渡邊窯、より三見村中山の武安窯、美禰郡赤郷村の窯まで萩附近の窯へは殆んど凡て関係したところである。平安古の窯で大田と共に仕事をして居た後、約二ヶ年河添本町の自宅(目下西村友一の居る所)に瓦窯を築いたが失敗して土地家屋を賣り拂つた。其後松本の大田の所で仕事をし、其跡を受け継いだ。二ヶ年も経ぬうちに同所を譲り其後は前小畑の台田窯の手傳をした。附記本項中の西村友一は堀窯に居た西村友一とは別人である。

次の繼承者は石州出の砂田勇大正十一年八月生で、昭和二十一年十二月久保より此處を譲り受けて瓦業を始め、目下家業に精勵して居る。

諸窯の瓦印ミ平瓦々當

横山、本藤、大田の三時代には大郭大肥字の上字印(第二十二圖卅七)を用ひた。久保、砂田となつては此印を用ひぬと思ふ。大田家に藏する三種の平瓦々當の版本(第三十九圖レ、ソ、ツ)がある。第三十四圖チ、リ、ヌは是等版本に該當するものである。本藤時代には第三十四圖チ、ヌ、ルの三種が用ひられたと思ふ。是には判然とした理由はない。

三三 奈古町瓦及周防富田瓦

寺田道之助の談によれば小野松(小野某)ミ云ふ瓦屋が奈古にあり、寺田家ミ縁戚に當ることである。又本藤孫一と後小畑小野村治郎吉の話を綜合すれば、奈古に尙一軒倉橋と云ふ瓦屋があつたと云ふ、共に大正の初め頃のやうである。倉橋の瓦は越ヶ濱で發見した、瓦印は第四十一圖ヌ瓦當は第二十八圖オに掲げた。是に類するものが中津江小林家附近にあり、稍似たものが海潮寺にある。

大正の初めより萩には周防富田の瓦が少し移入せられた。その瓦印は第四十一圖に掲げた左の六つである。同圖ナは山口縣都濃郡富田町〇〇吉森音吉〇(此拓本は不鮮明であるが其大きさを知らず意味で掲げた)、ラは富田瓦藤本製、ウは周防富田末次平吉製、ノは富田製末次平吉、クは富田製、ヤは末次。尙ムの末を附加した、但しこの末印は他の印に比し、大分古く、瓦質も異なり、普通萩の瓦ミ同じであるから、萩出來のものかとも思はれるが、末次の末と一應考へて茲に添加した。是等諸印の所在地は次の通り。ナは保福寺跡、ラは前小畑台田家、ムは櫛小西山、樽屋町福田家、増山家、長壽寺、ウは下五間町石光家、ノは保福寺跡、クは保福寺跡と河添本町、ヤは福田家。富田瓦の瓦當は今の處見當らない。

のであるが、安太郎の弟である孫一家の版本中に此三種に酷似するものがあるので斯く推定したのである。久保時代は大田が壊して行つた版本を利用したことと思はれる。砂田が現に用ひつゝある瓦當は第四十圖ヌである。此は鉄製の機械であり、それには画模様の兩側に鋸があるから瓦當面にそれが寫つて居る。

三二 武安窯

窯の位置

窯は三見村中山で、三見浦へ越す坂の手前約三町の所、縣道の東側にあり、仕事場はその西側にあつた。昭和十一年七月余が行つた際には尙窯の中に半焼の赤瓦が残つて居り、固屋の周りには黒瓦が散乱して居た、此處は以前大田啓太郎が瓦を焼いた所である。

經營者と經營の期間

經營者は中山の人、武安新一(昭和二十六年九月一日生)で大正九年頃に瓦業を始め、約十ヶ年事業を繼續した。主に普通瓦を焼いたが終りの約一ヶ年は赤瓦をも焼いた。附記 大田は此窯場を石州出の富金原某に譲り、数年後富金原は武安に譲つたのである。

平瓦々當

平瓦々當は第三十四圖オに掲げたものである、大田家より傳承したもののことである。余が見た其所在地は同窯跡、ミ三見浦觀音堂である。窯の刻印は存しない。

三四 所屬窯の明かならざる瓦印と瓦當

瓦印、瓦當が其所屬の窯の明かなもの、及略々明かなものに就ては既に記した。茲には其所屬窯が全く不明なもの、及漸く推想し得るに止まるものに就て記載する。本項は図版の都合により左の九項に分ちて説明をする。第三十三圖瓦印一部の説明、第三十六圖瓦印に就て、第四十一圖瓦印一部の説明、第二十八圖瓦當一部の説明、第四十二圖瓦當の説明、堀内區内に存在する古瓦ミ其所在、第四十四圖瓦當の説明、第四十五圖瓦當の説明、口繪第二圖解説。

第三十三圖瓦印一部説明

本圖イ、ロの二印は卜部のトなるか、單に假名のトなるかも判明せない、余は先年山口市でイのものを見たことがあるので、是より推せば山口に移住した河村本家關係のものではあるまいか。ハ(猪助)、ニ(いの助)、ホ(頼)。は河村分家の名なるが如き感じがする。ヘは「頭」の草書なるや判讀し難い。チの三の字も判断に苦しむ、江向中村正七家の丸瓦に三の字を大きく刻せるものがある、其瓦當が阿川のものらしく思はれるので、是も阿川のものではないかと思はれる。トとりの大極吉二種はやはり三御用瓦師中のものである様に思ふ、殊にリ印のある瓦當(四十二圖イ)は河村

本家のものらしい。ヌ、ル、オの三種は悉く山形を冠して居る、此形式は比較的新しいので、是等は明治以後のものと思はれる、尙その所在地より考へ、中津江方面に居た河村分家の弟子達の所産と思はれる。以上瓦印の所在地は左の通り

イは樽屋町旧齋藤三重家。ロは霧口清水屋敷跡、ハは堀内河内家附近、花村家附近、春日神社、ニは花村家附近、魚棚熊谷家附近、堀内公會堂附近。ホは堀内病院附近、熊谷家附近、江向佐々木家。ヘは熊谷家附近、春日神社附近、堀内伊東家、油尾町吉屋家附近。チは伊東家。トは平安寺。リは春日神社、南園館、堀内津森家、魚棚熊谷家、吳服町熊谷家。ヌは堀内三浦家、高等女學校、福田家附近。ルは江向藤井岩雄家。オは中津江小林家附近燈籠。

第三十六圖瓦印に就て

本圖中イよりホに至る五印、ソよりクに至る九印に就ては已に堺瓦及林窯の所で述べた通りである。ヘは八の字なるも萩城址にある笥彫八字ミは趣が違ふ、瓦當より見て阿川家のものと思はれる。トよりレに至る十一印は三御用瓦師が夫々作つたものと思はれる、殊にトミリは陽刻川字印のあるものと共に同一場所に在するこゝ、及其瓦當の模様より推して阿川家のものと考へらる。ヤは吉の字とも讀まれるも、何の意なるや判明せぬ。マは十字架の變化、ケはまんに巴であるから、切支丹關係のものミ想察せられる。フ

ミコも何か由緒ある刻印と思ふも判定し難い。是等瓦印の所在地は左の通りである。

ヘは宇佐川家。トは末成喜幸家。チは春日神社附近、細工町野村畑。クは宇佐川家附近。ヌは南古城有田家。宇佐川家附近。ルは江向八丁松尾家、細工町野村畑、オは江向増山家附近、明倫校、御弓町柳橋家附近、宇佐川家附近、末成家。フは江向藤井岩雄家、明倫校、春若町岡本家、口羽家附近。カは魚棚熊谷家附近、宇佐川家附近、河添鮎川家附近。ヨは詰丸跡。タは宇佐川家附近。レは川島南川家附近。ヤは清水クエン酸工場前。マは霧口清水屋敷跡。ケは吳服町熊谷家附近、堀内三浦家附近、市川家附近、フは樽屋町福田家附近。コは魚棚熊谷家附近、油尾町角。

第四十一圖一部瓦印の説明

本圖ル、オの「極上」二大印は西村瓦の「大極上」印に稍似たものがあるから、先づ西村關係のものと思はれる。ルは吳服町熊谷家附近にあり、オは河添八丁角ミ警察署跡にある。ソの「西佐」はレの「西本」印と同じ瓦師で、佐は西本の名と思はれる。「天」の印も西本印と共に明倫校にあるもので、この二つは大津郡のものミ考へて居る。

三、第二十八圖瓦當一部分の説明

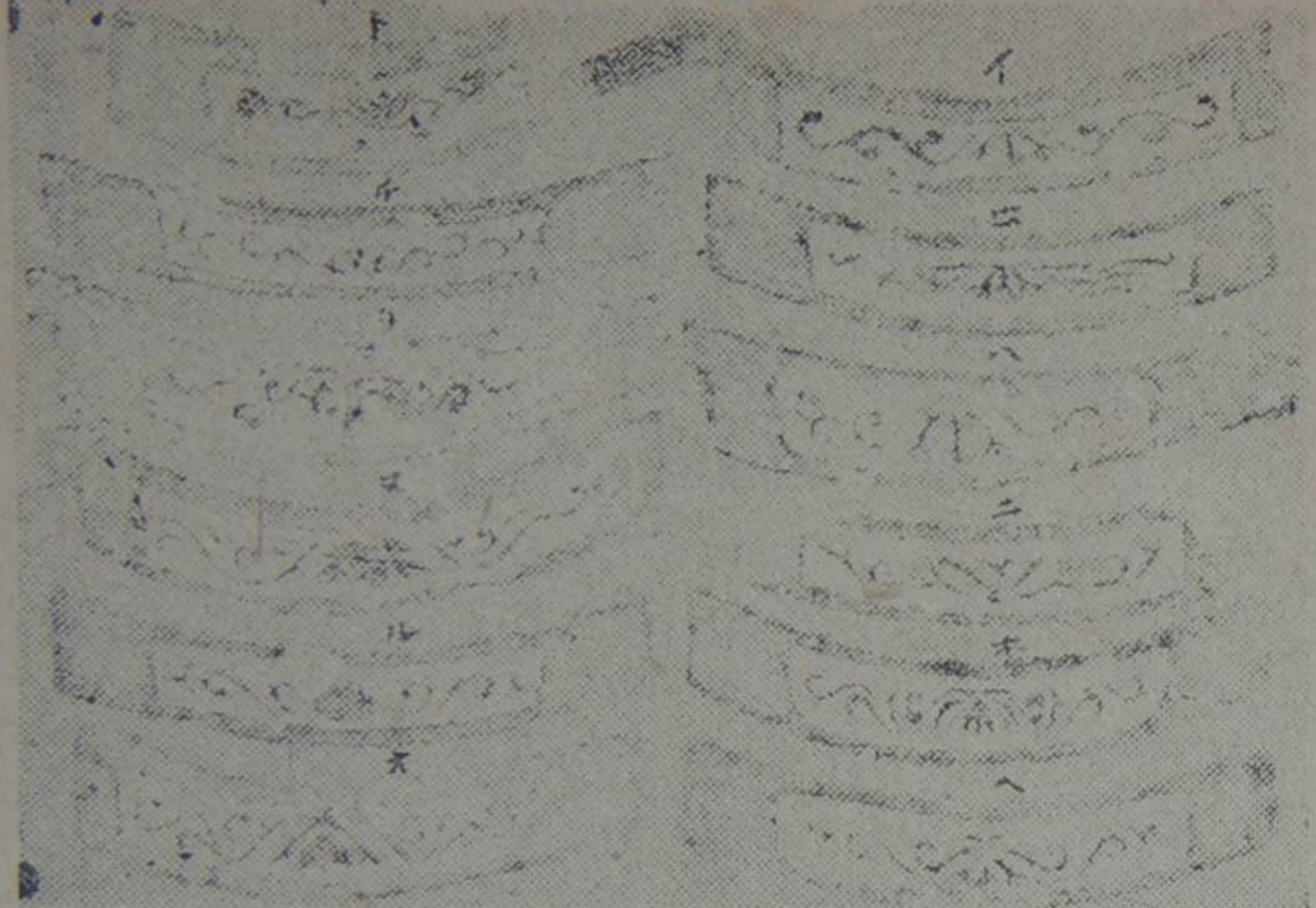
本圖イよりリまでの四枚に就ては既に阿川瓦の處で述べたホよりオに至るまでの八枚は十分の解説を附し難いが少しの氣付と其所在地を記す。

ホは寺田版木中に稍々似たものがあり、山本醫院に在る。ヘは本藤孫一家版木に少しく類似のものがあり、前小畑澤卿隠棲の跡に存する。トは魚棚熊谷家附近に只一枚ある。チは南古城有田家附近及木與の万壽寺にある。リは西光寺。ヌは法華寺。山本醫院。ルは春若町。オは今魚棚白石家附近にある。

第四十二圖瓦當の説明

本圖に示したのものも其製作窯をはつきり断定し得ないものであるが参考の爲め軽い意味の推定を記すことにする。イミロは河村本家のものと思はれる。ヘは唐草の模様より阿川家のものミ

第四十二圖



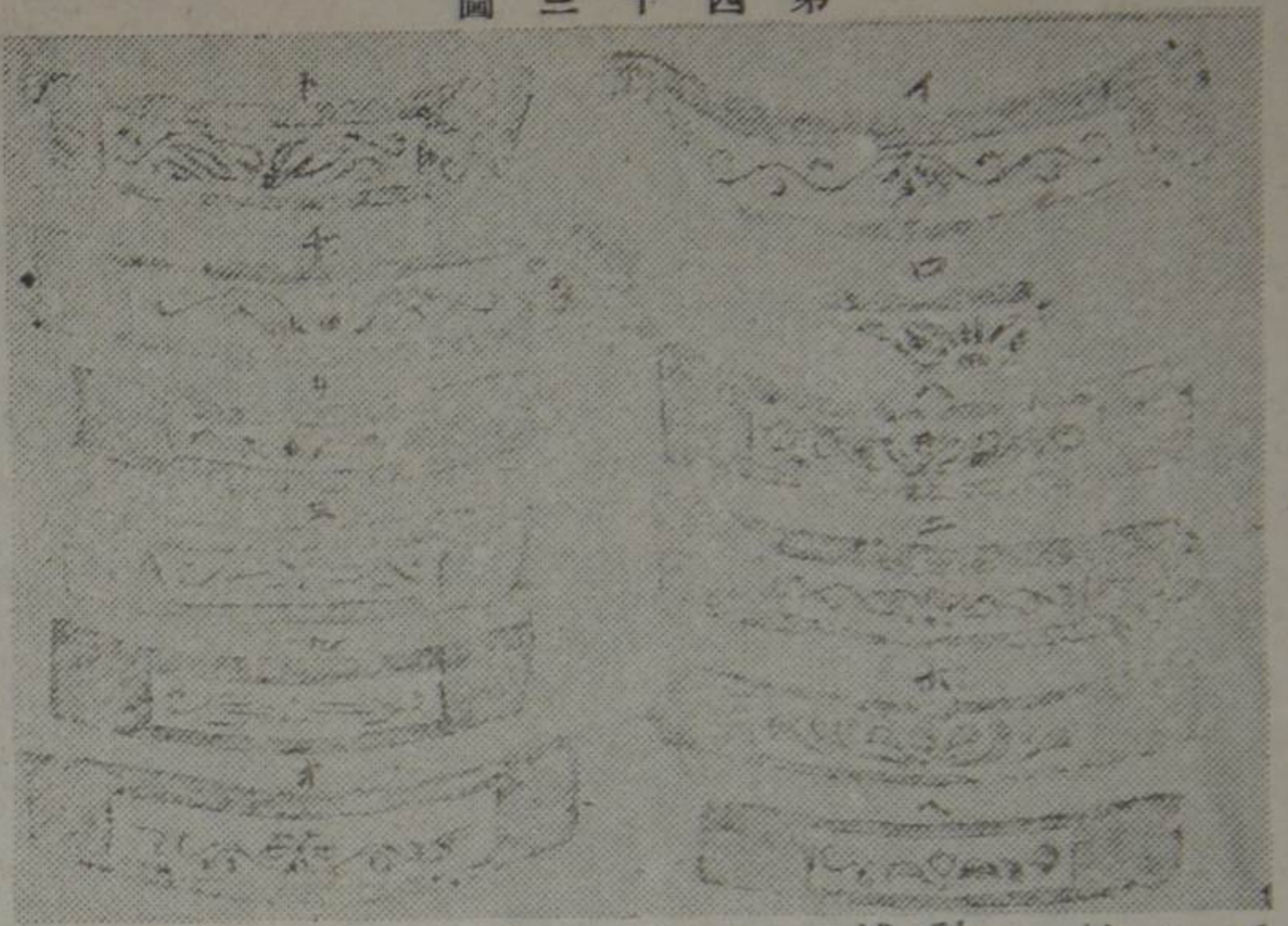
思はれる。ニとホとチは見當をつけにくいが三御用瓦師のものらしい。チの唐草が四連曲線なのは珍らしい。ヘとトは所在地の關係から河村分家のものと思はれる。リは第三十五圖チに類似の点があるから大田家のものと思ふ。ヌとルミオも見當をつけにくい、余り古くない感じがする。ルの中央の模様は龍藏寺の丸瓦にも存する。是等瓦當の所在は次の通りである。イは南園館。ロは後小畑觀音堂。ハは江向山本醫院。ニは平安寺。ホは樽屋町福田家と本行寺。ヘは菊屋家附近。トは上野荒神社。チは福田家。リは警察署跡。ヌは樽屋町。ルは惠美須町水津茂吉家。オは弘法寺温泉宿跡及後小畑觀音堂。

堀内區内に存在する古瓦ミ其所在

城内(旧外濠以内)を除いての堀内區内殊に旧明倫館の周圍には同館創建に關係があると思はれる堺の瓦の殘存するこゝは前項に記載した通りである。此他の地區内には年代の下つたものも多いが、河七印のある河村先祖の瓦など古色を帯びたものが多い。依つて第四十三圖に十二枚丈け示した。同圖トの如きは城内に存する築城當時のものに似通つて居る。蟬丸築城時のことを考へるこゝ、城内建築を第一とし、漸次周邊の藩士の家が建てられた筈である。元和七年萩に來遊した陳元賛の長門國土紀には飛簷夾道、森嚴巨麗の文字がある。是により此項には立派な瓦葺の家が併立して居たこゝが知られる。本圖の内にも是等元和時代のもの

のが相當存するこゝと思ふ。所在は左の通りである。

圖三十四第

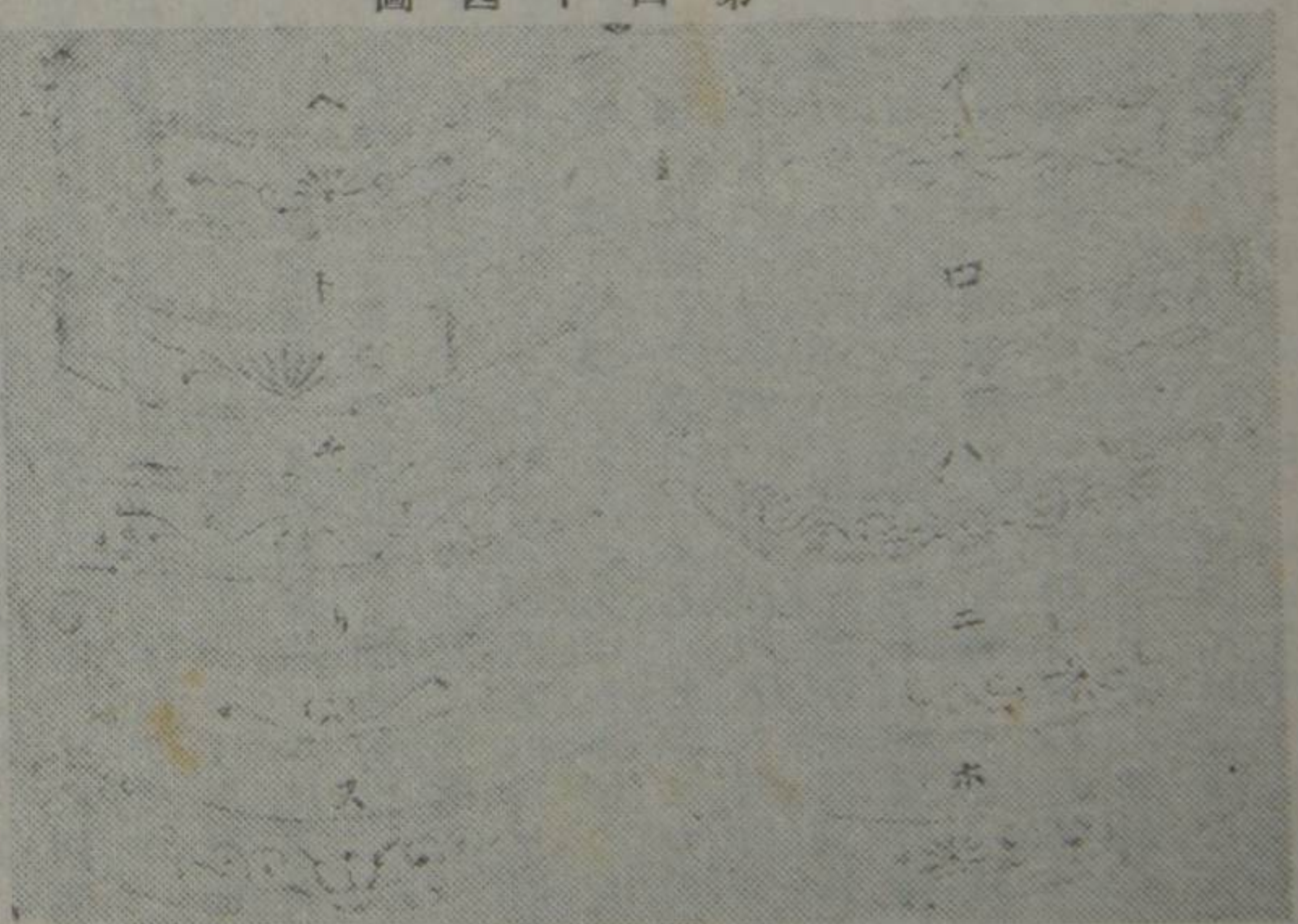


イは宇佐川家
ロとハミトミ
は天樹院筋。
ニミリは春日
神社。ホは松
浦觀太郎家。
ヘは吉屋家。
チは立野家。
ヌは妙悟寺跡
ルは菊ヶ濱附
近の畑。オは
小林家。

第四十四
圖瓦當の
説明

本圖に示した
ものも悉く其
所屬窯を審かにせない。イ、ロ、ハ、ニ、チの五枚は稍古
いと思はれる。ホは唐草模様は異なるが中央の構圖は
山下窯系統のものに似て居る、リとヌは共に明倫小學校に
あり、線の太い具合全体的製作が相似て居るから、恐らく
同一の窯で作られたものであらう。所在地は次の通りであ

圖四十四第

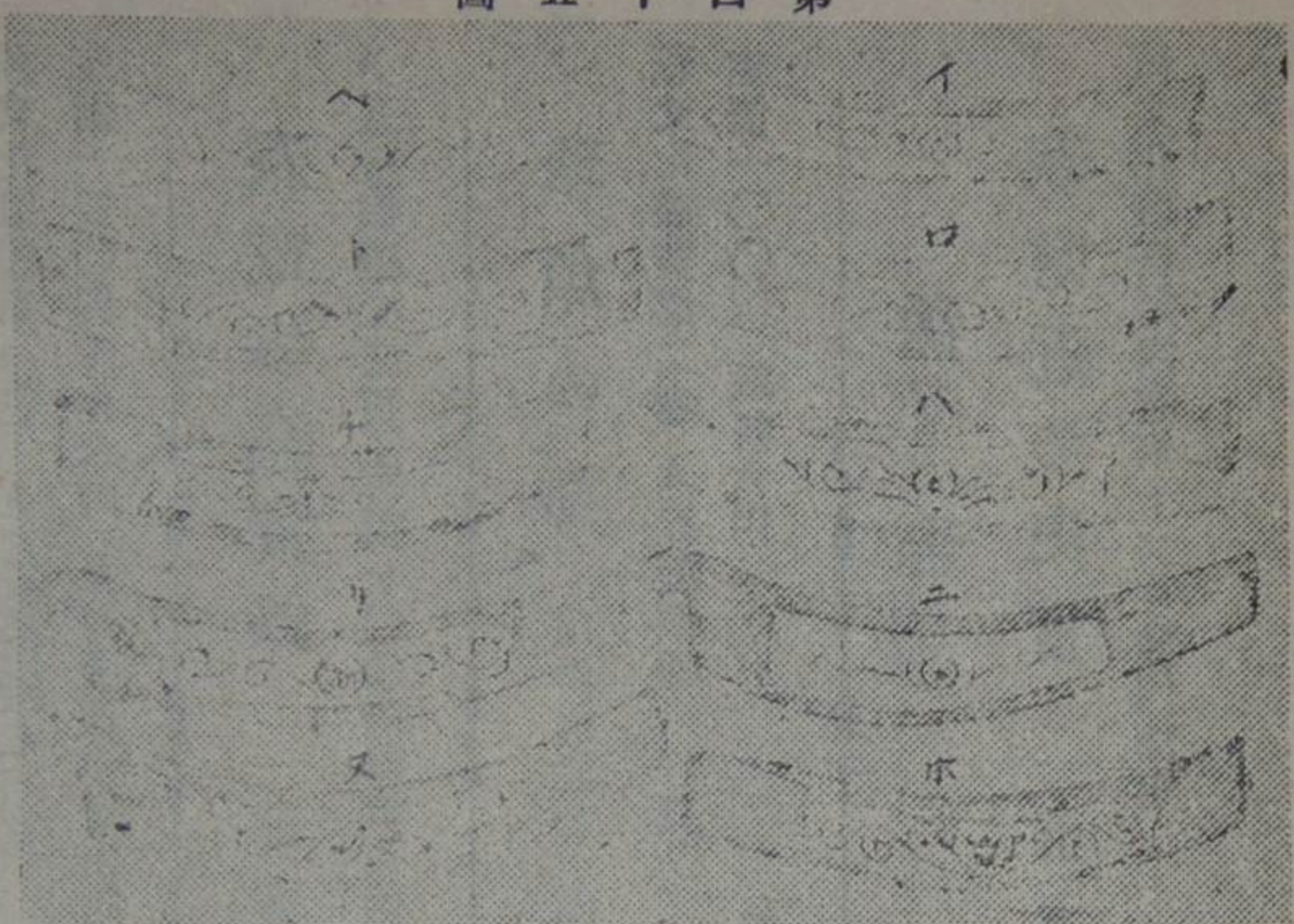


イは保福寺跡
ロは橋本町増
山家。ハは三
千坊。ニは樽
屋町福田家。
ホは堀内三浦
家及常教寺。
ヘは明倫校。
トは梅藏院。
チは法華寺及
長壽寺。

第四十五
圖瓦當説
明

本圖には線の
織細、構圖の
粗略、瓦印及其所在地なきにより大津郡瓦師の作つたもの
ミ考へられるものを集載した。但し本圖作製後尙推考を重
ぬるにハとニは寺田製の疑を生じ、トとチも何處やら萩出
來のものゝ如き感を抱く様になつた。その所在地は次の通
りである。イは今魚棚白石家附近。ロは樽屋町。ハは樽屋
町と海潮寺。ニは常教寺。ホは海潮寺ミ妙蓮寺。ヘは金比

圖五十四第



イは多越天満宮ミ天樹院筋。チは天樹院筋ミ堀内小
林家。リは濱
崎門の内。金
比羅社、惠美
須町吉廣家。
ヌは明倫校。
口繪第二
圖解説
茲に掲げたも
のは普通見る
所の唐草がな
く、萩の瓦當
としては比較
的珍しい趣
向のものであ
る。最上のも
のを一とし、
以下順次説明

を加へる。

一、蝙蝠が雲中に飛揚する圖は奇想天外より來るの感があ
る。こは堀内末永家附近、江向八丁淺海家附近、中津江
小林家に一枚宛ある他、中小畑永照寺附近には密集して
存在する。彼の國本窯創設者である陶工吉田道亭は蝙蝠

の構圖を好んで描き、其影響により小畑諸窯の茶碗見込
などに蝙蝠を書いたものが多い。この事實より見てこの
瓦の圖案は道亭が書いたもので、恐らく天保年間中小畑
に存在した不詳の瓦窯で作つたものと推定する。
二、櫻の花と葉なごで書いてあるのは杉山瓦の所に記して
ある通り、櫻の名所櫻江で作られたものと考へて居る。
三、管公に由縁の多い梅花の模様のもは多越天満宮にあ
るものである。
四、この櫻花模様のもは新堀の金比羅社にある。是は三
と共に線の織弱なことなどより大津郡出來のもの考へ
て居る。現に金谷天満宮の梅鉢丸瓦に大津郡の西村金右
衛門の瓦印がある例もある。
五、この兜形のもは北古萩亭徳寺にある、
何處出來のものか判定し難い。
六、この花冠を圖案化したものは東光寺鐘樓で只一枚見付
けた、恐らく河村本家製のものであらう。
七、六と同種のもので惠美須町法華寺で一枚見付けた。此
種のもは三御用瓦師が夫々作つたものと思はれるの
で、尙一枚類似のものが在る筈と想像する。

廣告

一、萩の陶磁器 山本勉彌 著

萩文化叢書第一卷 A五版假綴八七頁
定價一五〇円送料六円 萩賣所萩市東田町五八 白銀書店

一、萩電爭議實錄 山本勉彌 著

A五版假綴七二頁 定價一〇〇円送料六円 發賣所同前

一、珍魚の譽 田中市郎著 山本勉彌編

萩文化叢書第二卷 A五版假綴六一頁
定價一〇〇円送料六円

發賣所同前

豫告

一、萩附近の史實 山本勉彌 著

萩文化叢書第四卷來十二月發刊豫定

昭和二十六年十月十九日印刷
昭和二十六年十月二十日發行

定價一五〇圓

送料一二円

著者 山本勉彌

山口縣萩市江向四二三番地

發行所 萩文化協會

山口縣萩市江向四二三番地

印刷所 株式會社 萩響海館

山口縣萩市御許町五八番地

發賣所 白銀書店

山口縣萩市東田町五八番地

電話 八四番
振替 大阪三七九三番

不許複製

